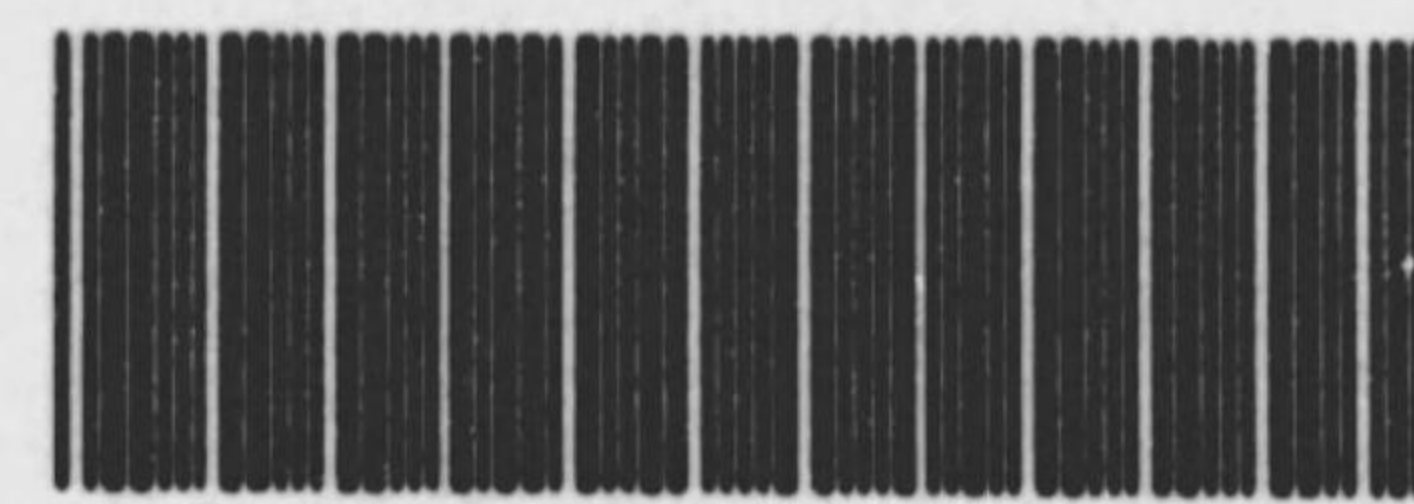


372
606



* 0045362000 *

0045362-000

特 2 1 1 - 1 3 0

修身教授資料

岡本作次郎・編

弘道館

昭和 1 2

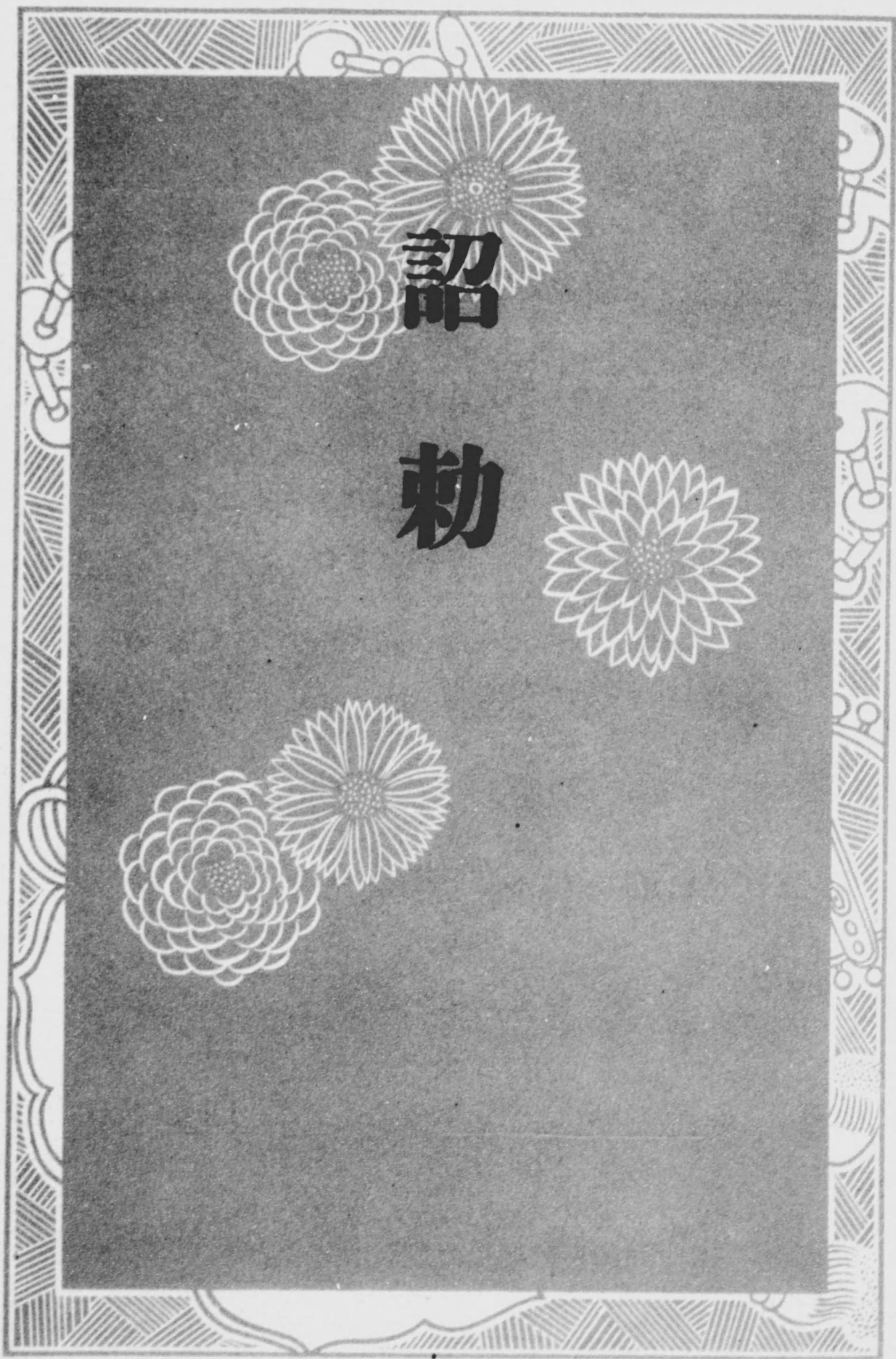
AHF

符 211
130



中等新修身書





詔

勅

天祖の神勅

豊原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が子孫の王
 とすすべき地をり爾皇孫就て治らせききく寶祚
 の隆えまさんこと天壤と興に窮なかるべし

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一 廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ庶ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ盡ケ人心ヲシテ倦マカラシメン事ヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基テヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ進歩ヲ振起スヘシ
- 一 國權伸張ノ要ヲ求ムルニテ先ニ士氣ヲ振起スヘシ
- 一 天竺神國ニ等シ大ニ新國是ヲ定メ萬民皆全ノ道ヲ立ントス

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我が皇祖皇宗國ヲ奉ムルコト宏遠ニ徳ヲ潤
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ篤死心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ孝悌己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
徳器ヲ成就シ遠テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ違ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
運無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠臣

ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン
新ノ道ハ實ニ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ孝々服膺シテ成其徳
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十五年十月三十日

御名 御璽



戊申詔書

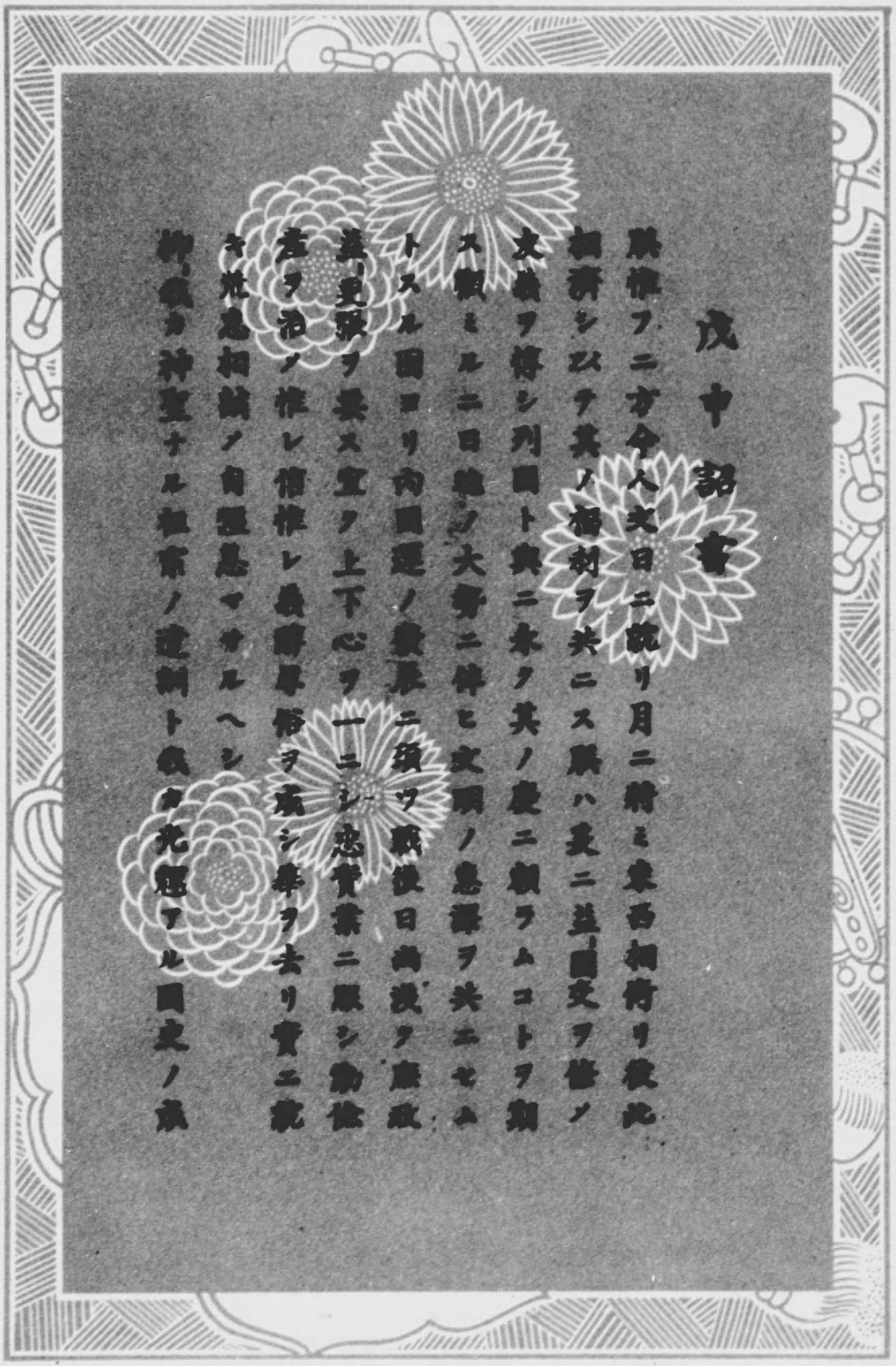
朕惟フニ方今人天日ニ就リ月ニ將ニ東西相倚リ彼此
相濟シ以テ其ノ福胡ヲ共ニス朕ハ是ニ益國交ヲ修メ
文藝ヲ博シ列國ト與ニ水ヲ其ノ慶ニ觀ラムコトヲ期
ス朕ヒルニ日維ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ息源ヲ共ニセム
トスル國ヨリ内國運ノ發展ニ須ク戰後日滿漢ヲ康政
義更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉
廉ヲ治メ惟レ信惟レ義尊卑格ヲ正シ率ヲ去リ實ニ統
キ光惠相濟ノ自強是マサルヘシ
神皇ノ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト朕ノ光惠ヲル國史ノ承

跡トハ炳トシテ日星ノ如シ是ニ克ク恪守シ津福ノ積
ヲ輪サハ國運發展ノ本近ク新ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ朕カ忠良ナル臣民ノ協贊ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十五日

内閣總理大臣 刺署



國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教旨ニ習ノサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ復又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誡ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪範ニ非サルナシ
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致
セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ

朕ニ是實ニ運ヒテ憂懐憂、至レリ

親近學術並、朝々人智日ニ進ム然レトモ詩學歌賦ノ習
漸ク衰シ輕佻詭譎ノ風モ亦生ヌ今ニ及ヒテ時勢ヲ早
ノスムハ或ハ前途ヲ夾隆セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚ク大ニシテ文化ノ起衰國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ倚ツラマ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ遺訓ニ依テ其ノ實
實ヲ奉ルニ在ルノミ宜ク教旨ノ淵源ヲ追ヒテ智徳
ノ軌道ヲ守リ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勸シ詩學歌賦ヲ
斥ケテ實實則使ニ趨キ輕佻詭譎ヲ掃メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ順ニシテ親和ヲ致シ公論ヲ守リテ秩序ヲ

保テ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛
共存ノ體ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安樂社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

各國務大臣副署

本書の作製並に御使用について

本書作製に關する著者の趣旨は大約左の通りである。

- 一、本書は教科書の本文だけでは不十分と思はれる點を補充する趣旨で材料を蒐集したこと。
- 一、本書の材料は教授者各位に於て適宜取捨せられたきこと。
- 一、本書には特に各課の教授目的乃至は要旨の如きものを記述しない。之等の事は宜しく教授者各位の自由裁量によらねたい。
- 一、本書の解説中、見出しに【】を附せるは教科書中の本文を引用せる印であり、同じくゴチックで書き出してあるのは本文に關聯ある材料を示すこと。

大體以上の如くではあるが、固より本備考は完全なものではないから、教授者各位の御準備を切に希望したい。勿論本書の内容については、各位の御叱正によつて將來改訂増補を圖るつもりである。

中等新修身書備考 卷一

目次

第一課 入學の第一歩	一頁
一、入學の喜	一
二、我等の學校	一
三、立志	二
四、我等の本分	四
第二課 心身の健全	六
一、精神と身體との關係	六
二、我等と健康	六
三、健康の方法	七
四、健全な精神	九
第三課 運動	二
一、運動の必要	二
二、日本人の體位	二
三、各種の運動	三

四、體操	三
五、教練	四
六、遊戲、競技	四
七、劍道、柔道、弓道	五
八、水 泳	六
九、運動には全體の人が加はれ	六
一〇、運動に關する注意	七
一一、要 約	七
第四課 良き友	八
一、良友と悪友	八
二、良友を得よ	八
三、自ら他の良友たれ	八
四、信義	九
五、切磋琢磨	九
六、他の交友を妨害するな	九
七、友情の永續	九

八、敬しあへ……………	三
第五課 樂しき勤勞……………	三
一、活動は我等の本分……………	三
二、人の務……………	三
三、勤勞の道……………	三
第六課 忍 耐……………	三
一、忍耐の意義……………	三
二、機を誤るな……………	三
三、忍耐の工夫……………	三
第七課 休養と娛樂……………	六
一、活動と疲勞……………	六
二、休 養……………	六
三、娛 樂……………	三
第八課 無 駄……………	三
一、學費の節約……………	三
二、貯蓄……………	三
三、時間の尊重……………	三
四、計畫ある生活……………	三
第九課 學習の態度……………	六
一、中學校の學科目……………	六
二、自學自習……………	六
三、西洋人との比較……………	六
四、自學自習の態度を作る方法……………	六
五、質問の心得……………	六
第十課 考 査……………	三
一、考査の意義……………	三
二、考査を受ける態度……………	三
三、平素の準備……………	三
四、向上の意氣こみ……………	三
第十一課 良 書……………	五
一、修養と讀書……………	五

二、良書と不良書……………	五
三、良書の選擇……………	六
四、讀書法……………	七
五、圖書館の利用……………	九
第十二課 懈怠心……………	五
一、心の弛み……………	五
二、引しめる心……………	五
三、親心を思へ……………	五
四、克己……………	五
五、相互の戒告……………	五
第十三課 沈 勇……………	三
一、沈勇の意義……………	三
二、沈勇の人……………	三
三、現代と沈勇……………	三
四、沈勇の修養……………	三
第十四課 禮儀正しく……………	七
一、禮儀の必要……………	七
二、心と形……………	八
三、言葉遣……………	八
四、服 装……………	九
五、皇室に對する禮儀……………	六
六、長上に對する禮儀……………	六
七、朋友間の禮儀……………	六
第十五課 國の祝祭日……………	三
一、祝日と祭日……………	三
二、祝祭日と國の歴史……………	三
三、新 年……………	三
四、紀元節……………	三
五、天長節……………	六
六、明治節……………	六
七、元始祭……………	六
八、祖先尊崇……………	六

九、神嘗祭・新嘗祭……………六

十、國旗……………六

十一、國歌……………六

十二、鎮守の祭……………六

第十六課 明朗の心境……………六

一、明るい人と暗い人……………六

二、心を清く……………六

三、健康……………六

四、心配に打克て……………六

五、好意をもて……………六

六、希望に生きよ……………六

第十七課 良き習慣……………七

一、習慣とは何か……………七

二、習慣は第二の天性……………七

三、習慣と我等の時代……………七

四、良習慣の養成……………七

五、習慣と品性……………七

第十八課 一日一善……………七

一、善と悪……………七

二、善の創造……………七

三、一日一善……………七

四、愉快な一日……………七

第十九課 教育に關する勅語(一)……………八

一、明治初年の人心動搖……………八

二、明治天皇の御軫念……………八

三、勅語の下賜……………八

四、勅語と我等……………八

第二十課 教育に關する勅語(二)……………八

一、第一段……………八

二、第二段……………八

三、第三段……………八

四、昭和の聖代……………八

中等新修身書備考 卷一

第一課 入學の第一歩

一、入學の事

【我等の友達中には、小學校を卒へたばかり云々】 大正六年度から昭和六年度に至る十五箇年間に亙り、尋常小學校卒業後全く修學を廢止する者の數を文部省統計によつ

年 度	卒業者	不進學者	百分比
昭和六年度	1358.940	193.042	14.21
五	1233.934	169.599	13.74
四	1262.793	175.329	13.89
三	1278.094	188.845	14.78
二	1286.560	188.099	14.62
元	1289.976	202.727	15.72
大正十五年	1269.928	202.840	15.97
十四	1222.193	180.465	14.77
十三	1217.350	184.270	15.14
十二	1109.362	212.724	18.03
十一	1155.119	255.977	22.16
十	1102.054	247.825	22.48
九	1072.046	274.671	25.62
八	979.597	254.849	26.02
七	908.862	254.309	27.98

第一課 入學の第一歩

て表示すれば、上の如くなる。

以上の表に依れば、尋卒のみで學業を全然廢止する者の數は逐年減少してゐることが看取される。併し之は全國の平均であるから、農漁村等に於ては未だ相當の數に上るとであらう。而も尋卒後進學する上級學校の中には補習學校、青年學校、高等小學校をも含むから、所謂中等學校に入學し得る者の數は極めて少數となる譯である。

二、我等の學校

【中學校は國民に高等普通の教育を施し云々】 中學校令第一條に「中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニカムヘキモノトス」(傍點は著者の附せるもの)とある。又中學校令施行規則

第一條には次の如く規定してある。

中學校令施行規則第一條 中學校ニ於テハ中學校令ノ旨趣ニ基キ小學校教育ノ基礎ニ據リ一層高等ノ程度ニ於テ道德教育及國民教育ヲ施シ生活上有用ナル普通ノ知能ヲ養ヒ且體育ヲ行フヲ以テ旨トシ特ニ左ノ事項ニ留意シテ其ノ生徒ヲ教養スベシ

- 一 教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ學校教育ノ全般ヨリ道德教育ヲ行ハント期シ常ニ生徒ヲ實踐躬行ニ導キ殊ニ國民道德ノ養成ニ意ヲ用ヒ我ガ建國ノ本義ト團體ノ尊嚴ナル所以トヲ會得セシメ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期スベシ
- 二 獨立自主ノ精神ヲ養ヒ勤勞ヲ愛好スルノ習慣ヲ育成シ且協同ヲ尙ビ責任ヲ重ンズルノ觀念ヲ涵養セシムコトニカムベシ
- 三 専ラ心力ノ啓發ヲ旨トシ徒ニ専門的學術ノ體系ニ泥ムコトナク社會生活上適切有用ナル知能ヲ養ハシムコトヲ期スベシ
- 四 生徒ノ身體ヲ強健ナラシムルト共ニ精神ヲ鍛鍊シ

青年ノ潤達ナル氣風ヲ養ハント期スベシ
以上によつて中學校教育の目的は明らかである。即ち中學校の教育は、小學校教育が初等普通教育と言はれるに對して、高等普通教育である。故に中學校教育の目標は高き程度の一般的陶冶に力點が置かるべきであつて、決して偏狹なる専門的、職業的教育に偏すべきではない。況んや上級學校入學準備では絶対にあり得ない。

三、立志

【すべて事はその第一歩が大切】 英諺に「よき着手は半分の成就」(Well begun, half done)といふことがある。又希臘の諺にも「物の始は全體の半」と言うてゐる。小學生活から中學生活に進んだ第一日に於て、確く心に期する所あらしめねばならない。

【こゝろさす方を定めて……の御製】 此の御製は明治三十九年に「道」といふ御題で詠ませ給うたものである。

孔子の立志 論語爲政篇に「子曰。吾十有五而志于學。三十而立。四十而不惑。五十而知天命。六十而耳順。七十而從心所欲不踰矩。」とある。之は孔子の人格發

展の段階を示すものであるが、特に最初學に志した熾烈なる動機について深く味得すべきである。

頼山陽の立志 山陽は十二歳の時既に志を立て、一篇の論文を草した。文は堂々たる漢文で如何にも少年期に於ける偉人立志の動機が明らかに見える。彼はその「立志論」に曰く、「噫、男兒學ばざれば已む。學ば、當に群を超越べし。古の賢聖豪傑、伊博の如き、周召の如き者、亦一男兒のみ。吾、東海千載の下に生ると雖も、生れて、幸に男兒たり。又儒生たり。安んぞ、奮發志を立て、以て國恩に答へ、以て父母を顧さざるべけんや。遇不遇は天なり。苟も、古の帝王の道を學んで得る有らんか。神にして之を明にするは、我が爲す所に在り。我が爲す所、今日の情勢に合し、而して其の至るや、情勢我に隨つて回る。夫れ然る後に、古の賢聖豪傑の成す所、吾も亦幾ふべきのみ。孰れか吾が言を狂と謂ふか。吾れ生れてより十有二年なり。父母の教を以て古道を聞くを得る者六年。春秋に富むと雖も其の成る已に近し。苟も自ら奮はず、因盾目を消さば、將に夫の章を尋ね句を摘むの徒と伍して止まんとす。恥ぢざるべけんや。是に於てか書して以

て自ら力む。又之を申ねて曰く。噫汝之を擇べ。同く天下に立ちて、同く此の民たり。汝、庸俗に群せんか。抑古の賢聖豪傑に群せんか。」と。(傍點は著者の附記せるもの) 十二歳の年少にして而もよく學問の要諦を心得た彼の炯眼に敬服せざるを得ない。

橋本左内の立志 左内は幼時から志氣の潑刺たる傑物であつた。早くから歴史を愛讀し、古英雄によつて己の志氣を養うたが、十二歳の時宋朝の忠臣岳飛の人物を景慕し、自ら景岳と號するに至つた。十五歳の頃彼の志氣は愈々盛んになり、自ら「啓發錄」と題する自誠の書を著して修養に努めた。彼は啓發錄に於て、去「稚心。振氣。立志。勉學。擇交友。の五條を以て修養の要件とした。その「立志」に曰く「志とは心のゆく所にして、我々の向ひ趣き候處をいふ。士に生て忠孝の心なき者はなし、忠孝の心有之候て、我君は御大事にて我親は大切なる者と申す事、聊にても合點ゆき候へば、必ず我身を愛重して何とぞ我こそ弓馬文學の道に達し、古代の聖賢君子英雄豪傑の如く相成り、君の御爲を働き、天下國家の御利益にも相成候大業を起し、親の名までも揚て醉生夢

死のものにはなるまじと直に思付候者にて、此即志の發する所也。志を立るとは、此心の向ふ所を急度相定、一度右の如く思詰候へば、彌切に其向きを立て常々其心持を失はぬ様に持こたへ候事にて候。凡志と申は書物にて大に發明致し候か、或は師友の講究に依り候か、或は自分患難憂苦に迫り候か、或は憤發激勵致し候歟の處より立ち定り候者にて平生安樂無事に致し居り心のたるみ候時に立事なし。志なき者は魂なき蟲に同じ、何時迄立ち候ても丈ののぶる事なし。志一度相立候へば、其以後は日夜逐々成長致し行候者にて、萌芽の草に膏壤をあたへたるが如し、古より俊傑の士と申候人として、目四つ口二つ有之にてはなく、皆其志大なると逞しきとにより遂に天下に大名を揚候なり。世上の人多く碌々にて相果候は他に非ず。其志太く逞しからぬ故なり。志立たる者は恰も江戸立を定めたる人の如し、今朝一度御城下を踏出し候へば、今晚は今莊、明夜は木の本と申す様に逐々先へ先へと進み行申候也。(傍點は著者附記す)と。

四、我等の本分

【本分】 本分は又「務」とか「使命」といつても宜しい。獨語では *Bestimmung* の語が之に相當する。人々が各各の立場に應じてその本分を盡すならば、社會生活は極めて圓滑に進行し、地上の樂園を建設し得るであらう。【道德生活である、修身である】 道德とは畢竟社會に生活する人々の關係を律する所の規準である。故に眞正の社會生活とは即ち道德生活でなければならぬ。而して人々相互の生活關係は各自の本分を全うすることによつて始めてその完全が期せられる。而して道德生活とは自己の修養生活即ち修身である。本文は此の意を表現したものである。

【校風の振作】 生徒は學校と運命を共にするものである。職員、生徒、學校は全く一つ物である。新入生には未だ自分の學校といふ意識が稀薄であるから、自然にその自覺を促さねばならない。尙校風の振作に關しては、第三卷の「我等の學校」で詳しく教授することになつてゐる。【與へられた課程に好惡の別なく】 凡て學校教育は國家の示した一定の學科課程に據つて行はれるものである。故に生徒の好惡により勝手に取捨されることを許さない。

中學校の學科目に關しては本卷第九課に於て更に教授することになつてゐる。

【善の實現】 こゝでは格別倫理的にむづかしく説く必要はない。善の概念的説明は四卷に出て來るから、こゝでは單に常識的に取扱つて置くがよい。

第二課 心身の健全

一、精神と身體との關係

心身の關係 古來心身相關の理に關して種々の議論が行はれてゐる。或者は精神を主に考へ、他の者は身體から精神を説明しようとする。又他の者は心身の平行説を唱へる。今日と雖も此の問題に關する徹底的解決はなされてゐない。凡らく之は永遠に解き得ない謎であるかも知れない。併し吾人は直接的經驗の事實として、心身の密接不可分離的關係を無視し得ない。實に心身は一體となつて吾人の生活を創造してゐるのである。

殊に身體の諸器官と我等の氣質の間には密接な關係がある。特に病的状態に於てそれが明瞭になる。例へば甲状腺(咽喉の突出してゐる所の内部にある細胞の塊)の働が不良になると精神が鈍くなり、痲痺状態に陥る。更に進むと白痴の如くなるといふ。之に反して甲状腺の活動が過度になると心が非常に刺戟され易く過敏となつて來る。尤進すると燥狂の状態を呈する如きである。又筋肉

がよく發達すると精神が大いに活潑となり、自己を信頼するといふ一種の心強き感じが起つて來る。此の如く心身兩者の間には密接な關聯が存するのである。

二、我等と健康

【若し身體の健康を害したならば云々】 小學校から中學校に進んだ生徒は、生活環境の激變から尠なからシックを與へられてゐる。殊に教授法等も小學校時代とは、違ふから、教師は特に生徒の身體の保健を考慮に入れて學習の指導をせねばならない。又生徒に對しては中學五箇年の修業の爲にも、十分なる健康の必要なることを悟らしめたい。

【身體虛弱なときは云々】 ルソーは「弱い身體は心を弱くする。」と云つてゐる。之は日常見聞する多くの事實である。勿論身體が弱くとも堅固な道德意志を具備するものもあり、又かく修養することを望むのではあるが、而も

強き身體の所有者がもつ旺盛なる氣力には及び得ないであらう。特に一般民衆に於ては、身體が不健全になると意志も薄弱となり、随つて誘惑にも陥り易くなるのである。又自己が一度決意した計畫も中途にして挫折し、思切つて所信を貫徹することが出來なくなる。

三、健康の方法

【第一は衛生で第二は鍛錬である】 健康を保護増進する二



つの方面である。衛生はその消極的方面であり、鍛錬はその積極的方面である。生後暫らくの間は専ら消極的なる衛生を必要とするが、漸次に積極的鍛錬を加味せねばならない。之を便宜圖示すれば上圖の如くなるであらう。之は固より極めて大體を示すものであるから、圖に捉はれてはならない。如何に青年時代と雖も全然衛生を不必要とすることは出來ぬであらう。青年、成年の時代を過ぎて老年期に入つては、二度鍛錬よりも衛生を重んぜねばならなくなるのである。

【我等青年はともすれば暴飲暴食して云々】 中學時代の生徒は随分暴飲暴食するものである。時には友達同志競つて大食することがある。随つて中學生には胃腸を害してゐるものが随分多い。胃腸障害は、精神の活動を鈍らし、所謂「あたまが悪くなる」のである。特に下校直後の間食や運動競技後の飲食等に關して注意する必要がある。

【室内の採光】 學校の採光施設に關しては當局に於ても十分考慮してゐるやうではあるが、而も児童、生徒の近視眼患者は逐年増加の傾向であるのは寔に遺憾に堪へない。勿論近視の原因は尙他に多くあらうけれども、室内の採光不完全に因ることが極めて多い。學校によつては特に冬季に於て教室内の採光不完全なるものを見ることがある。殊に東北、北海道の如く、冬季の日中短く、其の上降雪による故障の多い地方では一層此に留意する必要がある。

【是非とも今の中に身體を鍛錬して】 鍛錬は幼少の時から次第に其の強度を加へ、青年期に至つて最高頂に達すべきである。三十歳以後になつてから新しい鍛錬を始めることは困難である。青年時代にしっかりと鍛錬の土臺

が出来て居れば、老年期に及んでも相当無理がきくものである。我等は白髪の老人が剣道具を身につけて道場に現れる時、一種言ふべからざる壯美に感激せしめられるではないか。

貝原益軒の強壯養壽

益軒は幼時非常に身體が弱く、その成長さへも危ぶまれた程であるが、よく養生を守つた、め八十五歳の長命を保ち、而も學徳共に高い偉大なる碩學となつたことは人のよく知る所である。彼は讀んでゐる書物の中に養生の事が書いてあると、一々之を書抜いてよく守つた。彼はその著養生訓の中で「人の命は我にあり。天にあらずと老子はいへり。人の命は、元より天にうけて生れつきたれども、養生よくすれば長し、養生せざれば短し。然れば長命ならんも、短命ならんも我が心のまゝなり。身つよく長命に生れつきたる人も養生の術なければ早世す。虚弱にて短命なるべきと見ゆる人も保養よくすれば長命す。」と云うてゐる。

益軒の晩年に於ける著作の年譜は次の如くである。最後の八十五歳に彼の著作としては最も高尚で哲學的な慎思録と大疑録とが出来てゐるのを見ると、益軒の頭惱が

最後迄健全であつたことが判る。

- 七〇歳 和字解一卷成る。日本釋名三卷。三禮口訣三卷また成る。
- 七二歳 近世武家編年略一卷を作る。至要編また成る。宗像郡風土記を作る。隨行訓語眞字假字各一卷また成る。
- 七三歳 昔樂紀開一卷成る。扶桑記勝を修補す。
- 七四歳 黒田忠之公講成る。點例一卷及び和歌紀開一卷を著す。五倫訓若干卷。君子訓三卷また成る。
- 七五歳 宗像三社縁起並附録一卷成る。菜譜三卷を著す。
- 七六歳 古詩斷句一卷成る。邸事八卷を著す。
- 七七歳 和漢古語二卷を作る。
- 七九歳 大和俗訓八卷を著す。
- 八〇歳 大和本草二十五卷、岐蘇路記二卷成る。篤信一世用財記一卷また成る。
- 八一歳 樂訓三卷及び和俗童子訓成る。
- 八二歳 岡海神社縁起一卷を作る。有馬名所記二卷、五常訓五卷、家道訓六卷また成る。
- 八三歳 心畫規範一卷及び自娛集五卷成る。
- 八四歳 養生訓八卷、諸州巡覽記七卷、日光名勝記一卷成る。
- 八五歳 慎思録六卷及び大疑録二卷成る。

養生の生理的基礎 「昔希臘にミロンといふ有名な力士が

あつた。かれは双手に大いなる牡牛をさしあげて、オリンポスの運動場を一巡して群衆を驚かした人である。かれがかゝる怪力を得たことの秘訣を問うた時、かれ答へて曰く、「それは何でもないことだ。牡牛が小さかつた時分から、自分は毎日怠らずこれを扛げて筋肉を鍛練した。そこで牡牛が成長するにつれて、自分の腕力も増進して難なくそれを運び得る様になつたのである。」

この逸話は、痛切に、鍛練の効果がいかに驚くべきものであるかを物語つてゐる。科學の立場からいへば、生活體も亦一個の機械である。さりながら生きてゐる機械である。さうして生きてゐる機械には、生命なき機械とこの點に於て最も大切なる差別がある。普通の機械は使用すればする程磨滅を早めるのみであるが、自ら建設し修覆し得る活きた機械では、一定度迄使用すればする程機能が増進する。即ち餘計の仕事に順應することを知つてゐる。而してこれが鍛練の生理的基礎をなすことは敢て言をまたない。(永井醫學博士)

四、健全な精神

【病は氣から】 昔からいはれてゐる言葉であるが、全くその通りである。格別病氣でないのに、一寸の身體的故障を毎日苦にして終に本當の病氣になる神経質の人間がある。所謂「神経やみ」である。氣の持ちやうで簡單な風邪位は癒えるものである。

【我等は努めて精神の平和を保ち云々】 生理學の實驗によると氣持のよい愉快な時には脈搏が強く遅くなり(健全な脈搏)、不愉快な氣持の時は弱く速くなる(不健全な脈搏)。随つて常に愉快な氣持でゐると脈搏も呼吸も調子がよいので身體の工合がよいのである。之に反して不快の時は身體に悪影響を及ぼすのである。米國のキャンソンといふ人が動物に恐怖、憤怒、苦悶の如き感情を起させ、レントゲンで内臟作用を観察した所によると、かゝる感情の起る場合には胃の消化運動が全然止まつてしまふ。又喜悅の感情の起つた時は胃の活動は極めて活潑となることとが明らかにされた。故に深く悲しみ愁へたり、激しく憤つたりする時には食欲が進まず、時には胃腸障礙を起したりする。心が平和で愉快な時には食も進み消化もよくて、健康を促進するのである。

貝原益軒はその養生訓に次の如く言つてゐる。「養生の術は先づ心氣を養ふべし、心を和かにし、氣を平かにし、いかりと慾をおさへ、うれひ思ひをすくなくし、心をくするしめず、氣をそこなはず、是心氣を養ふ要道なり。」

「心を靜にしてさわがしくせず、ゆるやかにして迫らず、氣を和らかくしてあらくせず、言をすくなくして聲を高くせず、高くわらはすつねにこゝろをよるこはしめてみだりに怒らず悲しみをすくなくし、かへらざることを悔まず、過ちあらば一たびは我身をせめて二度悔まず、只天命を安じてうれへず、且心氣を養ふ道なり。養生の士かくの如くなるべし。」と。

【みち／＼にの御製】明治四十三年に「をりにふれて」の御題の下に詠まれ給うたものである。

【健全ナル精神ハ健全ナル身體ニ宿ル】 古代ローマのジ・ベナリスの語で、羅句語では Mens sana in Corpore sano とSび英語に翻譯すれば Sound mind in sound body. とSぶ。之に類する格言は數限りなくある。「健康は幸福の母なり。」Health is mother of happiness.

ロツク心身兩全に関する思想 十七世紀に於ける有名な英國の哲學者ジ・シ・ロツクは其の名著「教育思想」Some Thoughts Concerning Education の本論劈頭に於て次の如く語つてゐる。

Sound Mind in a sound Body, is a short, but full Description of a happy State in this World. He that has these two, has little more to wish for; and he that wants either of them, will be but little the better for any thing else.

即ち此の意は、「健全なる身體に於ける健全なる精神とは、言簡ではあるが而も此の世に於ける幸福なる状態を表してゐる。此の二つを具有するものは最早何等他に望む必要がない。又若し此の一つでも缺く者にとつては、他の如何なるものによつても償はれぬであらと。」といふのである。

第三課 運動

一、運動の必要

【運動は我等の四肢を強壯にし云々】 運動が身體の諸機能を活潑旺盛ならしめることは今更更めていふ必要がない。今運動が身體を強壯ならしめる生理的理由を擧げると次の如くなる。

1. 運動すると血液の循環が盛となり、血管も次第に分岐増殖してその作用が益、完全となり、筋骨を始め諸機關が榮養されて發展する。
2. 身體が運動によつて發展することは、鍛冶屋の腕、車夫の脛の著しく發達してゐるのを見れば明瞭に判ることである。
3. 運動は血液の循環を盛んならしめるから、消化器、呼吸器、排泄器等の機能をも活潑にして健康を益する。
4. 運動が不足すると、假令榮養がよくて身體が肥満しても所謂脂肪ぶとりで筋肉が健全に發達してゐるのではなからぬ。

兎に角吾人は夫々の體質や年齢に應ずる差異こそあれ、運動を必須とする點には何等變りがない。【而もその結果はやがて精神の活動をも盛んならしめる】 運動後の爽快なる気分は、運動する者でなければ到底味ひ得ぬ境地である。獨り精神が爽快になる許りではなく、活動的意氣込が鬱勃として起るのである。

二、日本人の體位

我が國民の壽命 内閣統計局が昭和十年八月六日に發表した第五回國民生命表は、我が國民の壽命の消長、一般國民の健康、衛生、保健問題を初め各方面に重要な示唆を與ふるものがある。

死亡率は國民全體から見ると人口千人について二十名足らずとなつてゐるが、一番死亡率の多いのは一年未滿の乳兒で十人に一人強、即ち人口千人に對して男百四十、女百二十四であつて、之を外國に較べると一番少いのは英の男九〇、女六九、多い方は伊の男一三五、女一二一

で世界的記録である。

男が二十歳、女二十一歳の青年期には再び高率となり、男九・八、女一〇・六で、低率の英は男三・五、女三・一、多

い所で佛の男六・四、女五・二に比して、是又日本の青年期の危機が世界的記録であつて、識者の熟考すべき事である。

各國の死亡率(千人につき)

年齢	男						女					
	日本	英	米	佛	獨	伊	日本	英	米	佛	獨	伊
零歳	140.1	20.0	155.0	121.3	125.0	155.6	121.1	69.4	122.8	88.3	92.9	122.3
十歳	2.6	1.6	2.4	1.9	1.4	2.6	3.0	1.8	2.2	2.1	1.3	2.8
二十歳	9.8	3.5	5.0	6.4	4.3	5.6	10.6	3.2	4.4	5.3	3.3	5.3
三十歳	7.8	4.3	6.8	6.6	4.1	5.5	8.9	3.9	6.2	5.9	4.1	5.9
四十歳	9.6	6.9	10.5	9.0	5.4	6.8	10.2	5.3	8.3	6.7	5.3	6.7
五十歳	17.5	21.8	15.8	14.3	10.3	11.2	22.6	9.3	22.8	10.4	8.9	9.5
六十歳	36.7	25.6	30.0	28.3	23.6	33.9	24.2	19.0	26.1	19.9	19.5	19.5

(昭和十一年朝日年鑑に依る)

三、各種の運動

個人的と團體的 此に個人的運動及び團體的運動として挙げたものは、決して絶對的の意義に於ては、ない。個人的運動として挙げたもの時には立派な團體運動となり、又團體的運動として挙げたものに就ても同様である。故に教授に際しては誤解のないやうに取扱つて貰ひたい。

女子の運動種目

今日の運動種目の多くは、主として男子本位に考へられたものである。随つて現今女子の體育運動は殆んど男子のそれと同様なる状態である。併し女子は男子に比して生理的にも心理的にも著しい相違があるから、随つて女子の體育運動は當然女子特有のものがあるべき筈である。この點に關しては將來専門家、實際家の研究努力を俟つべきことが甚だ多い。

四、體操

中學校令施行規則第十七條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ姿勢ヲ端正ニシ身體ヲ強健ニシ且其ノ動作ヲ機敏ナラシメ快活、剛毅、堅忍持久ノ精神及規律ヲ守リ協同ヲ尙ブノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ體操、教練、劍道及柔道、遊戲及競技ヲ授クベシ
【ラヂオ體操】 國民の體育向上を目的として毎朝ラヂオによつて行はれる徒手體操。運動は十一種類よりなる。これは昭和三年今上陛下御即位の御大典を記念するため、逓信省簡易保險局、日本放送協會及び生命保險會社協会の發案で、文部省援助の下に我國體育界の權威者が創案し、同年十一月一日から實施された。ついで昭和七年七月からは青年及び壯年者のための第二ラヂオ體操(十一種類の運動より成る)が案出され、第一ラヂオ體操と相並んで毎朝全國的に行はれてゐる。

ラヂオ體操の會 昭和六年七、八兩月東京市及び隣接町村の各小學校校庭並に公園、神社、佛閣の境内その他各處の廣場に、一般民衆が參集して集團的に之を行ひ、保健上著しい効果を擧げた。大阪市でも同年秋小學校校庭及

び公園その他で盛大なラヂオ體操の會を開催し、顯著な實績を擧げた。以來ラヂオ體操の會は急速に普及し、各地の小學校校庭、公園、神社佛閣の境内、工場、鑛山、海岸その他の廣場に開催され、又本土だけでなく臺灣、朝鮮、樺太、滿洲に迄普及した。昭和六年度の實施區域は舊東京市並に隣接郡部で會場數三〇五箇所、參加延人員三百五十萬人。昭和七年には全國主要都市一九三三箇所、三三三六箇所、四四、〇七三、八九二人參加した。尙夏だけでなく四季を通じて永續的に體操を行ふ會場も各地に現はれた。

ラヂオ體操の特色は、老若男女ともに特別の練習を要せず體力を過度に浪費することなく、平易に愉快に健康を増進し得る點にある。又ラヂオ體操の會は國民保健上のみならず、國民の團體的精神の發揚と向上とも有意義であるから、今後益々國民間に普及すべきである。ラヂオ體操は獨り我が國のみならず、ドイツ、アメリカ、フランス、デンマーク、スエーデン等の各國でも盛んに行はれてゐる。

五、教 練

近來社會の一般情勢の影響により、生徒の教練状態は極めて緊張ある好成绩を示すことは喜ぶべき現象である。學校教練の目的は決して單なる軍事訓練のみが目的ではない。勿論國民皆兵の我が國であるから、凡そ男子たるものが一朝有事に際して銃をとる場合の訓練の必要なるは言ふ迄もないが、同時に之によつて本文にある如き精神的訓練を重視するものなることを忘れてはならない。

六、遊 戲、競 技

【オリムピック大會にも云々】 昭和七年九月二十九日、大日本體育協會々長岸清一氏が聖上陛下の御前に於て御進講申上げた要旨が「第十回オリムピック大會報告」の巻頭に掲載してあるのを抜萃して紹介する。

1オリムピック大會と日本 現今の國際オリムピック大會は神武紀元前百有餘年より紀元一千年即ち仁德天皇の頃まで繼續し、其後全然廢滅に歸し居りたる古の希臘の競技を再興したるものであります。即ち復興せるオリムピックは要するに古代希臘の

體育理想たる肉體的完成と純真勇壯なる精神の尊重を復活し、

國際競技の舉行に依つて國際親善を増進し、世界の平和に貢獻せんとするものであります。其主唱者佛國人パロン・クーベルタンの獻身的の奔走と努力とに依りて一八九四年に巴里のソルボンヌに準備委員會を開き、一八九六年第一回のオリムピック大會を希臘のアゼンヌに開催致したのであります。

而して爾來四年毎に之を開催し、佛國パリ、米國のセントルイス、英國ロンドンの大會を経て一九二二年瑞典ストックホルムに第五回の大會が開かれ、其時始めて日本より二名の陸上選手即ち三島と金栗とを送りましたけれど、其結果は惨敗に了りました。第六回は獨逸のベルリンに豫定せられて居りましたが歐洲大戰の爲休止となりました。

第七回は白耳義のアントワープ、第八回は佛國パリ、第九回は和蘭のアムステルダムに於て行はれ、第七回以後引續き日本より選手を送りましたけれども第七回の大會に於ては熊谷と柏尾の奮闘に依り、庭球が二等となりたる以外は日本は零敗を喫しました。第八回の大會に於て日本は米國の大學仕込の内藤の力戦に依りレスリングに於て三等となりたる以外は入賞者なく、陸上の織田が三段跳に於て僅に六等となり、水上の高石等が四等乃至六等の成績を得たるに止りました。而して前回のア

ムステルダムに開催せられたる第九回の大會に於ては、日本始めて三段跳に於て織田の一等、平泳に於て鶴田の一等の優勝を得、八百米競泳リレーに於て日本チームは二等となり、高石が百米競泳に於て三等となり、其他女子陸上競技に於て人見が八百米の二等に入賞したるのみにて其他は四等以下六等迄の者が相當ありました。

2ローサンジュレス大會成績 米國ローサンジュレスに開催せられたる第十回大會に於ける日本の参加種目は、陸上、水上、馬術、ホッケー、漕艇、レスリング、拳闘、體操及スポーツ藝術の九種目であります。(中略) 選手の總數は男女總計百三十一名であります。(中略)

前回アムステルダムに於ては日本は始めて二個のチャンピオンシップを獲得したるに對し、此度は七個を得ましたるのみならず、其他に二等七個三等四個の入賞を致し總計十八本の大小國旗をステータムの橋上高く掲揚することを得ましたること。是長足の進歩でありまして、日本は世界各國に對しスポーツの新興國たることを誇り得るものと信じます。(中略)

日本選手が男子の水泳に於て六種目中五種目の優勝を得ましたることは實に素晴らしい成績でありまして、特に水泳選手の多數が十六、七、八歳の少年なることは世界の驚異として刮目感

嘆する處であります。水泳の覇權は未來永劫斷じて他國に委せざることを豪語し居りたる米國を日本が完全に征服したることは實に痛快であります。

陸上競技に於ては僅に一個のチャンピオンシップを得たるのみでありまして、前回のアムステルダムの成績に比し大なる進境を見ざるは遺憾千萬であります。(中略) けれども兎に角日本の陸上の成績もオリムピックの正式順位に依れば三十餘の参加國中第六位でありまして、米、芬、英、愛、加、日の順であります。(以下省略)

七、劍道、柔道、弓道

【武士道的精神の鍛錬】 武士道は封建時代に於て國民の上流階級たる武士の中に自然に發達せる道徳である。而も之は漸次單に武士としての道徳ではなく、日本人の自覺に立つ國民の理想的道徳に發展したのである。當時の武士は面目を重んじ、苟くも武士として非難を受けるが如き卑劣なる行動を避けた。随つて平素武藝を練習するにも、努めて精神の訓練に重きを置いたのである。固より今日は武士階級もなく、社會情勢も往時と一變してゐるとはいへ、而もその武士道的精神は尙國民道徳の深底に

流動して居り、又かくなければならぬのである。即ち武士道の外的形式は異なるが、その善美なる根本精神は益々培養すべきである。今封建時代に各藩に於て出された武藝練習に關する注意の數例を示さう。

◎文事は經書歴史より禮樂書數詞章まで、武事は軍法弓馬刀槍柔術まで皆身を修め國を治るの道藝と心得積固可致事。(龍野藩敬樂館條令、天保五年)

◎武藝上達したればとて、忠孝の志不立時は、却て武勇己に害をなす事あり。(田原藩主諭達書、文化七年)

◎たとへ輜略を究め武技に長ずるとも、是を資として人を欺き、或は争端を開くの類、是亦武道の罪人なり。(館林藩文武兩學生心得、安政四年)

◎文武の技藝に長じ候共、心術行狀不正の向は却て譴責可有之候事。(豐津藩文武教場論達、明治二年)

◎修業之聲身を修るを以て本とし、忠孝は不_レ及_レ申、禮遜を崇び、信義を重じ、厚く其業を學ぶの志肝要なり。抑、武藝は心身を訓練する業にて、上達に隨ひ、心正しく身も修るの道に候條、師弟共文武一源の旨趣を會得すべき事。(佐倉藩演武場條目、天保二年)

想を去ること甚だ遠い觀がある。宜しく全校舉つて運動に参加するやうにしたい。それには生徒許りではなく、老若を問はず職員も全體之に参加する氣風を作興したい。

一〇、運動に關する注意

【自己に適した運動】 身體の虚弱な者が激烈なる運動をすることは極めて危険である。青年の血氣にまかせて身體を害さぬやう注意することが必要である。

【順序を考へる】 之も大變大切な事である。よく降雪地方の學生が春雪溶けを待つて急激に而も過度に運動練習を開始する結果、身體を害する者がよくあるのである。之に限らず、一般に運動練習には自ら一定の順序があるから、よく之を守ることが大切である。

【大切な學業をおろそかにする】 運動選手の中には豫習や宿題をして來ないことは選手の特權でもあるかの如くに考へるものがある。そんな心掛では中學生たるの本分に反することを十分明らかにしたい。

一一、要約

中學校に於ける武道の必修 昭和六年の改正により、劍道及柔道は中學校の體操科に於て必修せしめることとなつた。文部省訓令「中學校令施行規則改正ノ要旨及施行上ノ注意事項」中ニ「劍道及柔道ハ之ヲ體操中ニ於テ必修セシムルコトトナセリ是レ劍道及柔道ガ我が國固有ノ武道ニシテ質實剛健ナル國民精神ヲ涵養シ心身ヲ鍛鍊スルニ適切ナルヲ認メタルガ爲ニシテ兩者又ハ其ノ一ヲ必修セシメントス」とある。

八、水 泳

【獨り水泳は世界の覇者】 今日世界の競技舞臺に於て獨り水泳のみは我が國が斷然王座を占めてゐることは、海國日本の大いに誇とするところである。尙前記「ローサンジュレス大會成績」を参照されし。

九、運動には全體の人が加はれ

【少數選手の獨占物】 從來、ともすると學校の運動は選手の獨占到陥る弊があつた。最近社會一般の運動に對する自覺の向上に伴つて改められて來たとはいへ、尙未だ理

青年は一事に熱中し易いものであるから、勉強する者は専ら勉強にのみ走り、運動を顧みず、之に反して運動に熱中する者は勉強を放棄してしまふ傾向がある。本課に於ては運動の本義に徹せしめ、正しき運動を奨励するやうにしたい。

【ことしあらば…の御製】 明治三十七年に「運動」といふ御題にて詠ませ給うたものである。

第四課 良き友

一、良友と悪友

中學生は自分の友人が悪友であるなどと考へてゐることはなからう。又特に善友だと意識してもゐないであらう。只相互に気が合ふから交際するといふのがその實情である。而も人間の一生は朋友の善悪によつて左右されることが多いのである。故に交友關係に關しては親兄弟、教師は平素十分に指導監督してやらねばならない。

二、良友を得よ

【麻の中の蓬……】史記に「蓬、麻中に生ずれば、扶けざるも自ら直し。白沙、泥中にあれば之と皆黒し。」(蓬生麻中、不扶自直。白沙在泥中、與之皆黒)とある。

【水は方圓の器に従ひ……】實語教にある言葉である。又白樂天の詩に、「無情水任方圓器、不繫舟隨去佳風。」とある。

又昭憲皇太后の御歌「金剛石」に、

水はうつはにしたがひて、そのさまなりになりぬなり、人は交る友により、よきにあしきにうつるなり、おのれにまさるよき友を、えらびもとめてもるともに、こゝろの駒にむちうちて、まなびの道にすゝめかし。と仰せられてある。

【己に如かざる者を友とすること勿れ】論語學而篇にあり。「無友不如己者」

【輕卒に交友關係を結ぶことなく】友人の出来るのは偶然の機會によることが多い。學友間の友情關係は特別の場合を除いて滅多に心配はない筈であるが、校外に於ける友人關係を結ぶに際しては十分注意を拂ふべきことを教へたい。殊に思想團體や不良團體の誘惑に無意識的に引張り込まれぬやうに指導してやりたい。

三、自ら他の良友たれ

從來「朋友」とか「交友」を選ぶことの必要は随分高調

されてゐるが、自分自身が他に對して立派な朋友の資格者たることに努力することの必要については比較的放任された觀がある。之では全く片手落であつて、道徳的には寧ろ良友を求め探す以前に自己が良友を持ち得る資格があるかないかを考へ、自己が他人の眞友になれるだけの修養を積むことに専念すべきであらう。各自がかく注意してこそ自ら良き友が得られるやうにもなるのである。本節に於ては特に此の點を力説したい。

【相互に誠意の照合】朋友間には何か相互に引つける力が必要ならばならない。どうしてもその友とは分れられない一種の魅力が存するのである。それは相互に自己の本心を語り合ひ、誠意を披瀝し合ふ結果である。此の誠意の相互的交流、照合が朋友間の結紐である。

四、信義

【信義】教育勅語に「朋友相信シ」とお諭しになり、又所謂「五倫」にも「朋友信有り」といつて、信義が朋友間の道徳の最大なるものなることを教へてゐる。明治十五年に下賜された軍人勅諭にも次の如く仰せられてある。

一 軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はは始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし。

五、切實 琢磨

【忠告】論語子路篇に「子貢問友。子曰。忠告而善道之、不可則止。毋自辱焉」とある。忠告された瞬間多くの人間はきつと不快な感じをするであらう。随つて本當に忠告する友人はそんなにあるものではない。故に生徒をして忠告をする時の注意、忠告を受けた時の心得等を實例によつて理會せしむるがよい。

【善を責むるは朋友の道なり】孟子離婁章に「責善朋友之道也。父子責善、賊恩之甚者」とあり。

【もろとも……の御製】明治三十六年に「友」といふ御題で詠じあそばされたものである。尙明治天皇は明治四十三年に「鳥」といふ御題で次の如く詠ませ給うてある。

うちつれて渡るをみればとぶ鳥も

おもひくゝの友ぞあるらし

六、他の交友を妨害するな

【他の朋友間の正しい親交をみて云々】 世間には往々他の朋友間の親交を見て之を妬み、甚だしきは彼等の間を阻隔する目的を以て故意に奸計を策する如き寔に卑劣なる人非人がある。特に女子に多く之を見るのである。女學生間には屢々かゝる事實が發生する。教師は特に生徒間の噂話の取扱ひには慎重でなければならぬ。之が不公平に處理されると、圖らざる學校問題を惹起するに至ることがある。

七、友情の承續

【社會に出てからは眞の友人を得ること云々】 小學、中學時代に無邪氣に語合ひ、時には喧嘩し合つた友達が却つて忘れられなくなる。一旦成人して社會に出ると、職業上や社交上の友人は大勢出来るが、小學や中學時代のやうな心措きなく話せるやうな眞の友人は中々得られない。

い。それは、一旦成人して社會に出ると、さう簡単に率直に自己の心中を打明けなくなり、壁一重隔てた交際に終ることが多いからである。随つて成人してからの友はその場限りとなり、承續しないことが多い。小、中學からの友は所謂「竹馬の友」であるから、生涯永く友情を續けるべきである。大人になつて自分の心中を隠すことなく打明け得る友人を持つてゐない程淋しいことはない。

【交情を生涯永く續け】 前述の通りである。こゝにヤングの言つた言葉を引用しよう。「友誼を結ばんと欲せば、先づ熟慮せよ。既に結びたる上は終身渝ること勿れ。是れ汝の友に利あり、而して汝のためには遙かに貴きなり」又英國の哲學者フランシス・ベーコンはその「友情論」On Friendship に於て「眞友なき人は寔に憐むべき孤獨の境涯にある人といふべし。眞友なくんば世界は恰かも荒野の如くなるべければなり。」と言つてゐる。此の原文は、"..... but we may go farther, and affirm most truly, that it is a mere and miserable solitude to want true friends, without which the world is but a wilderness."

八、敬しあへ

【久しうして之を敬す】 論語公治長篇に「子曰。晏平仲善與人交。久而敬之。」とある。如何に親友の間柄と雖も相互に狎れ過ぎると却つて悪い結果を生むに至る。長く交る程一種の尊敬し合ふ氣持が出てこなければならぬ。此の尊敬心とは決して冷たいものではない。温い友情の中に而も對手を敬ふ崇高な感情である。之を逆に云へば、寧ろ尊敬し合へる友でなければ交情を承續し得ず、随つて眞の友でないといへるであらう。

第五課 樂しき勤勞

一、活動は我等の本分

普通に勤勞或は勞働は苦役の如くに考へられてゐる。又實際に於て他から強ひられていや／＼乍らに働く時は、働くことは確かに苦痛であるに違ひない。故に「樂しき勤勞」とは一見矛盾したパラドックスのやうに思はれるであらう。

而し人間性の本質を靜かに考へると、決して無爲に怠つてゐることが満足を與へるとは思はれない。否、寧ろ一日何もすることなくぼんやりと時を過すことは苦痛でなければならぬ。然るに一般に働くよりは遊んで暮す方が喜ばれるやうにも思はれる。併し人間の自覺が深まれば、單なる遊戯による感性的快樂よりも、精魂を打込んで働くことから得られる精神的愉悅の方が一層高次に價值的に感ぜられるであらう。實に勤勞は人間本然の慾求であり、人間がより高く品化する源泉であり動力である。近時中學校に「作業科」が加へられたが、此の作業の

精神は全くこゝにいふ勤勞と同一である。果して日々の作業が楽しんで行はれて居ようか。多少の疑問なきを得ない。又作業科が肉體的勞働にのみ限られるのでは、狹隘に失すると思ふ。又作業科の時間のみに熱心に働くが、他の課業には怠るといふのでも亦作業科の本旨に反する。作業科によつて鍛へられた生徒の勤勞的態度は、生徒の生活の全範圍に互つて有効に顯現されねばならぬ。

作業科の要旨 中學校令施行規則第十六條に「作業科ハ作業ニ依リ勤勞ヲ尙ビ之ヲ愛好スルノ習慣ヲ養ヒ日常生活上有用ナル知能ヲ得シムルヲ以テ要旨トス。作業科ハ園藝、工作其ノ他ノ作業ヲ課スベシ」とある。又昭和六年の「文部省訓令中學校令施行規則改正ノ要旨及施行上ノ注意事項」中に「新ニ作業科ヲ設ケ園藝、工作、其ノ他ノ作業ヲ課シ勤勞ヲ尙ビ之ヲ愛好スルノ習慣ヲ養ヒ且日常生活上有用ナル知能ヲ與フルコトトナセリ蓋シ勤勞ノ

尊重スベキハ最近ノ世態ニ照シ學生、生徒ノ氣風ニ顧ミ特ニ之ガ必要ヲ認ムル所ナリ是レ作業科ヲ以テ基本科目トナシ將來ノ職業如何ニ拘ラズ總テノ生徒ニ必修セシムルコトトシタル所以ナリ云々」と。

二、人の務

勤勞の報酬 米國の哲學者にして文豪であるエマーソンは次の如くに云つてゐる。「自然は人に向つていふ。働きなさい。賃銀を受けても受けなくても、常に働きなさい。只怠らずに働きなさい。そうすれば諸君は報ひを得たくないと思つてもそれは不可能である。諸君の仕事は高尚であつても卑しくても、數物の植付であつても史詩の著作であつても、只正直な仕事であつて、諸君自身が美しいと認める所であれば、その仕事は心の中で察し得る報ひを得るのみならず、又諸君の耳目を以て感じ得る報ひをも得られるだらう。幾度敗れても諸君は勝利を得るために生れたのである。よく仕事をしたといふことそのものが立派な褒美である。」

【我等は財産あるなしにかゝはらず云々】 勞働は貧乏人の

すること、金持には必要がない、寧ろ働くことは體裁が悪いやうに考へるのは、古い封建的思想である。現今に於ては貧者も富者も共に夫々の分に應じて働くべきである。ソヴィエツト聯邦の憲法には「働かざる者は食ふべからず」と規定してあるが、單に之だけについて言ふならば確かに眞理である。只併し我等の言ふ勤勞とは身體的なものと共に精神的のものをも意味するので、決して國民全部が鋤、鋤をとれといふ意味ではない。それぞれの地位、境遇に應じて身體的又は精神的勤勞をすることを意味するのである。

三、勤勞の道

【世の中は多數の人々が云々】 如何に單純な社會に於ても決して孤獨では生活出來ない。殊に現代の如く交通機關が發達し、文化の進んだ時代に生活する我等は、實に複雑な生活關聯を有してゐるのである。隨つて各人は相互に有無相通じ、もちつもたれつの生活をしてゐるのである。故に我等は單に人間としての自己の本性の實現の爲に勤勞が必要ならばかりではなく、自己と生活關聯を有す

る多數の社會人の爲にも不可欠のものとなるのである。
 【活動を好むと同時に休息を好む】 眞に働く者でなければ
 休息の樂は味はれない。カーライルは「勤勞なくんば安
 樂もなく休息もなし」と言つてゐるが、正にその通りで
 ある。休息は決して單に勤勞による疲勞を恢復する爲と
 か、將來の活動に對する準備とばかり解さるべきではな
 く、休息それ自身が人生に於ける一のユニークの意義を
 もつべきであると考へられる。即ち勤勞の中にしみじみ
 と人間性の貴い體驗が得られると共に、靜かな休息の中
 にも豊かな生き甲斐ある人間味が直覺されるのである。
 かゝる人生を生きる者こそ眞に充實した生活を生きる者
 といふべきである。

【起テ爾農夫ハ……の原文】 "A ploughman on his feet is
 higher than a gentleman on his knees."

第六課 忍耐

一、忍耐の意義

【急がずば……の歌】 太田道灌の歌。

二、機を誤るな

時機を見るといふことは決して容易なことではない。機
 會を捉へるには辛抱強くなければならない。注意し準備
 して身構へをし、機の到るのを待つのである。戰場に大
 軍を指揮する名將は、最も機を見ることに長じてゐる。
 徒らに暴勇に委しては大死をするのみである。

三、忍耐の工夫

【僅かばかりの意見の衝突で云々】 世間には随分かゝる人
 が多い。中學生も血の氣が多いから、一寸した意見の衝
 突からすぐ口論し、はては擲合を演ずるものである。か
 かる際はきつと後に悔いるものであるから、努めて隱忍
 自重するように訓戒すべきである。

松平定信の短氣の矯正 定信は幼時身體は甚だ弱かつた
 が、意氣は大いに壯んであつた。而して兎角性急短氣
 で、功を一事に收めようと焦り、少しく意に滿たぬこと
 があると直ちに烈火の如くに怒り、近侍の者も手をつけ
 られぬ有様であつた。彼の教育の任に當つてゐた大塚孝
 綽等深く心配して屢々諫め、又定信自身も反省して種々
 工夫をこらし、十八歳頃には一變したといふ。「源羽林
 公傳」に「御性質氣短くまし／＼、聊の事をも怒を生じ
 給ひしを、近侍の人諫め奉りたれば、工夫を費し、御年
 十八歳の頃舊習を一脱し給ひしとなり。」とある。定信
 十三歳の時に作つた自教鑑の中に「一旦の怒に我身を忘
 れて、其身を失ふこと悪し」とあるのを見ると、既に此
 の頃から性急を自覺して矯正に意を用ひてゐたことが窺
 はれる。

【熱心に勉強しても成績の上らないこと】 心理學の研究に
 よれば、凡て學習の進歩は一様の速度で進むものではな

い。學習の最初に於ては比較的著しく目立つて進歩するが、或る所迄行くと如何に學習しても一向に其の効果が見えぬ點に達する。心理學上之を高原 Plateau と稱してゐる。此の高原に達した時に中止してしまへば最早その人には進歩はないのである。此で忍耐し努力すればやがて又進歩が目立つて來るのである。

【運、根、鈍】「ウン」「コン」「ドン」は同韻の語を連ねて處世の方法を示した格言といひ傳へる。銅山王といはれた故古川市兵衛氏は卑賤より身を起し常にこれを處世の「モットー」として遂にかの古川鑛業の大成功を收めたりといはれる。運は、人事の盡すべき限りを盡して後はあせらず、迫らず悠揚事に處する態度である。所謂「盡人事而俟天命」ことである。根は永續心である。忍耐心である。持久力である。所謂根氣である。我民族性は一般に、感激的にして熱力あれども従つて線香花火の冷め易く永續的忍耐乏し。佛人は天才的にして感激性あれど獨人の組織的にして忍耐力持久力の強きに劣る。我等は我民族性の美點は一層之を助長するとともに、其缺點は教育の力によりて之を除去せざるべからず。根氣の養成

の如きはその切要なるものである。鈍も持久力永續力を象徴せる語にして鋭けれども折れやすき剪刀にはあらで鈍けれども永く大きく切る、斧の刃を讚美したるものである。新井白石の折たく柴の記に「むかしよりいひ傳へし事あり。利根氣根黄金の三こんなくしては學匠になりがたしといふなり。此兒利根こそうまれつきたぐめなほいとけなくしてその氣根の事もはかりがたく云々」の語など参照すべし。

張良の忍耐 漢の張良、其先は韓人なり、秦の始皇の時嘗て間歩して下邳の圯上に遊ぶ。一老父の褐を衣たる有り。良の所に至り、直に履を圯下に墮し、顧み良に謂て曰く「孺子下りて履を取れ。良愕然として、之を殿むと欲す。其老いたるが爲に、乃誠忍し、下て履を取る。因て跪き進む。父足を以て之を受け、笑て去る。父去ること里所にして、復還りて曰く、孺子教ふ可し。後五日の平明に我と此に會せよ。良因つて之を怪み、跪いて曰く、諾。五日の平明に良往く。父已に先在り。怒つて曰く、老人と期して後れたるは、何ぞや。去れ。後五日復蛋に會せよ。五日の鷄鳴に往く。父又先在り。復怒つて曰く、後

れたるは何ぞや。去れ。後五日復蛋に來れ。五日にして良夜半に往く。頃有て、父亦來る、喜て曰く、當に是の如くなるべし。一編の書を出して曰く、此を讀ば、則王者の師とならむ。遂に去つて見えす。且日其書を視れば乃太公の兵法なり。良因て之を異とし、常に習誦す。遂に高祖を佐けて、秦を破り、楚を亡し、漢の帝業を立つ。

(幼學綱要に據る)

韓信の忍耐 淮陰の少年信を侮つて曰く、長大にして好て刀劍を帯ぶと雖も、中情は怯きのみ。之を兼辱して曰く、能く死せば、我を刺せ。死すること能はずんば、跨下を出でよ。是に於て、信熟視し、俛て跨下を出づ。一市皆信を笑ひ、以て怯しとなす。後漢の大將となり、高祖を佐けて、楚を滅し、天下を定む。(幼學綱要に據る)

東照宮遺誠附解難歌 人の一生は重荷を負うて遠き道を行くが如し。(世の中はただに座頭の丸木橋渡る心で渡るべきなり。)急ぐべからず。(怠らず行かば千里の果も見ん牛の歩のよし遅くとも。)不自由を常と思へば不足なし。(三度食ふ飯さへ剛し柔し思ふままにはならぬ世の中。)心に望起らば困窮したる時を思ひ出すべし。(上見れば思

うても無き我なれど我より下の人もこそあれ。)堪忍は無事長久の基。(一生の守本尊誰ありて堪忍佛と知る人はなし。)怒は敵と思へ。(奥山の杉のむら立ともすれば己が身よりぞ火を出しける。)勝つことばかり知つて負けることを知らざれば害其の身に至る。(負けて勝つ譬を知れや頸引の勝ちたる方の倒れるを見て。)己を責めて人を責むるな。(人の過を尤めな言ひそ我過を尤めて見れば暇なき身を。)及ばざるは過ぎたるよりまされり。(言ひやせまし言はでやあらんと思ふこと言はぬは言ふにまさるなりけり。)

◎天才は忍耐である。(マッファン) "Genius is patience." (Barban)

第七課 休養と娛樂

一、活動と疲勞

【疲勞】「人間の身體的、及び精神的活動は、其の何たるを問はず、活動部の生活物質を消耗せしむ、之を異化過程と云ふ。異化過程起れば同時に或は繼起して、その消耗を填補する作用現はる、之を類化過程といふ。異化過程の類化過程に超過して一定度に達する時は、吾人の有機感覺に倦怠の感起り、氣力に變化を生じ、多くは不快を覺ゆ、これ所謂疲勞の感或は主觀的疲勞なり。而してこの疲勞の感生する時は、同時に心身活動の速度、精確度及び總量に變化を生ず、之を客觀的疲勞と名づく。客觀的疲勞は活動力の減退に基くものなるが、この活動力減退の状態を疲勞と呼ぶ。活動力減退の状態は、作業上、教育上、衛生上、看過す可からざる問題なり。何となればかゝる状態を永續せしむる時は、心身の精力消耗せられ、人を病的たらしむるのみならず、兒童青年の發達を阻害し、人類の將來を破滅に導く憂あるがためなり。」(橋)

崎淺太郎、教育的心理學)

【心身能力に差異がある】人間は先天的に、精神的並に身體的性能に於て性質上分量上種々の相違を有してゐる。且又生後の經驗も萬人皆異なるから益々人間の活動には無限の變差を生じて來る。精神的方面を更に分析するならば、知的方面、情的方面、意的方面等夫々に差異を示してゐる。特に知的方面の差異に關しては所謂「知能検査」によつて最近詳細な研究が試みられた。身體方面の性能にも種々難多な分類がされやう。こゝにいふ能力とは決してチルフ等の能力心理學に於ける如き意味ではない。「性能」とか「傾向」とかいふ意味で、心身の作用の外面的表現について名付けたものに過ぎない。

二、休養

【休養を合理的にする】「人間は機械の如き無機物とは異つて、作業によつて必ず疲勞を生ずる。而して又無機物

の消耗現象とは異つて、作業によつて起つた疲勞は、長短の休憩及び睡眠によつて恢復し得るものである。若しも人がその能率の最大限を維持して行かうとするには、毎日新たな勢力を有つて居る様にしなければならぬ。即ちこれを他の語でいへば、一日の勞働によつて生じた疲勞は、睡眠と休憩とによつて翌朝までには十分に除去して置くことを必要とする。その爲めには、過勞を起さしめないことが第一の要件である。而して此の要件を充たすには、第一に作業時間を短縮し、作業速度を適當ならしめること、第二には休憩の按配を適當にすることである。而して或る場合には休憩の按配を適當にすることによつて作業時間を延長して而も過勞なく、有效に作業せしめ得るのである。余(田中寛一博士)は曩に作業時間と休憩時間との關係についての法則を述べて、作業時間が等差級數で増加するときは、それによつて起つた疲勞の恢復に要する時間は等比級數で増さなければならぬといつたのであるが、今エルゴグラフ(著者曰く、エルゴグラフとは手指に重量の下がつてゐる紐を結付け、手指の屈伸作業を測定する心理學の實驗機械である)の場合を

例にとつて、あまり疲勞しない間に休憩を與へると、同じ長さの休憩も一層有效であつて、能率増進の目的に適ふものであることを述べて見よう。

前に述べたやうに、(本文には省略す)屈伸數十五回のときは休憩十分、三十回のときは二十分、四十五回のときは四十分、六十回のときは八十分であるから、これを十時間内の能率に換算すると次の如くなる。此の場合に作業律は一分間に三十回であるから、十五回の屈伸には三十秒を要する。これに休憩時間の十分を加へると、十分三十秒毎に十五回の屈伸作業をなすことになる。而して十時間は十分三十秒の大凡五十七倍であるから、十時間内には十五回屈伸の五十八倍即ち八百七十回の屈伸をなし得るのである。次に三十回の屈伸をするには一分間を要する。而して此の場合には、全く恢復するには二十分の休憩を必要とするのであるから、二十一分毎に三十回の屈伸をなし得る。而して十時間には二十一十分の大凡二十八倍であるから、十時間内には三十回屈伸の二十九倍即ち八百七十回の屈伸をなし得る。又四十五回の屈伸には一分三十秒を要し、その疲勞を恢復するには四十分か、

るのであるから、四十一分三十秒毎に四十五回の屈伸をすることになる。而して十時間はその十四倍に當るから、十時間内には四十五回の十五倍即ち六百七十五回の屈伸をなし得る。最後に六十回の屈伸には二分を要し、その疲労の回復には八十分を必要とするから八十二分間に六十回の屈伸をすることになる。故に十時間内には大凡四百二十回の屈伸をなし得るに過ぎぬ。即ち十時間内に遂行し得る屈伸数は、上表の通りである。

百分比 100 100 78 48

十時間に於ける伸縮回数
870 870 675 420

伸縮回数 15 30 45 60

と三十回宛の場合とは十時間内の伸縮總数は等しくなるのであるが、四十五回宛の場合は前二者に比して七八%、六十回伸縮の場合は漸く四八%に過ぎない。(中略)つまり、餘り疲労の起らない中に休憩を與へると、能率は一層大なることを豫期し得るのである。更に一層極端な場合をとつていへば、一回伸縮しては十秒乃至十五秒休憩すれば殆んど無限につゞけて作業することが出来る。(中略)此等の事實から、休憩の按配が能率増進上如何に重要である

かは明かになつたと思ふ。(田中寛一、人間工學)

【睡眠】 睡眠の原因については諸説異々として未だ一定してゐない。睡眠中に於ける神経活動は一般に鈍いか又は停止されるが、その程度は一定でない。一般に高等中樞の活動は下等中樞の活動よりも一層完全に停止される。排泄、呼吸、脈搏の如きも遅緩とはなるが勿論全くは停止しない。學者の實驗によれば睡眠の深さは就眠後大凡四十五分乃至一時間に於て極度に達し、以後は殆んど同一の程度に於て繼續するのである。

【睡眠の直前に物を喰べたり】 睡眠は完全に行はれることを必要とする。即ち所謂「前後不覺」に深くぐつすり眠ることである。睡眠直前に飲食をしたり、激しい精神のシヨツクを與へたりする時には、中々寝つかれず、その上睡眠中夢をみる事が多い。夢をみるのは完全に睡眠をしてゐない證據である。故に睡眠を效果的ならしめる工夫をさせることが大切である。

【睡眠時間】 「睡眠の長さは何時間位を適當とするかは、疲労の程度及び個人の習慣によつて定めらるべきものである。要は、一日の疲労を一夜の睡眠によつて全く恢復す

ればよいのである。従つて若しも覺醒中、零碎の時間を利用して十分に無活動の状態に入ることの出来る人であるならば、疲労の蓄積は割合に少いから、睡眠時間は僅かでもよい譯である。三、四時間の睡眠で十分であると

する人には、恐らく此の様な工夫に成功して居るのであらう。
エヂソンは現代人の悪習慣として過食と過眠とを擧げて、睡眠については一般の人は一日に七、八時間も寝るから、倦怠を感じるものであつて、若しも四、五時間眠つて満足して居るならば、頭惱は常に明晰であらうといつて居る。而して氏はその考へを實證する爲めに、八人の

助手と共に、一週間に一四五時間乃至一五〇時間即ち毎日二十一時間以上働いて、五週間續けて見たのである。その結果は體重は増し、極めて健康であつたといふことである。併し二三の特殊の人についての實驗の結果を標準として、これを直ちに一般の人に強いるのは危険である。且又疲労の蓄積は有害であるにかゝはらず、その影響が短日月の間には現はれないことがあるから一二箇月の經驗だけで速断してはならない。(田中寛一、人間工學)

今試みに二三學者の實地に調査せるもの及び其の標準時間として想定せるものを示せば左の如し。

人名	年齢	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七
アクセル・ケイ		11:00	11:00	11:00	11:00	10:11	10:00	10:00	10:00	9:00	9:00	8:30
ベルンハルト		11:00	11:00	11:00	10:30	10:30	10:00	10:00	9:30			
レーウンヒル		10:00	10:30	9:30	9:15	9:10	8:45	8:15	8:30	(男)		
ターマン		10:00	10:30	10:15	9:30	9:30	9:15	8:00	7:30			
ホツキン		11:00	10:15	10:15	10:15	9:36	10:00	9:36	9:31	9:06	8:50	8:30

(本表中アクセル・ケイ及びベルンハルトの第一列の時間は、各年齢に對して定めたる標準時間にして、以下は兒童の實際の睡眠時間を調査した結果である。ベルンハルトは獨逸の兒童、レーウンヒルは英國の兒童、ターマン及ホツキングは米國の兒童に就て調査したものである。廣島高師教授佐藤熊次郎氏が本邦の兒童について調査したるものは略ベルンハルトのものに近い。(以上は篠原増訂教育辭典に依る。)

三、娛樂

【我等は努めて上品なもの云々】 近來の民衆化した娛樂の中には、可成り下等な感覺的満足と與へる種ものが多い。特に酒場の頹廢氣分は社會風教上最も憂慮すべき問題であつて、學生の中にも此に足を運ぶものが増加した傾向である。ダンスホール、活動寫眞館等に頻繁に通ふことは、青年の弱點から不知不識の間に邪道に踏込む機會をつくることが多い。賭事遊びは勿論、麻雀、碁、將棋等に思はず夜更かしをすることは、娛樂の眞の目的に反する。「歡樂極兮哀情多」(漢武帝秋風辭)とか歡樂の終

は悲哀の始である(和蘭諺) “The end of mirth is the beginning of sorrow.” 等いふのは、感覺的享樂の後に來る哀愁を表現したものであらう。凡からくかゝる娛樂を拒けて、高尚な文學、繪畫、音楽とか、本文に擧げたやうな戶外運動によつて上品な娛樂趣味を養ふがよい。
 ダーウインの嗜好と娛樂 「ダーウインの少年時代の嗜好の重なるものを記すると、單身で長い道を徒歩すること、動・植・礦物等の採集を好み、殊に名の知れぬやうなものを研究しては之を明にするを樂にして居つた。彼は魚釣が好きで川岸や池畔に數時間も糸を垂れることも度々あつた。銃獵も大好きで又非常に之には熟達して居つた。又甚しく犬を愛した。彼は又沙翁の史傳、バイロン、スコット等の作を朗讀するを好んだ。以上は年齢時代によつて多少の變遷があつたのであるが徒歩は子供の時から晩年に至るまで少しも變らずに好んで繼續した。彼は又自然の風景を愛好し、十四歳の頃深く自然の壯觀に感ずる所があつたが、後にダウンといふ田舎に移つてからは益々此の念を深くした。
 彼が都からダウンに移轉したのは、その學術の研究と

健康に利益あるといふのみでなく、靜閑な四圍の風景を痛く愛したからである。彼は早起を例とし、日出の頃に、第一回の徒歩を爲すを始として、日に三回は雨が降つても風が吹いても、必ず杖を以て地面を打ちながら附近を逍遙するのを習慣として居つた。さうして草木の生立つのや鳥の飛廻る様などを見るのを樂とし、時には芝生の上に横つて花の美に見とれる事もあつた。若い時に色々好んだ娛樂は年の老ゆると共に興味が薄くなつたが、此の散歩しつゝ自然を樂むことのみは依然として變らなかつた。此等の健全な娛樂と運動との爲であつたらう。彼は絶えず病身で、一日として病氣の壓迫を感じないことはなかつたといふほどであつたけれども、七十四年の壽命を保ち學界に大功を立てた。(亘理章三郎、修身教授参考)

第八課 無駄

一、學費の節約

【中には朝夕労働をして云々】中學生の中には、随分苦學してゐるものがある。或は新聞配達をしたり、牛乳配達をしたり、又書生を乍ら勉強してゐるものがある。彼等は雨も日も風の日も、人の未だ寝てゐる時に起きて働き、人の寝た後迄起きて疲れた眼を見張つて勉強してゐるのである。然るに學費に何の心配もないのに成績が悪かつたり、落第したりする生徒がある。反省せしめたい。

【洋服・靴等は出来るだけ大切に】洋服や靴は用ひやうで随分違ふものである。又小破の時に直ちに修繕をするやうにさせたい。

【一人の贅澤は他の贅澤をそゝる】級中一人の贅澤者があつたに、その風が次から次へと奢侈柔弱の風を蔓延することがある。特に女子の學校に於て然りである。寧ろ級風一般が質實剛健で、本來贅澤の風をしたがる者でも自ら質素にせざるを得ないやうに指導したい。贅澤の服裝、

學用品は同時に校則に反することが多いから、その方面からも十分訓誡して取締りたい。

◎明治天皇御製 明治四十年「をりにふれて」の御題の下に次の如く詠み給うてある。

おもふこと思ふがまゝになれりとも
身を慎まむことな忘れそ

二、貯蓄

【世には又蓄財ばかりに夢中となり云々】貯蓄の目的は結局文化生活の擴充發展にある。然るに世には蓄財それ自身が目的の如くになつてゐる所謂守銭奴と稱すべき者が澤山ある。畢竟彼等には手段としての價值が目的としての價值に誤認されてゐるのである。かゝる蓄財は却て文化生活の低下を招來するものである。

【我が國は自然の資源多からず、財政も豊ではない】昭和十年度朝日年鑑にある國際統計によれば次の如くである

1、世界金産額(單位千弗)

	一九三一年	一九三二年	一九三三年
アフリカ	二四六、五五	二六三、二七	二五七、四九
アメリカ	四九、五五	五〇、六六	五〇、三八
カナダ	五五、七五	六三、九三	六〇、九三
メキシコ	三三、六二	二一、五九	二五、二一
南米	一一、八九	一一、〇八	一三、九五
日本	一一、九七	一四、二九	一八、八四
英領印度	一五、六五	一三、二五	一四、六二
英領印度	六、八三	六、八一	六、九二
英領印度	一六、三三	二〇、五二	三三、五六
英領印度	一六、三三	二〇、五二	三三、五六
計(其他共)	四六、五九	四九、九二	五三、一六

2、世界銀産額(單位オンス)

	一九三一年	一九三二年	一九三三年
メキシコ	八六、〇四	六九、三〇	六八、七〇
アメリカ	三〇、九八	三三、九一	三三、二四
南米	一七、三〇	一一、九〇	一一、〇〇
カナダ	三〇、五八	一八、二四	一五、一〇
歐洲	三三、九六	一三、〇〇	一四、〇〇
歐洲及新西蘭	八、六二	九、四九	一一、〇〇
英領印度	五、九三	六、〇六	六、〇五
日本	六、五七	六、五七	六、五八
計(其他共)	一五、九三	一六、七四	一六、七三
計(其他共)	一五、九三	一六、七四	一六、七三

3、世界石炭生産高(單位千噸)

	一九三一年	一九三二年	一九三三年
米	四〇〇、七五	三六、一九	三三、三六
英國	三三、九一	三二、〇八	三〇、三〇
ドイツ	二八、六〇	一〇、七〇	一〇、九一
フランス	五、〇二	四、二八	四、八七
ポーランド	八、二五	六、八五	七、三九
ロシア	五、五五	六、三三	七、八七
ベルギー	二七、〇三	二、四三	二、二七
日本	二七、九七	二、〇五	三、二六
英領印度	二、〇六	一、九〇	一、三六
計(其他共)	一、〇六	九六、三〇	一、〇〇、〇〇

4、世界鉄・鋼生産高

	一九三一年	一九三二年	一九三三年
米	八、九三	一三、四三	一五、九〇
ドイツ	三、九三	五、二七	五、六二
フランス	五、五七	六、三三	六、二二
英國	三、六二	四、九〇	五、三三
ロシア	六、一七	七、三三	五、九三
ベルギー	二、七九	二、七五	二、七〇
ルクセンブルグ	一、九〇	一、八八	一、九六
日本	一、〇七	一、四〇	一、八四
計(其他共)	三、五〇	四、一〇	五、六三

5、各國國富高

調査期	總額(百萬圓)	一人當(圓)
日本(内地)	1,031,333	1,511
アメリカ	1,001,188	1,510
イギリス	891,330	1,373
フランス	880,588	1,363
ドイツ	289,081	430
イタリア	131,336	195
英領印度	86,700	128
イタリ	71,610	106
一九三五年	56,734	84

【備考】各國貨幣の邦貨換算は當該年平均爲替相場による
6、各國國民所得額

調査期	總額(百萬圓)	一人當(圓)
日本(内地)	1,312,211	1,963
アメリカ	1,001,188	1,510
イギリス	891,330	1,373
フランス	880,588	1,363
ドイツ	289,081	430
イタリア	131,336	195
英領印度	86,700	128
イタリ	71,610	106
一九三五年	56,734	84

【國債も亦多額】同じく前掲年鑑によれば次の如くである。

年度末	總額	人口一人當
日本	8,121 (百萬圓)	1,191 (圓)
佛國	4,706 (百萬法)	2,278 (法)
獨逸	2,313 (百萬馬)	2,883 (馬)
英國	2,260 (百萬磅)	2,281 (磅)
米國	2,035 (百萬弗)	2,250 (弗)

三、時間の尊重

【殊に我等日本人は云々】此の事は國民の誰もが自覺して居り乍ら而未だ放置されてあることは、一等國の國民として恥づべきことである。せめて家庭内、學校内のやうな小さなグループだけでも時間を厳守する工夫を具體的に立て、實行したい。時間厳守と最も關係ある一は各自の時計を正確にして置く事である。試みに一學級内の生徒の時計を調査するならば、随分差異があらう。

四、計畫ある生活

一般に日本人は緻密な計畫を立てることに不得手だと云はれてゐる。氣分で生活することが多い。時にそれは又

大變よい事もあるが、萬事が氣分主義では自分は固より、他人にも迷惑をかけることが多い。特に主婦の豫算生活は一家の無駄を省くに不可欠の條件である。中學生としても亦一學年、一學期、一箇月といふやうに計畫を立てて生活させたい。時にはその反省録の如きものを書かせることも有効であらう。

【入ルヲ計ツテ出ズルヲ制セヨ】禮記に「王制、以三十年之通、制國用、量入以爲出。」

【用ヲ節シテ人ヲ愛ス】論語に「節用而愛人」とあり。

第九課 學習の態度

一、中學校の學科目

【學科目の間に輕重の差を云々】 中學校は高等普通教育機關である。随つて高い程度に於ける一般的陶冶の場所である。故に學科目も亦極めて廣汎の範圍に亘つてゐる。それによつて多方的圓滿な人格を教養せんとするのである。然るに生徒の中には學科目の間に好悪輕重の差をつけ、或學科目に對しては甚だしく冷淡の態度をとる者がある。教師自身各科目に對して公平平等に見ると共に、生徒にも之を自覺せしめねばならない。

二、自學自習

「自學自習」といふ言葉は、今日説明すべく餘りにも古い言葉となつた。然るに一方其の實際を見るに、遺憾乍ら不徹底なるを免れない。學習する者は飽く迄生徒自身であるから、生徒の自發活動に訴へることなしには到底學習の效果を貫徹することは出来ない。固より生徒は未だ

教育を受くべき不完全者である以上、如何に自學自習と雖も生徒の任意に一切を放任することを意味するのではない。教師は高き指導意識を以て一定の計畫を樹て、兒童の自發性を誘致し乍ら教育せねばならぬ。眞に自學自習せしめんとすれば、單に教師が注入的に教授をする以上更に更に教師の隠れたる努力と活動とを必要とするのである。

三、西洋人との比較

【兎角日本人は西洋人に比較して云々】 大正年代の中頃以後盛んに自學自習の實際方案が特に米國等から我が教育界に輸入されたことがあつた。我が國の多くの小學校は競つて此の新方法を採用したものであつた。曰くドルトン案、曰くプロジェクトメソッド、曰くウイネチカシステム等々。然るにその實施の結果は殆んど多く失敗に歸してゐる。

その原因は一にして盡きずと雖も、確かに我が國の兒童は歐米の兒童に比して自學自習の態度に於て劣つてゐることが根本原因と思はれる。而してその原因は國情、國民性、學校制度等の相違が主なるものであらう。併し乍ら、夫等各種の自學自習の方法が紹介されたことは決して無意味ではなかつた。今日の教授法はそれが爲に以前に比して可成りの刺戟を受け發達してゐる。故に我等は我が國情に通ずる自學自習の方法を工夫することが必要である。凡て他國のものはそのままでは國民に合はない。何れにしても自學自習は修學の根本態度とならねばならぬ。

【大發明大發見の多くは云々】 今物理学上の主要なる發明發見について、その年代順に舉示すれば次の如くである。

年代	事項	發明又は發見者(生國)
六〇〇 B.C.頃	琥珀の摩擦電氣	タレス(希)
二五〇 B.C.頃	アルキメデスの原理	アルキメデス(希)
一四九二	地磁氣の方位角	コロンブス(伊)
一五八三	振子の等時性	ガリレオ(伊)
一五九〇	顯微鏡の創製	ザカリヤス・ヤンセン(和)
一五九一	落下體の法則	ガリレオ(伊)

一六〇八	天體望遠鏡の創製	ハンス・リッパバシー(和)
一六三九	パスカルの原理	パスカル(佛)
一六四六	幻燈	キルヘル(獨)
一六五〇	空氣ポンプ	ゲーリック(獨)
一六五四	マグデブルグの半球	同上
一六五七	柱時計	ハイゲンス(和)
一六六二	ボイルの定律	ボイル(英)
一六六六	光の分散	ニュートン(英)
一六七五	フックの定律	フック(英)
一七〇五	蒸氣機關	ニューコメン(英)
一七四六	ライデン罐	ムステンブルック(和)
一七五二	雷の本性	クナエウス(和)
一七七三	輕氣球	フランクリン(米)
一七七五	電氣盆	モンゴルフィー(佛)
一七九五	水壓機	ヴォルタ(伊)
一八〇一	三原色の説	ブレイマー(英)
一八〇二	シャールの法則(熱膨脹)	ヤング(英)
一八一五	安全燈	シャール(佛)
一八二〇	電流計	デヴィー(英)
一八二〇	電磁石	シユワイゲル(獨)
一八二〇	アンペアの法則	アラゴ(佛)
一八三一	感應電流	アンペア(佛)
一八三三	電信	ファラデー(英)
		ガウス(獨)
		ウーベール(獨)

一八三六	感應コイル	ページ(米)
一八四二	エネルギーの不滅	マイエル(獨)
一八四三	光度計	ブンゼン(獨)
一八四七	エネルギー不滅の法別	ヘルムホルツ(獨)
一八四九	光の速度	フィゾー(佛)
一八五〇	輻射熱	メルロニ(伊)
一八五一	地球廻轉の證明	フーコー(佛)
一八五七	電離	クラウジウクス(獨)
一八五八	真空放電	ガイスレー(獨)
一八五九	蓄電池	ブランテ(佛)
一八七五	電話	ベル(米)
一八七八	マイクロフォン	ヒューズ(英)
一八七八	蓄音機	エヂソン(米)
一八七九	白熱電燈	同 上
一八九三	活動寫眞	同 上
一八九六	エックス線	レントゲン(獨)
一八九六	空氣の液化	リンデ(佛)
一八九七	無線電信	マルコニ(伊)
一九〇〇	輻射論・量子論	プランク(獨)
一九〇五	相對性理論	アインシュタイン(獨)
一九〇八	時間・空間の四次元	ミンコフスキー(獨)
一九一六	紫外線の極限	フランク(獨)
		ヘルツ(獨)

(自然科学者とその功績、附發見及び發明年表による)

將來は我が國人からもどしどし世界的なる發明發見者を出したいものである。

【更に進んでは創造的態度を培ふ】 自學自習の態度が出来れば自ら創造的態度に進展すべき必然の契機を含む。單に受動的に常に注入されたものを模倣受容する時には、永久に創造的態度を訓練することが出来ない。創造とはとりも直さず各人の特殊なる個性の閃きの高き顯現である。かゝる價値の實現は各人の自發的努力に依るのでなかつたならば、到底望むことが出来ない。

四、自學自習の態度を作る方法

自學自習の態度を馴致するには、日々豫習、授業、復習が立派にされるやうに指導せねばならぬ。豫習を怠る者が随分多い。彼等は怠惰でもあらうが、又豫習の方法を會得せぬことが多い。教師は豫習法を懇切に教示する必要がある。そして豫習の跡が判るやうな方法をとる面倒でも最初は一々點檢するやうにして指導して欲しい。授業、復習の心得についても同様徹底するやうにしたい。

五、質問の心得

低學年は割合に質問するが、上學年になると教師の間に對しても舉手返答するものが少くなり、質問するものも亦漸減する傾向がある。其の理由は色々あらうが、教師の教授法によつては必ずしも之を矯正し得ない譯ではない。質問なき授業は失敗であるとさへ斷言し得るであらう。「疑はざる者は知らず」"He who doubts nothing knows nothing."と云ふ諺がある。生徒がよい質問をした時に賞讃してやることは一の質問獎勵法となる。

【問ふは一時の耻云々】 之は和漢の古諺である。「毛吹草」に「問フハ一旦ノ耻、問ハヌハ末代ノ耻」とあり、狂言「庖丁舞」に「イヤ誠に——ちやと申すが、問はずにまゐつたならば、よい耻をかくでござらう。」とある。又中庸に、「子曰、舜大知也與、舜好問而好察通言。」とあり、論語に「子入大廟、每事問。」とある。

第十課 考 査

一、考査の意義

試験と考査 今日試験も考査も殆んど同義に用ひられてゐるが、概念的には區別される。即ち試験の方は單期間に一定の資格、實力ありや否やを檢定するものであつて、受験者にとつては可成りの負擔となり、時には心身の健康を害し、苛酷とさへ思はれることがある。之に反して考査の方は教育的の意義を加味したもので、決して兒童、生徒に過度の刺戟、負擔を與へぬものである。

我が國の小學校では明治二十年前後一時競争試験が盛んに行はれ、又修業、卒業の認定の爲に嚴密な試験を行つて來たが、試験の弊害に顧みて明治三十三年に小學校の試験を全廢し、平素の成績を考査して修業又は卒業を認定すべきことと定められた。明治三十三年文部省訓令第十號に「小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了者ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定メ試験ノ方法ニ依ラサルコトトセリ是レ心身ノ發育未タ十分ナ

ラサル兒童ヲシテ競争心ニ驅ラレ試験前一時ニ過度ノ勉強ヲ爲シ是カ爲ニ往々其ノ心身ノ發育ヲ害スルノミナラス試験ノ爲ニ勉強スルノ陋習ヲ馴致スルヲ避ケンカ爲ナリ」(傍點は著者の附せるもの)とある。

以上は小學校に關するものではあるが、之は又中學校にも適用して考へられる。現に中學校令施行規則第四十四條には「各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考査シテ之ヲ定ムベシ」とある。考査の目的、意義は本文中にある通りであるから、よくその精神を理解せしめてやりたい。

二、考査を受ける態度

考査を受ける態度の如きは生徒が十分に知りきつてゐるかのやうにも思はれるが、併し案外に出來てゐないものである。故に教師は考査に際して如何にその答案を認めるかに關して懇切に指導して置きたい。

【假初にも不正卑劣の態度云々】 中學生の間にもすれば犯される所謂カンニングは絶対に斥けたいものである。それには各教師一致協力して同一態度を以て考査に臨むことが大切と思ふ。平素カンニングの如何に卑下すべき行爲であるかを生徒に納得せしめて置くことが肝要と思ふ。

三、平素の準備

所謂「試験勉強」は考査の直前に多く行はれ、多量の内容を一気に詰込む風の勉強である。随つて十分に内容を理解する暇もなく、徒らに機械的に馬鹿暗記することが多い。かゝる勉強は大部分試験直後直ちに忘却されるものである。心理學上の原則に徴しても、一度學習するよりも二度、三度と反復する方が銘記度が強く、又一時に何回も繰返すよりはその同一回数を何回かに分けて長期に配分するのがよい。又意味のないものよりは有意味のものが多く記憶されるのである。故に勉強するには平素よく疑問を解決し、ノートを整理して置き、十分理解した上に覚え込むやうにせねばならない。

記憶の語義及び本質

「記憶なる語は様々の意味を有してゐる。例へば此公式は大切だから記憶して置かうなど、いふ時には其は公式を覚えること、心に謂はゞ印刻銘記することを意味する。又久しく合はぬ友人の顔を記憶してゐるなど云ふ場合には其は友人の顔に關する經驗を如何にかして把持してゐ、又再生し得ることを意味する。又彼は記憶がよいなど云ふ場合には、其は個々の事物に關する記憶(銘記、把持、再生)を指すのではなくして、一般に記憶し得る能力即ち記憶力をさす。斯く記憶と云ふ語は場合々々に随つて色々の意味に用ゐられてゐるけれども、其は吾人の精神過程に行はれる記憶作用其物が斯る動搖不定の特性を有する爲でなくして、一定の記憶作用の異なる方面が場合に随つて力説せられる爲である。換言すれば、記憶は銘記、把持、再生の三者を包括した精神活動の根本法則であつて、一切の精神現象は、其が過去と連絡し未來を規定する限り、此法則に隨はないものはない。(中略)粗笨な語で云へば或經驗が銘記せられ、或時間の間把持せられ、或原因によつて何等かの形に於て再生せられる作用をば記憶と云ふのである。(中略)

記憶の本質は何處にあるか。簡単に云へば、任意の複合的精神内容が同時に又は相連續して意識に現れたとすれば、後其内容の一部分が再び意識に現れる場合に他の内容も亦（以前の原因がないにも拘らず）、意識に現れると云ふことである。例へば汽車に乗つて旅行したことを記憶してゐるとは、後書齋に座してゐて汽笛を聞いた時、旅行當時のことが心に浮び出ることである。之を圖式的に云へばイロハニといふ原經驗（無論意識内容としての）中の、イが後何等かの原因によつて經驗せられるときは、それが原因となつて他のロハニも亦經驗せられると云ふことである。（中略）

斯の如き精神作用内の聯絡は普通聯合又は聯想と稱せられてゐる。然らば上の法則は聯合の法則に外ならぬ。故に聯合と記憶とは同一事實を少し異つた點から考へたものに過ぎぬ。即ち聯合は精神内容の聯絡の關係を主として見たもの、記憶はかゝる聯絡によつて前の經驗が後の經驗に引き出されることを主として見たものである。」（高橋種、心理學）

四、向上の意氣こみ

頭の悪い生徒は兎角自分の成績が豫想より悪いと不平を鳴すものである。かゝる生徒は不完全な部分があつてもそれに氣付かないからである。悪い成績は畢竟生徒の努力の不足を示すものであることを十分に自覺せしめ、良いものも悪いものも共に一層の努力をするやうに指導したい。

第十一課 良書

一、修養と讀書

書物の由来 支那では書物はもと竹に文字を書き之を編んで作つた。故に書物に關する字は、籍、篇、策等「竹」の字を併せて作つてゐる。後には文字を絹に書くやうになつた。そこで「編」の字を用ひるに至つた。次で紙の發明があり又巻物としたから、何巻といふやうになり、又綴合せて今日の如き冊子とされるやうになつた。

書物は手書するだけではその弘布が極めて困難であるが、印刷術の發明され進歩すると共に普及が著しくなつた。我が國印板の最も古いのは、法隆寺所藏の無垢淨光經で、之は稱徳天皇の御願により、寶龜元年四寸の小塔百萬基を造らしめて諸寺に分置し、その中に此の經文を藏したものだといふことである。

活字は室町時代の末、明から渡來し、慶長年間江戸幕府が活字を以て七書を出版したことがある。活字は始め木製であつたが、後銅製となり、次で鉛屬製のものとな

つた。今日は高速度輪轉機も出來て、一時間に八萬枚の新聞を印刷することが出来るやうになつてゐる。

二、良書と不良書

【少青年の心を害毒するやうな不良書】 巷間に賣出されてゐる青少年の讀物中には、全く營利にのみ走る餘り、極めて劣悪危険なるものが多い。或は青少年の感覺的好奇心をそゝり、又は左翼思想を陰に陽に刺激煽動する如き不良書が甚だ多いのである。所謂文藝が青少年に與へる影響は善悪何れに於ても實に強烈である。

大正十五年六月二十六日の東京朝日新聞に、「文學少年の自殺」と題して次の記事が掲載されてゐる。

「二十五日朝、信越線上田驛西方の、魔の線路といはれる眼鏡橋附近に、中學生の裸死體あるを發見、檢死の結果、長野縣下伊那郡某郵便局長某の長男、某中學三年生某（十七）で、二十四日上田市に來り、上田城跡その他を見物し、同夜九時三十三分、

上田發下り列車に飛込だものと判明、傍にあつた日記には、父母にあて、自分は小説家を志し、軟文學にふけつた結果、墮落してしまつたから、弟妹には軟文學を禁じてくれと、認めてあり、尙弟妹その他にあて、遺書數通あつた。

【カーライル】 Thomas Carlyle. 一七九五—一八八一、イギリスの大思想家、歴史家であると共にドイツ哲學殊にフイヒテに影響された哲學者、浪漫的傾向をもつ。

◎書物は善用されるれば最良のものであるし、濫用されるれば最悪のものの中に。(ハーソン) Books are the best things, well used; abused, among the worst. (Emerson)

三、頁書の選擇

【我等にとつて最上の良書は教科書】 中學生の中には教科書をいゝ加減にして置いて寧ろ参考書を亂讀するものがある。殊に受験準備の學生に此の傾向が強い。之は甚だ誤つた考へである。中學生の最も親しみ且精讀玩味すべきは教科書であるべき筈である。参考書を讀むにしても教科書が基礎になつてゐなければならぬ。

【虎の巻】 所謂「虎の巻」の使用に關しては賛否兩論あるやうである。併し賛成者と雖も無條件的に肯定するのではなく、十分自分で考へて見て分らなかつた時に限り参考とすることを承認するのである。概して「虎の巻」の使用は學生をして不勉強怠惰の風を養ひ、不確實な知識を有せしめるから、出來得べくんば禁止したい。否寧ろ禁止せずとも、眞に生徒の自學的訓練が出來れば、自ら使用せざるに至らう。

【偉人の傳記の如きは云々】 偉人の傳記を讀むと自ら感奮興起するものである。ケーザルはアレキサンダー傳を、ナポレオンはケーザル傳を研究して志を勵ました。

【頁書の推薦】 文部省を始め各方面で良書の選定推薦が行はれてゐるやうである。若漢會に於て毎月會員間に配布される會報「教育」の附録にも新刊の良書が推薦照會してある。

◎表紙に依つて書物を判斷する勿れ。"Judge not a book by its cover."

四、讀書法

【多讀法と精讀法】 此の兩者は讀書力養成上何れも緊要である。平素機會ある毎に精讀すべき書と然らざる書とを實物について指導するがよい。教科書を始め學術的のものには精讀を必要とし、小説とか娯樂用の讀物は多讀がよい。

本居宣長の「冠辭考」精讀 「彼は冠辭考を一讀した。其の説があまり嶄新卓抜なので、彼に取つては意外の事ばかりで、少しも之を信する心が起らない、却て之を怪しく感じた。丁度まだ一度も海といふ者を見たことも聞いたこともない者が、始めて海を遠望してあれは水であるといふことを聞いても、其のあまり廣大なる爲に水と信じられないやうなものであつた。彼は之を再讀した。すると少しづつは成る程と思ふ様な箇所が出來た。彼は之を三讀した。四讀五讀と重ねた。讀み返す毎に信する心が益々深くなつて來た。彼は幾回も精讀し熟讀し玩味して、始めて古典の意義に通じ始めた。以前の契仲の説などは餘程不完全に思はれて來た。此に於て彼の古典を修むる志は益々深くなつて來た。凡て偉大なる書物は精讀

熟讀の功を積まなければ、其の意義がわかるものではない。未熟の青年が古來の偉大なる典籍を一見して彼是と批議するのは生意氣至極なことである。多年讀書癖を有して居つた二十八歳の宣長にも、猶一讀では眞淵の名著が無意義に感ぜられたのである。然しさすがに彼は篤學の人であつた。一讀して輕卒に之を棄てなかつた。幾回も精讀した。而して彼の終生の大事業の基礎を作つた。」

(青年鑑)

【讀書百遍義自通ず】 「讀書百遍而義自見」(魏略)

【音讀法と默讀法】 昔の教育では音讀が多かつたが、心理學的研究の結果は大體音讀よりも默讀に重きを置くべきことを教へてゐる。殊に多數者が同時に同一室内で讀書する機會の多い現代に於ては、相互の便宜上からも默讀の方がよいのである。

音讀と默讀との比較研究について二三の研究結果を引用しよう。先づピントナー Pinter が第四學年の兒童について調査した結果は次の如くである。

最	大	音讀		默讀	
		行數	得點	行數	得點
		三一	二九	八九	三〇

最小 九 五 一〇 六
平均 二〇 一五 二八 一八

備考 以上は二分間八回實驗した結果を示すもの、

又得點は讀んだ後其内容を書かせて見たもの

ミード mead の五年生に實驗した結果は次の如くである。

	音讀		默讀	
	行數	得點	行數	得點
最大	三六・六	二〇・七	五一・六	二五・二
最少	二五・四	八・四	二七・四	一〇・五
平均	三三・六	一二・一	三九・四	一六・一

備考 此の實驗は各六回行ひたるものなり。

以上の結果により、兩氏は默讀の方が音讀よりも價値の多いことを説き、現在學校で默讀を比較的輕視してゐるのを非難してゐる。

次にオーベルホルツァーは三學年から八學年迄の兒童八六七人について實驗した結果は次の通りである。

學 級	音讀	默讀
三學年	二・一	一・三

學年	音讀	默讀
四學年	二・三	二・六
五學年	二・四	三・一
六學年	二・八	三・九
七學年	三・一	四・七
八學年	三・九	四・八

更に久保良英氏の研究した結果を示せば次の如くである。

學年	一秒間に讀了したる語數		原意の再生の百分率	
	音讀	默讀	音讀	默讀
三學年	二・五	二・四	十・三	六五・三
四學年	二・六	二・五	十・三	六七・二
五學年	二・六	三・五	十・八	五八・八
六學年	二・六	三・九	十一・三	六二・二
七學年	三・六	四・三	十・六	四八・八
八學年	三・七	五・四	十一・七	六四・五

備考 被験者は各級より上成績のもの三人宛を選び

しもの。材料は三年の本及昔晰の本

回数六回、再生は語らせて検査者が筆記せるもの。

本來によると凡ての兒童が音讀よりも默讀の方が多く讀み、又原意を再生する分量も一の例外を除いては凡てが

音讀よりも默讀の方が多いことを知る。而も默讀が音讀よりも速く讀む割合が學年を逐うて増加してゐる。併し上表により再生の質が學年を逐うて向上してゐないのは遺憾である。斯様に上級に於て其の再生の量が尠いのは未だ十分に默讀の修練の足らぬ結果と云はねばならぬ。

五、圖書館の利用

圖書館は一國、一地方文化のバロメーターである。在學中出来るだけ圖書館に出入させて置きたい。圖書の借出方なども馴れないと億劫なものである。成るべく早く心得させたい。特に近來は毎年秋になると全國的に「圖書館週間」が實施されるから、之を大いに活用したい。同時に圖書館道德に關しても一通り心得させたい。圖書館道德の主なることは、

- 1、圖書を大切にすること。
 - 2、靜肅に讀むこと。
 - 3、借出圖書の返換を確實にすること。
- 等である。

【外國の……の御製】 明治三十九年「讀書」といふ御題にて詠ませ給うたものである。

【石上……の御製】 明治三十九年に「古典」といふ御題にて詠ませ給うたものである。

第十二課 懈怠心

一、心の弛み

【緊張と弛緩とが交互に起る】 宇宙現象の一切をリズムで證明せんとする人もあるが、兎に角吾人の精神は同一調子の緊張を繼續することは出来ない。一定期間緊張したならば暫時休息弛緩し、次で又緊張するといふやうにせねばならぬ。此の事は我等の精神現象の一の基本をなす注意について見ればよく分るであらう。

「然し注意は決して同じ度合を以て長く續くものではない。微な刺激に注意してゐると、時々感覺は消えては又現れる。即ち如何に連續的に注意して行かうと思つても注意は必然的に出沒動搖する。此の動搖は刺激の強度及び感覺の種類によつて同じではない。強度が弱い程消滅の期が長くなる。……動搖の週期は實驗の條件によつて頗る異つてゐ、ランゲの實驗によれば光線刺激に對しては三・〇乃至三・五秒、音楽刺激に對しては三・四乃至四・〇秒、皮膚の電氣刺激に對しては二・五乃至三・〇秒で

ある。之に關しては他の異論もあるが、然し吾人の注意（少くとも感覺的注意）に週期的動搖のあることは事實であり、又實際上に色々の關係を及ぼすものである。」
 「内は高橋種 心理學より」
 注意の動搖又は律動について簡單に知らんとせば、懐中時計を辛じて聞える位置に置いて靜かに音を聞いて見ることがいゝ。或瞬間には明瞭に他の瞬間には不明瞭となるであらう。此のやうに吾人の精神活動は小さな律動、動搖から大きな律動へと、一のリズム的過程を進行するのである。

二、引しめる心

【二つの心】 古來善魂、惡魂等と稱して我等の心内に二つの作用の存することが認められてゐる。前者は道德的善に憧られる心であり、後者は私利、私欲にくらまされて非道德的、惡の方向に向ふ心である。詩人ゲーテはフア

ウストをして次の如くに叫ばしめてゐる。

あゝ。己の胸には二つの靈が住んでゐる。

その一つが外の一つから離れようとしてゐる。

一つは荒々しい愛惜の情を以て、章魚の足めいた觸み附く道具で、下界に觸み附いてゐる。

今一つは無理に塵を離れて、

高い靈どもの世界に登らうとしてゐる。

（森林太郎譯 ファウスト第一部）

人間は所詮神と惡魔との中間的存在であり、二つの心の葛藤の永遠の鐵鎖に縛られた運命の子であらう。而も不斷に惡を克服して善に止揚せんとする所に向上の精神生活が展開するのである。

三、親心を思へ

寄宿舎生活等では、生徒に兩親の寫眞を所持せしめて、朝夕挨拶させてゐる所がある。兩親の寫眞を見ることによつて怠惰の心も何時しか解消することであらう。左傾學生は理論的には中々轉向しないが、眞實に温い親心特に母心に接して忽然として親の膝下にその不心得を謝す

ることが多いといふ。生徒には常に親心を思出させて怠る心を抑へ、學業に勉勵せしめたいと思ふ。

四、克己

【王陽明】 名は守仁、字は伯安、明の憲宗成化八年浙江の餘姚に生る。廿八歳進士に擧げられ、後諸官に歴任し武動も亦甚だ多く、功を以て新建伯に封ぜらる。五十七歳にして南安に没す。心即理、致良知、知行合一の三者は陽明學の骨子をなす。

陽明學派は朱子學派と相對峙して儒教の二大學派をなす。我が國では中江藤樹、熊澤蕃山、三輪執齋、中根東里、佐藤一齋、大鹽中齋、佐久間象山、横井小楠、西郷南洲等之に屬す。

【山中の賊を破るは易く云々】 王陽明が薛侃に與へたる書中の語、侃字は尙謙、陽明に學ぶ。

【プラトーン】 西紀前四二八？—三四七の人。希臘の大哲學者。アテネの貴族の家に生まる。幼にして善良なる教育を受け、體操に秀で、詩文に巧なり。二十歳ソクラテスの門に入り學ぶこと八年。後政治に志せしも抱負を實

行するを得ず。紀元前三八七年頃よりアテネの近傍アカデミーに學校を開き、死に至る迄研究と育英とに従事す。プラトーンの哲學は今日に於ても尙偉大なる思想的源泉として、哲學專攻者の必ず研究すべきものとなつてゐる。

五、相互の戒告

【我等は動もすれば怠る方に傾き易い】人間はともすると怠り勝ちのものである。之は普く人類に共通した弱點である。只修養努力する人のみがよく之に打克ち得るのである。よく中學生たるの本分を自覺せしめて日常緊張努力するやうに教導したい。尙生徒が勉強するか否かはその學級、學校の一般の氣風に動かされるのが極めて大であるから、一般に勤勉努力するやうな級風、校風を振作することにしたい。勢力ある一人の生徒の怠惰の風が全級を支配することがないでもない。よく之等を注意することにしたい。

第十三課 沈 勇

一、沈勇の意義

【敏速なる統一力】人は突然の急に處すると心の平靜を失ひ、物事の公正なる判断が出来なくなり、自己の統一を破る傾向がある。然るに沈勇なる人は如何に危険緊急なる場合に當面しても決して狼狽することなく、落着いて冷靜に判断し、勇敢に事を斷行し得るのである。

二、沈勇の人

【第六潜水艇の沈没】「明治四十三年四月十一日、吳鎮守府所屬の第一潜水艇隊が瀬戸内海西部巡航の命を受けて出動するに當り、ひとり第六潜水艇は小型にて僚艇と同一行動をとる能はざるを以て唯一隻母艦歴山丸に率ゐられて廣島沖に出で、十一日より十四日にわたり諸種の演習を行ひて好成绩をさめたり。然るに越えて十五日の朝山口縣新湊沖にて潛行演習中、測らずも沈没の厄に遭ひ、艇長海軍大尉佐久間勉以下十四人の乗員皆雄々しく

其の職に殉じたり。十七日に至りて艇は引揚げられ乗員の遺骸の收めらるゝに及び、艇長の衣裏より一冊の手帳出でしが、其の中には沈没の原因、艇長の執りたる處置等を詳記せり。これを一讀するに艇長の意氣の壯烈なる眞に懦夫をも立たしむるに足るものあるを覺ゆ。

此の日午前十時第六潜水艇の潛航を始むるや、少時にして海水を遮斷する機械部に故障起りて海水浸入し、艇は傾斜して忽ち沈降せり。佐久間艇長は直ちに部下に令して應急の手段を取らしめ、且排水に努めしめられたれども、艇は遂に浮揚るに至らず、剩へ悪瓦斯發して呼吸やうやく困難となれり。此の時電燈は消えて用をなさず、僅かに海面より水を透して來れる微光（艇内にては蠟燭、マッチ等の使用は危険を醸すが故に嚴禁せらる）が司令塔上部の周圍なる覗孔に入るのみ。艇長は事の非なるを悟り、此の微光によりて手帳に遺言を認めたり。

艇長の鉛筆を取りしは死の刻々に迫り來れる時なり

き。艇長は呼吸益と困難となりて將に窒息せんとせしが、毫も狼狽せず、文字も確に文理も明らかに從容として鉛筆を走らせたり。先づ己が不注意に因り、天皇陛下の艇を沈め、部下を死に致すの罪を謝し、部下の將卒が死に至る迄よく職に盡せし次第を述べ、進んで此の異變によりて潛水艇の發展の妨げられざらんことを望み、其の將來の研究に資せんとて、沈没の原因及び沈没後の状況を詳細に説き、又之につきて己が感ずる所をも附記せり。次に部下の遺族を窮せざらしめんことを惻願し、更に上官、先輩、恩師の名を連ねて告別の意を表し、最後に今や瓦斯に酔ひたりと記し、時は十二時四十分なることを註して筆を絶てり。其の沈勇にして職責を重んじ情誼に厚き、誰か悲壯を感じざらん。

艇の引揚げられたる後、其の内部を検したるに、乗員が何れも最後に至るまで部署を離れずして職務に盡したる様々としてあらはれ、見る者感涙に咽ばざるはなかりき。(尋常小學修身書卷六、教師用)

【佐久間勉】明治十二年九月十三日福井縣三方郡八村北前川に生まる。勉はもと蒲柳の質なりしが、少年の頃より

運動に力め健全なる身體となれり。同三十一年海軍兵學校に入り、同三十六年海軍少尉に任ぜらる。日露戦役に勳功を立て、累進して海軍大尉となる。同四十一年第一潛水艇隊艇長となり、やがて第六潛水艇に乗艇を命ぜらる。同四十三年殉職。享年三十二。吳峯ノ宮神社境内に遭難記念碑があり、又小濱公園の巖頭に勉の銅像が立つてゐる。

【皇國の興廢を一舉に決し】「皇國の興廢此の一戦に在り各員一層奮勵努力せよ」とは、明治三十八年五月二十七日午後二時頃、正に未曾有の大海戦を開始せんとして旗艦三笠の橋頭高く掲げられた信號である。

【勝海舟の沈勇】慶應四年三月官軍は大總督熾仁親王を奉じ、西郷吉之助が參謀となつて江戸城に攻入らんとした時、勝海舟は剛膽にも高輪の薩州邸に至り、西郷と會見して無事江戸城を開渡しの交渉をなし、正に危急に頻せる戦亂の慘禍を未然に防ぎ得たのである。海舟の斷腸記に曰く、

「三月十四日、高輪の薩邸に於て西郷に談判、是れ我が一生の難事也。其の初め、官軍高歌して云ふ、「徳川

可絶、慶喜可斬」と、江戸の士民之を聞く者、怒氣充胸乃双眼血を濺ぎ、奮戦せんと爲す者日に多し。曰く、「公の恭順は勝の建言する所、先勝を斬り軍神に祭らむ。」と。予以謂らく「今日の應對、誠意正心に出るにあらざれば、貫徹なし難からむ、百萬の生靈、予之を救ふに非ざれば、予より先之を殺さん」と。乃我より西郷氏へ趣旨演舌の末、同人靜に答て「總督府に言上す可し」と云ひ、從容平素の如く、談此に及び、毫も大事に臨むの體なく、面色温和、襟度寛大、一點私念を挟まず、嗚呼東京の後日ある、實に此人の意匠に出づる也。」(勝氏談話、予が西郷に對談するや「貴君は宜く予の辯論を要せずして、表情を洞察するべし、予と地位を替へて考へたまへ」と云へり。當時、余も必至の場合なれば、萬一、西郷聞入れず、進撃とも云はゞ、斷然たる仕返しを爲す決心にて、實は江戸市中を焼打して取り掛る積りなり。故に三十六人の仕事師を雇入れ、談判纏まらざれば、直に火を市中に放つ手配をなしおけり)(吉田東伍、日本時代史)

三、現代と沈勇

【物質的文明と精神的文化】一般には文明も文化も同じやうに使用されるが、時には區別して用ゐられる。即ち文明の方は自然科学的、物質的な方面の進歩を指し、文化は之に對して精神的即ち宗教的、道德的、教育的方面の發達を意味するのである。又時には此の文明と文化とを綜括して廣義の文化の中に包括する。

【現代人は餘りに目前の瑣事に捉はれ過ぎ】現代は正にスビードの時代である。東海道線について見ても、十年前と今日とは隔世の觀がある。都市の街角を見るに電車自動車、自轉車が右往左往錯綜して、道路を横切るにも容易でない。一寸も油斷出來ず、人々は一月中神經の休まる時がない。随つて現代人は益々機械化し、目前の事のみ夢中となつて靜思する暇がない。故に我等は僅かの暇を見付けて、落着いて自己を反省し、潤達なる氣宇を修養するやうに努力したいものである。

【大楠公が從容正季と笑語しつゝ云々】延元元年尊氏闕を犯し、一度九州に逃延びしも西國の兵を率ゐて再び京師に向ふ。新田義貞之を兵庫に拒ぐ。正成亦詔を奉じて義

は非常災害時訓練として極めて重要である。

貞を援ひ、進んで湊川に陣し、以て尊氏の陸軍に當る。既にして尊氏の全軍兵庫に登る。正成望見し、弟正季に謂つて曰く、我軍隔絶し賊前後に滿つ、また智計の施すべきなしと。即ち直義の陣を衝いて縱横奮撃し、幾ど直義を獲んとして之を脱す。尊氏之を見て、六千餘人を遣はして軍後を斷つ。正成回戦すること數次、士卒殲盡し、其身また十餘創を被る。即ち退いて民屋に入り、正季を顧みて曰く、今日死を九泉に送る。吾子何所にか魂を託せんと欲するか。正季笑つて曰く、願はくは七度人間に生れて賊徒を滅さんと。正成欣然、互に交刺して死す。族十三人、殘兵六十餘人皆是に殉ふ。(國史大辭典による)

【武道によつて武士道的精神を鍛錬】 武道の練習は決して單に技術を練るが爲ではない。寧ろその武士道的精神を鍛錬せんとするのである。是即ち武術武藝と云はずに武道と稱する所以である。

【殊に地震國といはれる我が國に云々】 文部省では國定修身書に地震に際しての注意の教材を入れるといふことである。我が國は世界に珍らしい地震國である。地震の時には特に沈勇の態度が必要とされる。地震に對する心得

第十四課 禮儀正しく

一、禮儀の必要

【禮儀は社會の車をまはす油】 社會を一つの大きな車に譬へるならば、禮儀は恰かもその油の如きものである。車は油をさすことによつて始めて圓滑に廻轉するのである。社會といふ大きな車は禮儀といふ油によつて人々相互の間に衝突なく平穩に廻るのである。

【軍人の禮儀を守るべきこと云々】 明治十五年の軍人勅諭に次の如くある。

一、軍人は禮儀を正くすべし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とも停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すへきもその下級のものは上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心得よ己が統屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては統へて敬禮を盡すべし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず

公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊し上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには嘗に軍隊の毒毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし。

右の御諭しは直ちに以て中學校生活に於ても奉體さるべきである。

【學校の敬禮法】 各學校には夫々敬禮法が規定してある筈である。御眞影に對しては固より職員竝に生徒相互間の敬禮法を嚴格に遵守させることが大切である。學校争動等も生徒間に禮儀の紊れることから起ることがある。

【實に禮儀は人の守るべき大道】 禮儀は人と禽獸とを區別するものとして昔から人間特有の道德とされてゐる。

「凡そ人の人たる所以のものは禮義なり。」「凡人之所以爲人者禮義也。」(禮記)

「およそ人の人たる所以は禮なり。禮なければ禽獸に近し。故に禮は身をおさめ道を行ふ則なり。君子は常に禮を守り行ふ。小人はつねに禮にそむく。是君子と小人とのわかるゝ所なり。」(大和俗訓卷之六)

昭憲皇太后御歌「禮」

人として學ばざらめや鳥すらも

枝ゆするてふ道はあるものを

二、心と形

孝經にも「禮は敬のみ」とあつて、禮の根本は内心の恭敬にあることを明らかにしてゐる。單に表面的の禮は却て無禮であり失禮である。物質文明にのみ走る弊として、兎角人間の誠意が稀薄になり、禮儀も只外面的形式化せんとする傾向の存することは遺憾なことである。

三、言葉遣

【言語は心の表れ】「言は心の聲なり、書は心の畫なり。聲畫形はれて、君子小人見ゆ。」(言心聲也、書心畫也。聲畫形、君子小人見矣。)(楊子法言)

「汝の言葉は汝をあらはす。」(西諺) "Thy speech bewrayeth thee."

【方言、訛音】世界の各國皆夫々特有の國語を有するやうに、等しく我が國語といつても多分に地方色がある。我等は車中に話す人の言葉によつて、その人が東北人か關西人か將又九州人かを大體推定することが出来るのである。明治となつて東京語(而も上流階級の)が我が國語の標準となつてから、その他の言葉、發音は所謂方言、訛音となつた。普通教育が行互り、國定教科書を通して標準國語が普及した今日に於ては、北海道人と九州人とが思想を相互に交換するに何等の不自由を感じなくなつたことは時代の賜物である。併し永い歴史を有する言語の地方色が、地方人相互の會話に於ては尙著しく表れる。方言矯正といふことは随分やかましく唱へられるにも拘らずその實效は容易に上らない。併し餘りに標準語と懸離れたり、聞きにくい下品の方言、訛音は郷人協力して早く改めねばならぬ。國語の統一は國民思想の統一上からも至極重要な問題である。

【我が國語には敬語が非常に發達】「汝」といふ對手を呼ぶ

言葉は、英語では單に "you" であり、古くは "thou" であり、獨語でも "du" 敬語としても僅かに "sie" を用ひる位である。然るに我が國語に於ては「汝」の尊稱は實に多い。貴下、貴殿、あなた様、あなた等々、枚舉に暇なき程である。之は一面極めて煩瑣のやうに思はれるが、他面に於て禮を尊ぶ美しい國柄の自然の表れである。生徒にも普通の敬語、特に皇室に對する敬語の使用を心得させて置きたい。

◎人に交るには、常に、禮儀を正しくすべし。禮儀のはじめは先づ、威儀を調ふべし。威儀とは、身の形儀をいふ。衣服を正しくし、顔色を調へ、形を嚴にし、言を順にするを威儀と云ふ。ことさら、言葉遣敬ひて、無禮なるべからず。言の無禮げなるは、下部の反なり。言語容貌は、内心の外に見ゆる符なり。言と貌とを見きゝて、其の内心の善悪はしれ易し、慎むべし。又、言の敬ひ過ぎたるも、禮にあらず、諂へるなり過不及なかるべし。(貝原益軒 大和俗訓)

四、服装

【服装を一見すれば云々】人の服装格好を見れば大體その人の如何なるものであるかを判断することが出来る。故に服装は十分注意せねばならぬ。貝原益軒はその「大和俗訓」に於て云つてゐる。「心の好むことを、身にも必ず服する故に、衣服は心の外にあらはるゝ文なり、正しからざる服着たるは、心の内見えてはづかし、慎んで擇び用ふべし」と。

【青年の中にはともすればふしだらな風云々】青年期の特徴を名づけて「矛盾に充ちたもの」と云ふ人があるが、青年の服装にもよく此の特徴が表れてゐる。青年男女程身なりに氣がねするものはあるまい。而も中學生や高等、専門の學生中には、だらしなくひげをはやして見たり、破れたきたない帽子をかぶつて得意がる者がある。中學生時代は餘りに變態的な服装を好まぬやう注意指導せねばならぬ。

「だらしない服装は、不注意な心を示してゐる。」(ドン・キョーテ)

"A Slovenly dress betokens a careless mind (Don Qu-

ixoke)

五、皇室に對する禮儀

皇室に對しては、言語、服裝ともに一定の禮法がある。行幸啓や四大節を始め、天皇、皇室に對する禮法を十分に心得しめ、且實地に練習させて置き、苟くも不敬の行爲のないやうに留意せねばならぬ。

【皇室に對する禮法】 我が國は一般に禮儀作法が昔から重んぜられて來たが、特に皇室に對しては格別に他と異つて重視されてゐる。例へば皇室に對する敬語としては「皇室典範第四章敬稱」に左の如く規定されてある。

- 第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
- 第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

又服裝についても宮中公式服制が規定されてある。即ち宮中の御儀式、御饗宴その他に際して參入の場合の禮服は明治年間に制定せられ、更に昭和三年十一月御大禮に當つて改定された。その規定の大體を左に表記する。着用の場合の細目は式部職(宮内省の一部局)で典式、交

際、翻譯、狩獵及び雅樂のことを掌る)の指圖に従ふものである。

禮位	順位	着用の場合	種別
大正	禮服	新年拜賀・同參賀(御車寄迄)・元始祭・新年宴會・紀元節・天長節・明治節・其他諸祭日並に其他の場合。但女子は新年拜賀・同參賀・元始祭・紀元節に參内。	宮内官 一般文官 有爵者 有位者 武官(正裝↓軍服) マントドクトール 女子 ローブ・デ・コルター 袴
通	禮服	皇后陛下御誕辰其他	宮内官(小禮服・供奉服) 文官其他燕尾服 武官(通常禮裝) ↓軍服 男子 ローブ・モンタント 女子 袴
通	禮服	歳末御祝詞、天機奉伺、御氣謙伺・御禮其他の場合	男子 フロックコート 武官(通常禮裝) 女子 ローブ・モンタント 袴(通常服)
通	禮服		男子 フロックコート 女子 袴

觀禮會・觀菊會には男子は通常服・通常禮裝、女子はツイタングドレス(↓アフターヌーンドレス)の定めであるが、特に思召により男子はモーニングコート、女子は白袴紋付を差許される。

此の他明治二十四年文部省訓令「御彰竝教育ニ關スル勅語際本學校内ニ奉安方」、明治四十三年文部省訓令「行幸啓ノ節學生生徒敬禮方」(教科書附録四頁參照)等が公布されてある。

六、長上に對する禮儀

【長幼序あり】 孟子にあり。長幼有序。

七、朋友間の禮儀

貝原益軒の「大和俗訓」に「朋友の間、禮あつければあらそひなし。喧嘩口論は必無禮よりおこる。人に交はるに、禮儀正しく慇懃なれば、人と我との間、滞なくして和らぎむつまじ。」とある。

世には朋友の親しきに忤れ過ぎて禮を忘れ、一寸の事から感情の阻隔を來し、永年の親交を水泡に歸すること

が往々にしてある。注意すべきことである。

【親シイ仲ニハ垣ヲセヨ】 省心雜言に「隣里欲ニ高牆、親情欲ニ遠方。」とあり。

第十五課 國の祝祭日

一、祝日と祭日

祝祭日 國家及び國民の祝祭日。新年・紀元節・天長節・明治節は所謂四大節と稱せられる祝日である。皇室で祭祀を行はせられる日及び全國神祇の祭典ある日を祭日といふ。皇室に於ける祭日は大嘗祭が最も重く、即位大禮の後に行はれる。皇室の祭祀は分けて大祭日・小祭日とするが、兩者を併稱して祭日といふ。

二、祝祭日と國の歴史

外國祝祭日

祝祭日	國	名祝祭種類
三月二十五日	ギリシヤ	獨立日
五月三日	ポーランド	獨立日
五月十四日	バングラデシュ	獨立日
五月十七日	スベイン	アルフォンソナ三世陛下御誕辰
五月二十五日	アルゼンチン	獨立日
六月三日	イギリス	ジョージ五世陛下御誕辰

六月十六日	スウェーデン	グスタフ五世陛下御誕辰
七月四日	北米合衆國	獨立日
七月十四日	フランス	バスティーユ襲撃記念日
七月二十八日	ベルギー	獨立日
八月一日	スイス	聯邦政府創立日
八月三日	ノルウェー	ハーコン七世陛下御誕辰
八月六日	ポリアー	獨立日
八月十一日	ドミニカ	憲法實施日
八月二十日	ハンガリー	國祭日
八月二十四日	ルーマニア	國祭日
八月二十五日	ウルグアイ	フェルディナンド陛下御誕辰
八月三十一日	オランダ	共和國獨立日
九月十六日	メキシコ	ウィルヘルムナ陛下御誕辰
九月十八日	チリ	獨立日
九月二十六日	デンマーク	獨立日
十月五日	ポルトガル	クリスチャン十世陛下御誕辰
十月十日	支那	國祭日
十月二十八日	チェコスロバキヤ	雙十節
十月二十九日	トルコ	共和國宣言日
十一月七日	ロシア	ソヴェト社會主義共和國聯邦創立記念日

十一月八日	シヤム	ブラジャドヒボク陛下御誕辰
十一月十一日	イタリヤ	エマニエール三世陛下御誕辰
十一月十一日	各	平和記念日
十一月十二日	オーストリア	國祭日
十一月十五日	ブラジル	共和政體創立日
十二月十七日	ベルギー	アルベール陛下命名祝日
十二月六日	フィンランド	獨立日

(日本家庭大百科事彙に依る)

三、新年

【一年の計は元旦にあり】「通俗編」三に、「一年之計は子春二日之計に在り」とあり。

四方拜 「明治維新前にあつては、天皇が宮中清涼殿の東庭に、正月元旦寅の刻に出御になり、大宋屏風の圍の中に御座三所を設け、高机の中に香爐・作花・燈臺を立て、天地・四方・山陵及び屬星を拜し、年災を攘ひ、五穀の豊穰、寶祚の長久を祈り給ふ御儀で、宇多天皇の寛平元年より行はれ、應仁亂後中絶、後陽成天皇より再興せられ今日に及んでゐる。この天地四方を拜して神祇を崇敬することは太古よりの遺習で、上下共にこれを行つたものら

しく、後には毎年歳首に限つて行はるゝ朝廷の大儀となつたものである。(大百科事典)

四、紀元節

【紀元節】「紀元節は神武天皇の御即位の禮を行はせられた月日に相當するを以て、これを一大祝日として寶祚の元始を祝ひ給ふ佳節で、所謂四大節の一である。皇室祭祀令ではこれを大祭に列し、この日天皇陛下は皇靈殿に於て御親祭の典を行はせられ、御神樂を奏し、百官を召して酒饌を賜はるを例とする。元とはもと元始の義であるが、また年號のことに用ひ、紀元とは神武天皇御即位の元年をその由つて起るところとし、この紀元の始まる日なるが故に紀元節と名づけたものである。この祝日は明治五年に始まつたもので、同年十一月十五日を以て神武天皇御即位を以て紀元と定められ、第一月二十九日はその御即位日に相當するを以て祝日と定められ、例年祭典を執行せらるべきことを布告せられた。(中略)同年三月七日の布告を以て、神武天皇御即位日を紀元節と稱せられることとなつた。而して、明治五年改曆、六年より

太陽曆を行はれること、なつた結果二月十一日と推歩せられ、同七年の曆面に記載せられ、以後この日を以て紀元節とせられることになつた。(大百科事典)

この日賢所・皇靈殿・神殿に於て御祭祀が行はれ、神宮並全に國の神社に於ても祭典が舉行される。此の日陛下の出御が午前九時三十分で、御拜禮御告文を奏して入御になる。次で皇后皇太后の御拜、皇族の御拜がある。参列員は文武高官有爵者優遇者であるが、御親祭の時は勅任待遇迄となつてゐる。當夜は賢所御神樂の儀に準じて皇靈殿に御神樂の奉奏がある。

建國祭「建國の精神を發揚し、世界人類の幸福を増進すると稱して、紀元節を期して行ふ國民運動。大正十五年以後全國的にこれを行ひ、昭和六年よりは、別にこの日を期して東京市後援の下に梅の節句を催し、梅花の高潔と氣品を愛し併せて建國祭の精神を發揚することが年中行事とされる議決を見るに至つた。」(大百科事典)

五、天長節

【天長節】「天皇の御誕辰を祝賀し、寶壽の萬歳を祈禱し奉

る祝日。現今の制ではこの日宮中に於ては二つの重儀がある。一は宮中三殿に於ける天長節祭の儀で、天皇陛下御親ら宮内官僚を率ゐさせられ、賢所・皇靈殿・神殿を御親拜になる小祭である。一は宮殿に於ける天長節の儀で、拜賀の儀、参賀の儀、宴會の儀の三つに分れる。宴會の儀は豐明殿で行はれ、(中略)陛下親臨勅語を賜ひ、内閣總理大臣及び大使公使の首席が奉答の辭を述べゝるのである。(内大百科事典)

【今上天皇】御名を裕仁と申奉り、大正天皇第一の皇男子にまします。明治三十四年四月二十九日の御降誕である。大正十年三月三日御外遊、九月三日御歸朝、十一月二十五日攝政に御就任、次で大正十五年十二月二十五日御踐祚遊ばされ、人皇第二百二十四代の皇位につかせらる。

【情は猶父子の如く】大正四年十一月十日、大正天皇即位禮當日紫宸殿の儀に於て賜つた勅語の中に、「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と仰せられてある。

六、明治節

【明治節】四大節の一。十一月三日、即ち明治天皇降誕の日を以て、明治天皇の盛徳大業を仰ぎ、明治の聖代を萬世に追憶せんがため、昭和二年三月三日、勅令第二十五號を以て制定せられたる國家の祝日である。同日換發せられた詔書に、「朕カ皇祖考明治天皇盛徳大業夙ニ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマヘリ茲ニ十一月三日ヲ明治節ト定メ臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰キ明治ノ昭代ヲ追憶スル所アラントス」と宣はせられてある。

大正十二年の議會に明治節制定が請願として現はれ、昭和二年一月第五十二回帝國議會で兩院滿場一致、國家の祝日に加へることを議決したのである。

明治節の御儀も天長節の御儀と同様に、第一宮中三殿に於ける「明治節祭の儀」と第二宮殿に於ける「明治節の儀」とから成立する。

【明治天皇】 第二百二十二代の天皇。嘉永五年九月二十二日(太陽曆に換算して十一月三日)午刻、京都に於て御降誕遊ばされた。慶應二年十二月御父孝明天皇崩御あらせられ、翌三年正月九日御齡十六歳にて御踐祚遊ばさる。明治天皇の御事蹟については更めて此に申上げる迄もな

。

【體育日】 明治節前後を期して、明治神宮に於て舉行される體育大會を初め、全国各地でも、體育日として體育運動を實施する慣例になつてゐる。

七、元始祭

【元始祭】「一月三日宮中・神宮・官國幣社以下神社に於て行はれる祭儀。(中略)宮中では賢所・皇靈殿・神殿に於て行はれるので、陛下が御親祭遊ばされ、御親ら御告文を奏し給ふ。(中略)要は歳首にこの祭儀を行ふによつて、天津日嗣の本始の精神即ち惟神の大道を反復體得せしめんとせられたのであらう。なほ特に三日を選ばれたのは、三日が神祇官行幸の御日取であつた沿革と、明治三年の宣教開講が三日であつたのと、且四日の政治始に對して、祭事を先にせんとせられたなどの原因によつたのであらう。」(大百科事典)

八、祖先尊崇

【神武天皇祭】「神武天皇の御神靈を齋き奉る祭祀。四月三

日執行。同日は即ち神武天皇崩御の日である。宮中では大祭として皇靈殿で御親祭がある。當日勅使を大和の畝傍山東北陵に發遣し、幣帛を奉り、御陵祭を行はしめられる。

【大正天皇祭】大正天皇の御神靈を齋き奉る日。十二月二十五日執行。大正十五年の同月同日崩御遊ばされたによる。天皇は百二十三代の天皇に在し、御名を嘉仁と申奉る。明治四十五年七月三十日御父君明治天皇の崩御により踐祚遊ばさる。寶算四十八歳にて崩御あらせられ、翌昭和二年二月七日御大喪儀が行はれ、武蔵陵墓地内多摩陵に葬り奉つた。

【春秋の皇靈祭】「七大祭の一。毎年三月春分・九月秋分の兩日に、天皇御親ら皇靈殿に行幸して、歴代の天皇・皇后・皇妃・皇親及後に尊號を上れる天皇等の神靈を祀りたまふ祭儀なり。」(日本百科大辭典)

一般國民も此の日は所謂先祖祭として、先祖の靈を祀るのである。祖先崇拜を單に口にするのみでなく、かゝる日に實際に體驗せしめたい。

【報本反始】本に報い始に反るといふ字の如く、我等の祖

先の恩に報いその精神をよく身に體することである。勿論我等現代人は徒に古代の風をそのまゝに模倣することは出来ない。要は我等祖先の恩義に感謝し、祖先の國に報じた精神をよく理解して之を受つぎ、現代的に之を實現し、祖先の遺志を擴充發展せしめることである。

九、神嘗祭 新嘗祭

【神嘗祭】「神嘗の由貴の大御饌を皇大神宮に奉り報賽せんとする祭儀。」その起原は既に古く倭姫命に始ると云はれてゐるが、「現今は神宮祭祀令、皇室祭祀令のいづれに於ても大祭と定められ、當日賢所大前で天皇親ら祭典を行はせられ、且つ神宮を御遙拜あり、またこれに奉幣せしめられる。」(内大百科事典)

【新嘗祭と大嘗祭】新嘗祭は「天皇、新穀を以て天神、地祇に薦め、その洪恩に謝し、また親しくこれを聞食す神事。抑、神代の古へに於て既に新嘗祭行はれ、天照大神の新嘗きこしめしたのは、後世天皇親祭のもとづくところ」とされてゐる。古くは、新嘗と大嘗との區別明かならず、混用せられてをり、今の制にも新嘗を大嘗と記して

ゐる。(中略)その後、天皇即位の始めに行はるゝを大嘗と稱し、毎歲行はるゝを新嘗と稱するに至つた。(中略)新嘗祭は宮中の大祭とせられ、十一月二十三日より同二十四日に互つて行はせられる。」(内大百科事典)

十、國 旗

【國旗】「國家の理想若しくは國の歴史または國體を標表せるものとして國家の制定せる徽旗。(中略)國旗は國家の獨立不羈とその主權の存在とを意味する。故に國旗を尊重するは國家に對する敬禮であり、國旗の凌辱は國家に對する侮蔑として屢、外交問題を惹起するに至つてゐる。」(大百科事典)米國に於ては國旗によつて國民精神の統一を圖らんとしてゐる。

【日章旗】日の丸の旗を日本國旗と制定したのは明治三年一月二十七日であるが、其の存在は既に古い。嘉永六年七月、幕府は日本の總印として日章旗を用ひたのが對外的に日本を標さしめた端緒である。現今正規の形狀は、縦徑は、横徑の三分の二、日の直徑は縦徑の五分の三といふのである。

十一、國 歌

【君が代】我が國歌「君が代」は明治十三年に林廣守が作曲し、明治二十三年文部省にて國歌として公定されたものである。歌詞は古今集よりとつたといはれる。學校の祝祭日唱歌として公表されたのは、明治二十六年八月十二日の官報號外による。

十二、鎮守の祭

【氏神】元來の意味は一氏族の祖神又は氏族の守護神といふことであつたが、氏族社會の崩壊したる今日も尙此の名稱が残存する。今日では氏神とは土地の守護神たる産土神となつてゐる。

【神社】神社とは我が國の神祇を祀り、社殿・境内・氏子又は崇敬者を有し、神職を置いて公の祭祀を行ひ、一般公衆の參拜に供するものをいふ。之は我が國特有の制度である。神社をして郷民和合の中心たらしめ、祖先崇拜の觀念を強め、國民道徳を振作する源泉たらしめたい。神社を大別して官國幣社と府縣社以下神社とに分け

る。官國幣社とは官幣社及び國幣社の併稱で、何れも大。中・小の三等及び別格官幣社の別等がある。神社の数は現在十一萬餘を算する。

【とこしへに……の御製】 明治四十三年「神祇」の御題の下に詠ませ給うたものである。

第十六課 明朗の心境

一、明るい人と暗い人

何となく明るい感じのする人と、之とは反對に見るからに陰鬱の氣分になる人とがある。之は先天的なその人の容貌、態度及び氣質(感情の傾向)と、後天的なその人の生活事情との総合的結果によつて決するのである。何れにせよ我等は明朗な人を好む。又我等自身明朗となることを欲する。先天的に陰性の人も、修養によつては或る程度迄陽氣になることが出来る。特に人生の春に相當する中學生時代は、一生涯の中で最も明朗快活でなければならぬ。

二、心を清く

【心に疚まじしことがあるときは自然と陰鬱】 新聞や雑誌に出て来る犯罪人の容貌を見ると、何れも陰險な暗い感じを與へられる。それ程でなくとも、中學生などが何か隠し事でもあると、眞先に顔色が變つてくる。懺悔とか

告白とかは罪を悔悟する爲ではあるが、同時に心中の苦痛を取除く手段となる。

「錢無き旅人は追割の前にて歌ふ。」 “The traveller who has an empty purse sings before the footpad.” といふ。

我等は常に心中一點の曇なき生活をしたいものである。【あさみどり……の御製】 明治三十七年に「天」といふ御題で詠ませ給うたものである。如何にも明朗雄大な御精神が拜されるではないか。

三、健康

身體の不健康が精神に如何に影響するかは、既に第二課「心身の健全」に於て詳述して置いたところである。

四、心配に打克て

【杞人の憂】 列子天瑞に、「杞國有_レ人憂_レ天崩墜、身無_レ所_レ

寄、廢^ス寢食^ス二者とある。俗にいふ「とりこし苦勞」のことなり。

【我等は心配に負けてはならない】如何なる人にも大小強弱の差こそあれ皆心配があらう。心身健全な人はよく之を克服して行くが、意氣地のない氣の弱い者は心配に打負かされるのである。心配は心配を生むもので、益、心配の度が高まるものである。只心配する許りでは何等局面を打開し得ない。我等は如何に心配事が多くあつても努めて之を征服し、勝利者の愉快を味はうて明朗な心境を自ら作出すやうに修養したい。

【神經衰弱】本病は「古くから認められたが、神經衰弱 Neurasthenia なる學名は合衆國の醫師ピーアード Beard により一八六八年始めて與へられたもので、氏は之を定義して「神經組織の衰弱(回復の不定なるが爲に)に基づく神經系統の慢性的機能的疾患」とした。又チムゼン Zimmensen は「神經衰弱は神經系統の機能的虚弱にして、輕きは一局部に止まり、重きは全精神系統の全力の喪失に及ぶ」といつてゐる。

神經衰弱の徴候は頗る多いが、之を主觀的と客觀的と

に大別することが出来る。

1. 主觀的徴候 疲勞し易く、興奮し易く、憂鬱にして悲觀に傾き、精神は絶えず不安の状態にあり。又不合理なる強迫觀念に苦しめられ、病的恐怖に陥ることあり。理解力及び記憶力は犯さるゝこと少きも、新しき事物を印象する力減却し、決斷力鈍り、行動に當りて逡巡遲疑、容易に決する能はず。注意の集中極めて困難なり。

2. 客觀的徴候 感覺の方面に於ては、些少の刺戟を強く感じ、又は異常の感覺を起し、頭痛、頭部の内部的壓迫を感じ、殊に後頭部及び頂部に緊束を覺ゆること多し(チーヘンに依れば頭部の内部的壓迫は八十五%の患者に現るといふ)又時としては頭部及び脊髓に刺す如き痛覺あり。眼暈、耳鳴、皮膚の痒覺も亦屢々現る。運動的方面にては著しく筋力減退を感じ、運動の統制力亦減じ、手足震動、運動遲緩にして、且又疲勞速かなり。全身症狀としては食慾不振、血管運動不規則となり、睡眠は不規則にして夢多く、又不眠症に罹ること最も多し。生殖器に關する異狀亦少からず。患者は

睡眠後朝時に於て一般に疲勞を感ず。故に作業能力は朝に於て却つて不良なり。神經衰弱症は遺傳に基因するもの最も多く、女子よりも、男子に多く、二十歳乃至三十歳のもの最も多い。非衛生的なる生活状態、不自然なる性慾満足、異常の凶事、恐怖、身體の不健康、心痛しながら過度の作業を爲すこと等は本症の原因をなす。(篠原助市、教育辭典による)

五、好意をもて

【他人の行爲を善意に解釋したい】人の行爲を色眼鏡で見ると、随分變にとれるものである。人がこちらに好意を以て笑顔を向けても、自分を侮辱してゐるのだと曲解することがある。之は自己の心がひがんでゐる爲である。寧ろ我等は人が悪意を以てしたことで、出来る限り好意に解釋してその人に接したいものである。さうすれば對手も何時の間にか當方の誠意に動かされて、自己の非を悔い改めるやうになるであらう。

六、希望に生きよ

【青年よ、大望を抱け】“Boys, be ambitious!”とは、北海道帝國大學創立當時の恩人、米人のラーク教師の日本を去るに臨んで學生に與へた訣別の辭である。當時の學生中には前北海道帝國大學總長男爵佐藤昌介氏もゐられた。氏は常に上の語を回想しては學生を激勵されてゐる。希望なき青年は青年にして青年に非ず。若き老人である。前途に洋々たる大望を抱いてこそ、明朗快活なる意氣込を以て日々の勉學に勤め得るのである。

◎快活と善意とは勞作を輕からしめる。“Cheerfulness and good will make labour light.”

◎快活の人には福絶えず。“He who is of a merry heart has a continual feast.”

第十七課 良き習慣

一、習慣とは何か

習慣の意義 「一切の活動(身體的及び精神的)は之を反復するとき、反復と共に次第に順應の度を増し、容易と習熟との感を増加すべし。之を習慣といふ。習慣は生理的には神経の機能が次第に一定の系統を形成し、且固定することを示し、心理的には始め有意的なりし活動が次第に半意識的又は無意識的に遂行せられ、意識の度の減少することを示す。

習慣は時としては之を廣義に解し、(多くは動物學者によりて)、動物の遺傳的に有する動作の傾向をも其の中に含ましむることあれども、一般には個人が一生の間に獲得せるものゝみを指し、之を種族的に先祖より遺傳せる本能と明らかに區別するを常とす。

習慣は上に述べたる如く、生理的に神経系統の傳達路の固定に因り、これは更に廻れば神経の可塑性 Plasticity に基づく。されど此の可塑性を有する神経系統が、一定

の固定せる傾向を生ずるに至るは、神経原の性質の變化によるものなるか(ハートリー、ジェームズ等は此の説を取る)將た神経の接觸部 Synapses の作用の變化によるものなるか(シェリングトンは此の説を取る)につきては異見ありて一定せず。(篠原助市、教育辭典)

【人間は習慣の束】 本文にある通り、吾人の日常生活は殆んど習慣的動作である。洗顔、着衣、食事等は、最初に之を覺える時には可成りの努力と時間とを要したのであるが、今日は殆んど無意識的に行動するのである。若し人生に習慣がなく、何時迄たつても一々の事柄に皆注意を向け努力と時間とをかけねばならぬとするならば、我等は到底その煩に堪へぬであらう。實に習慣は吾人の行動を機械化し、能力の經濟と行動の正確敏速を招致する重要な資である。

二、習慣は第二の天性

【習慣は第二の天性】 古來有名な西諺である。「Habit is a second nature.」ウォータローの戦にナポレオン一世を撃破した英將ウェリントン(Wellington 1769-1852)は、「習慣は第二の天性、習慣の方が十倍も天性である」「Habit a second nature! Habit is ten times nature.」と云つた。

【飲酒の害】 習慣的に飲酒するに至ると血管に異狀を生じ、破損し易い状態となり、時には脂肪瘤を生じ、かくて血管が破れて管外に血液が出るに至る。それが脳細胞間に行はれると所謂腦溢血となり、重ければ即死し、輕くとも身體の自由がきかなくなり、半身不随とか全身不隨の症狀を來すこともあるのである。

又飲酒家は精神病や肺病、心臟病に罹る可能性が多い。又酒を常用し所謂身體がアルコール中毒を起してゐる時には、一旦罹病した時に醫藥が効果を示し難い。其他飲酒から生ずる間接の害に至つては、此に一々枚擧する必要もあるまじ。

【喫煙の害】 煙草を常用する時は、頭痛がしたり、不眠症に罹つたり、記憶力が減退したり、心冠動脈が硬化した

りして種々の障害を起すのである。煙草中に含まれるニコチンは百分の〇・六乃至六分である。喫煙の時には大略その半量が煙と共に口中に入る。ニコチンによる冠狀動脈の硬化の結果は狭心症等を發して苦しむに至る。單に心臟のみに限らず、其他にも種々の害を與へるのである。純ニコチン液は單にその香を嗅ぐだけでも即死するといふ程有害である。

三、習慣と我等の時代

習慣の時期 「習慣の形成には自ら一定の時期あり。即ち清潔、秩序の如き身體的習慣は幼年期に於て早く形成せられ、衣服の着方、言葉遣ひ、身振り等の坐作進退に關するもの及び道徳的・宗教的習慣の如きは二十歳前後に於て略ぼ完成せらる。故に此の時期を失ふときは外國語の研究の如き正しき發音を會得すること難く、又此の時期を下等なる生活に過ごせしものは其の後如何に富貴の生活を營むも尙野鄙なる面影の争ふべからざるものあるを見る。二十歳以後三十歳に至る間は職業的習慣の成立する時期なり。故に三十歳前後に達すれば、一見して其

の人の職業を略ぼ推定することを得。」(篠原助市、教育辭典)

四、眞習慣の養成

【瀧鶴臺の妻】「長門國萩の藩士某の家に女子あり。容姿はなほ醜くかりければ、年長するまで娶るものなし。父母これを憫み、もし媒人あらば、たとひ貧賤のものたりとも、許して嫁さしめんとおもへど、女は自ら配遇を擇びて、妄りに人に嫁することを好まず。平生人にかたりけるやう、妾は瀧鶴臺先生の如き人を得て、夫とせんことを望むとぞいひける。瀧鶴臺は長愷の號なり、當時鶴臺といへるは、博學方正の學者にて、衆の爲に推尊せらるゝ人なりければ、これを聞くもの、皆其女の望の過分なるをあさみ笑へり。さるを鶴臺このよしを聞て、此女こそ眞に己を知るものなれ。必よく家を治むべしとて、遂に娶りて妻とせり。女鶴臺の家に嫁してより、夫に事ふること柔順にして、よく家を治めしかば、鶴臺も亦これを愛し、事ごとに必婦と謀り、婦もまたその見るところ甚高くして、夫の爲に計畫すること、其よろしきをえ

ざるはなし。鶴臺偶客と對話するときは、陰かにこれを外戸よりうかがひ、若し語次國政の事に及べば後にこれを諷め、或は忌憚に觸るゝの恐なからしむるなど、小心翼翼々、其注意いたらざる事なかりき。かくて居ること數年一日のごとし。ある日、事に従ふのとき、誤て袖中より赤糸をくるめたる毬子をおとせり。鶴臺怪しみてこれを問ひしに、婦羞る色ありてこたふるやう、妾の愚昧つねに事をとるに過多し。故にその過を少くせむことをおもひ、赤白二個の糸毬を製して袖中にをさめおき、もし惡念のおこる時は赤糸を添へてこれを結び、善念の萌すときは白糸を加へて結びけるに、一二年のほどは赤糸益大きくなりて、白毬さらに多きを加へざりき。夫よりいたく自省して謹慎を加へしかば、近きころは漸く赤白二毬の大きさはおなじほどになりぬ。これ全く良人の善行に化せられしにより。されど未だ白毬の方赤毬よりも大なることあたはざるは、いとも慙すべき事に侍り。と、やがて袖中より一個の白毬をとりだしてしめしければ、鶴臺大にそのたしなみのあつきに感じ、自ら省みて益其徳をおさめしとぞ。」(婦女鑑)

【フランクリンの習慣養成法】

フランクリン (Benjamin Franklin 1706-1790) は北米合衆國の政治家で又自然科学者である。二十六歳の頃修徳の大計畫を樹立し、且之を實行した。彼は「我は今日まで正邪の別を知らないのではない。然るに正を行ひ不正を避けることのできないのは何の爲かといふと、悪習慣が心の隙間に乘じ、辨の力が道理の力よりも強いことがあるからである。故に我等は單に徳の何たるかを知るを以て足りて居るとしてはならぬ。必ず悪習慣を打破つて、良習慣を立てるのでなければ、確實不變に善を行ふことが出来ない。」と考へた。そこで直ちに良習慣養成の工夫を凝した。

彼は已に必要と思ふ徳目を選び、極めて簡明な意義をつけた。そして之等の徳を修善に適當と思ふ順序に排列した。かくして選んだのが十三徳で、彼の座右の銘となつたのである。それは次の如くである。

- 一、節制 (Temperance) 氣無精になるまで食ふな。氣の荒立つまで飲むな。
- 二、沈黙 (Silence) 自己又は他人の爲になることではなければ語るな。無駄話を避けよ。
- 三、秩序 (Order) 各物を定處に整頓し、各事を定時に爲せ。

四、決斷 (Resolution) 爲すべきことを成就しよう

と決斷せよ。決斷せば必ず遂行せよ。

- 五、節約 (Frugality) 自己又は他人を益することではなければ費すな。畢竟浪費するな。
 - 六、勤勉 (Industry) 時を失ふな。常に有益なことに従事せよ。無用の行を切斷し去れ。
 - 七、誠實 (Sincerity) 有害な詐を用ひるな。無邪氣に公正に處れ。語るにも亦そのやうにせよ。
 - 八、正義 (Justice) 他人に損害を加へるな。與ふべき利益を與へずに置くな。
 - 九、恭儉 (Moderation) 極端を避けよ。怒るを當然と思ふことも之を忍ぶ。
 - 一〇、清潔 (Cleanliness) 身體衣服又は住居の不潔を看過するな。
 - 一一、平靜 (Tranquillity) 瑣事に煩ふな。又通常避け得ざる事故に悩むな。
 - 一二、貞節 (Chastity)
 - 一三、謙讓 (Humility) 耶蘇とソクラテスとを學べ。
- 彼は此の十三徳を毎週交互に専念修得することに努め、十三週で一循し、一年で四度循環することとした。かく

して彼は終に偉大なる品性を建設し、史上稀に見る大人物となつたのである。

【壁書】 足利氏の末、武家の家憲を記せしもの。

【座右の銘】 座右即ち座のかたはらに銘記して置くところの自己訓誡の格言をいふ。小學の陳註に「銘は自警の辭なり」とある。宋史、眞宗紀に「大中祥符三年、作宗室座右銘、賜元僊等、帝曰、朕作此銘、以伸訓導。」又宋の李至の文に「崔子玉爲座右銘、白樂天亦爲座右銘」とあり。

【家訓】 「家族制度を基調とする我國にては、古來凡ての階級を通じて家訓(又は家憲)と稱する成文律を有し、以て子々孫々に傳承せられ家庭教育(或は社會教育)の典據となれるもの頗る多し。所謂「家風」はこの家訓を本として長き間に構成せられたる家庭用の慣習竝に雰囲気にならざるなり。

家訓には本來廣狹兩義あり。狹義の家訓は單に自己の子孫に示して修身齊家の根本規範たらしめんとするものにて、多くは之を一家内に秘藏して他に公開するを厭忌せり。一般に家訓と稱せらるゝは即ち是れなり。然れど

もこの他尙廣義の家訓と稱す可きものあり。こは單に自己の子孫に對してのみならず、同時に後世の社會全般に對して修身・齊家・治國の要を會得せしめんとして作爲せられたるものなり。(後原助市、教育辭典)尙「日本教育文庫」中の「家訓篇」を参照されし。

ジエームスの習慣養成の原則 米國の心理學者ジエームス(William James, 1842-1910)は習慣養成の原則を次の如く定めた。

- 1、新しい習慣を作り、又は古い習慣を破らうとしたならば、極めて鞏固な決心を以て之に着手せねばならぬ。
- 2、新しい習慣を固定するに至るまで、決して例外を許してはならぬ。
- 3、苟くも習慣たらしめようとする行爲を實行する機会があつたならば、直ちに之を捉へ決して逸失してはならぬ。
- 4、日々それ程必要でない勞作をなし、努力の念が常に心中に發動してゐることに努めねばならぬ。

習慣の固定性 = 剛毅×反覆の練習
除外例

【あまた度……の御製】 明治四十三年に「道」といふ御題にて詠み給うたものである。

五、習慣と品性

ヘルバルトは教育の目的を以て「道德的品性の陶冶」にありとした。此の言は正に妥當なる考へといふべきである。而して品性の陶冶は先づ以て最初は善良なる習慣の養成から出發せねばならぬ。故に習慣と品性との關係は本質的に密關するものと云はねばならぬ。之を思へば善良なる品性の養成は教育上最も重要な問題となるであらう。是即ち幼兒教育に於ける「躰」の高調される所以である。

【すなほなる……の御製】 明治四十一年に「心」といふ御題にて詠ませ給うたものである。

【ともすれば……の御製】 明治四十二年に同じく「心」といふ御題にて詠ませ給うたものである。

第十八課 一日一善

一、善と惡

【善とは我等の良心が満足する行爲】 良心又は行爲の倫理的説明は第四卷に於てなすを以て、こゝでは單に常識的説明で足りる。良心の満足といふ體驗を泌々と回想せしめたい。

二、善の創造

【善の創造】 善を作出すこと。即ちどしどしと善い事を行ふこと。

【殷の湯王が云々】 大學に、「湯之盤銘曰。苟日新、日日新、又日新。」とあり。面を洗ふが如く心を洗ふやうに自警したものである。

三、一日一善

【一時一事】 一度に多くをなさんとすれば却て何も出来なすことになる。寧ろ一度に只一つを確實になし續ける方

が結極大善をなす所以となる。

【一日一善】 修養團體等で、一日一善主義を實行してゐるものがある。中學生などにも實行させたい。

【佐藤一齋】 江戸の有名な儒者。名は坦、字は大道、一齋と號す。安永元年江戸に生る。儒官となつて學政に力を注ぐ。安政六年八八歳にして歿す。

【昨日を送り今日を迎ふ。云々】 一齋の「言志四録」にある句。原文は「人生百年」と題し漢文で、「送昨日、迎今日、送今日、迎明日。人生百年、不_レ過_レ如此。故宜_レ慎_レ一日。一日不_レ慎、遺_レ醜_レ於身後、可_レ恨。羅山先生謂、暮年宜_レ謀_レ一日事。余謂、此言似_レ淺非_レ淺。」とある。(訓點送假名は著者の送りしもの)

四、愉快な一日

【日々是れ好日】 碧巖錄第六則。その日その日が誠に幸福に暮されるといふ意。

【意義ある人生】 生甲斐ある一生のこと。人生には繰返しがない。一日一日を眞に充實して送りたい。同時に人格の完成は一朝にして出来るもので無い。小善積んで大善となり、源を集めて流れとする修養の方途を一日一善によりて教へんとするのである。而して又、一日一善を心懸くることにより、絶えず自己反省の機會を與へんとするのである。「吾日三省吾身」は賢者修徳の方途であるからである。

第十九課 教育に関する勅語 (一)

一、明治初年の人心動搖

【明治維新は社會各方面に非常なる大改革云々】 我が國の歴史上に於て、三つの大なる變革があつた。その一は大化改新であり、その二は建武中興であり、而してその三は明治維新である。我が國の大改革は常に我が國開關の純粹の精神に立戻さうとする革新であつて、決して諸外國に於ける如き革命ではない。革命とは一切の過去を否定し、過去の歴史、國家と全く別異なる社會の出現を意味するのである。我が國には改革又は革新はあるが斷じて革命はないのである。

明治維新の大變革は特に未曾有のものであつた。徳川三百年、否頼朝が幕府政治を始めてから凡そ七百年、途中建武中興を見たるも東の間でその間殆んど天下の政權は武門の手に委ねられてゐたのである。軍人勅諭にも「打續ける昇平に狂れ七朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのづから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の

姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ」と仰せられてある。此の永年の武家政治を一朝にして天皇親政の本道に立戻したのであるから、それ許りでも實に大なる革新であつた。其の上版籍奉還、廢藩置縣の如き大改革や、其の他政治上、社會上の大小幾多の諸改革は一般民衆に如何に大なる動搖を齎したかは想像に難くない。種々なる騒動の勃發した事は歴史上既に周知の如くである。

【歐米の文物が滔々として輸入せられ云々】 明治新政府は「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」との國是に基づき、盛んに外國の文物を取入れた。物質的にも精神的にも西洋諸國の文明が日に／＼流入氾濫したのである。特に思想方面では自由主義が最も其の顯著なものであつた。文部省の「學制五十年史」には次の如く書いてある。
〔内がその原文〕

「明治の新政と共に起つた自由民權論は、明治十年以後に至つて隆盛の極に達した。慷慨激越の語を以て、民權の自由を主張する著書も續々として現れた。明治十二年六月に出た植木枝盛の「民權自由論」翌十三年に出た山本

憲の「慷慨愛國論」の如きは、其の代表的著書である。當時の新聞雜誌は悉く自由民權を眼目として論じた。久しく佛國に留學して歸朝した西園寺公望は松澤求策・松田正久等と共に、明治十四年三月、「東洋自由新聞」を發行し、……中江篤介は田中耕造等と番町に佛學塾を開いて、ルソーの自由主義を鼓吹した。同十五年には、雜誌「政理叢談」を發行して民權自由論を宣傳し、また「民約譯解」を公にした。……「民約譯解」は非常なる勢を以て民間に流布し、自由民權の時代思潮に最も大なる影響を與へた。

「自由民權の時代思潮は、當時の民心を風靡して社會のあらゆる方面にまで影響を及した。如何なる事物にても、自由とか民權とかの名を冠せざれば、人氣を博し得ざる如き有様を呈した。一二の例をいへば、當時相繼いで現れた新聞・雜誌中、自由何々又は民權何々といふものが多く、俗語にすら民權節といふのが流行した。斯の如く學

界と思想界と實生活とを問はず、自由の空氣が瀰漫して居たが、其の中に就いて、最も強い反應を呈したのは政治界である。而して逐年此の傾向は甚だしくなつた。

更に又生活様式の歐化に關しては次の如く述べてある。「衣食住をはじめ、日常生活の様式を歐風に擬せんとする傾向は、年毎に著しくなつた。明治十六年十一月には、歐風の建築として、結構の美を極めた鹿鳴館が成り、日夜燕舞の聲を絶たさるに至つた。同十七年五月には、東京俱樂部が竣工して、舞踏會・慈善會は一層盛に行はれた。家庭に於ても、洋装を用ひ、禮式を洋風に改める等、風俗の歐化は、滔々として底止する所を知らなかつた。」と。埼玉縣下の或町には、店頭に「舶來品製造所」といふ看板をかけてゐたといふ程である。

【我が固有なる貴い道徳をさへ……斥けようとする】 歐化主義の勢はその止る所を知らなかつた。文教最高府にある者が眞面目になつて國語を英語に改めようと思へたのである。又西洋人と結婚して人種を改良せんといふ考へもあつた。従つて我が國古來から重んぜられた忠孝の徳は最早陳腐として捨て、顧みられざる状態となつた。

【我が國の傳統をそのまゝ保守し持續しようとする頑固な思想】此の極端な歐化主義に反抗して、漸次に保守的反動思想が起つて來た。陶然として西洋文明に醉へる國民中にあつて、頑固に保守思想を抱き、外來文明に對して事毎に反對の態度を示すものもあつた。

保守思想の一面は國體論・神道論の復興となつて現れた。就中有名なのは明治二十年代に於ける國粹主義の先驅をなせる西村茂樹の「日本道徳論」である。明治十年代の後半期から二十年代の初頭にかけては、反歐化的傾向の團體が續々と現れた。明治十九年四月に本居豐頼・久米幹文等相謀つて大八洲學會を起して皇國主義の宣傳に力め、明治十七年四月に西村茂樹は東京修身學會（後に日本弘道會となる）を起して國粹道徳を呼號した。又二十一年四月には三宅雄二郎・志賀重昂・杉浦重剛・井上圓了・辰巳小太郎・島地黙雷・菊地熊太郎等が政教社を組織し、雜誌「日本人」を發行して歐米の模倣を排し、國粹保存の必要を唱へた。

二、明治天皇の御軫念

【いにしへの…の御製】明治十一年に「述懐」といふ御題にて詠ませ給うたものである。明治七年一月には副島、後藤等民選議院の設立を建白し、二月には佐賀の亂が起つてゐる。又明治八年九月には江華島事件、同九年十月には熊本神風連・秋月・萩の亂が起り、同十年には西南の役が起つてゐる。かゝる内憂外患交々起つた當時に於ける明治天皇の御軫念は拜察するに長き極みである。

【學制を頒布】「學制は明治新政の國是を教育上に實現せんとした具體的方案で、學區・學校・教員・生徒及び試業・海外留學生規則・學費等諸般の事項を悉く網羅し、全編通じて百九章より成つて居る。」（文部省學制五十年史）

學制を頒布するに當り、八月二日太政官から布告第二百十四號として學事獎勵に關する被仰出書が出てゐるが、之を見れば學制の精神がよく分る。その中に曰く、

「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは他なし身を脩め智を開き才藝を長するに由るなり而て其身を脩め智を開き才藝を長するは學にあらざれば能はず是れ學校の設あるゆゑんにして……されば學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か

學はずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢饉に陥り家を破り身を衰の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり……是故に人たるもの學はずんはあるへからず之を學ぶには宜しく其旨を誤るへからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民華族卒農工商及婦女必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるへからざるものなり高上の學に至ては其人の才能に任かすといへとも幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事

【教育の據るべき方針が定まらなかつた】「明治二十三年の春頃の地方官會議があつた際に、二三の地方官から徳教の根本方針に關する要求があつたといふことで、その要求と言ふのは當時地方には種々なる思想が混然として行はれ、文教を指導する上の方針に迷ふが故に、政府に於いて何か一定の指針を示すやうにして欲しいといふのであつた。蓋しその頃には國粹保存主義とか西洋心醉主義とか種々なる思想が互に讒難し合つた時であるため、斯る要求が出たことと私は想像するのである。」（吉田熊次、教育勅語釋義）

三、勅語の下賜

教育勅語と帝國憲法 明治二十二年二月十一日に發布された「大日本帝國憲法」は我が建國の精神と、悠久なる歴史の成跡に基いて成れる未曾有の大典である。我が國體の特色を明白にして皇室の尊嚴を確立すると共に、國民の參政權を承認し、國粹論者の國體論と自由主義者の民權論とを融合包括したものと考へられる。而して「教育に關する勅語」は、帝國憲法が法理上より明記した所を、教育上道徳上より論し給へるものと拜察することが出来る。憲法と勅語とによつて、國民は安んじて歸嚮する所を發見し得たのである。

教育勅語と國體論 「勅語によつて明示せられた國家主義の道徳、國粹主義の教育は、歐化思想の渦中に沈没せる我が國民の精神を甚だしく刺戟し、外に向けたる眼を内に轉じて深く自ら省察する所あらしめた。かくて勅語の意義を述べ、義解を試みる者が續々と出た。那珂通世・秋山四郎合著の「教育勅語衍義」生田目經徳の「聖訓述義」井上哲次郎の「勅語衍義」栗田寛の「勅語述義」等、一々これを擧げることには出来なう。

勅語の解釋は自ら國體論に觸れざるを得なかつた。明治二十三年以後國體論は次第に其の聲を高めた。内藤恥叟の「國體發揮」加藤扶桑の「日本國體論」磯部武者五郎の「國體述義」等の如き國體を論じた多くの著書が現れた。(文部省 學制五十年史)

四、勅語と我等

【國民道德の由來並にその大綱は盡く此の勅語の中に云々】或人は、勅語には國際道德を初め、其の他不足の點があるなど云ふが、之は思はざること甚だしと云はねばならぬ。如何なる教訓等と雖も人生に起る一切の問題に關する一々の道德的規則を擧げ盡し得るものではない。勅語は實に國民道德の大本を御示しになつたものであるから、我等日本人間に起り得る個々の問題は、此の勅語の御精神を體得することによつて自ら明らかとなるべき筈である。實に教育に關する勅語こそは古今稀に見る聖典といふべきである。

第二十課 教育に關する勅語 (二)

一、第一段

○字句の解釋

皇祖皇宗 支那式に解釋する人は、皇祖は國を始めて開かれた大御先祖で、皇宗は中興の明君を指すと申すのであるが、之は少くとも勅語を諱解する場合には穩當ではない。明治以後の詔勅の中に單に「祖宗」と申されてある場合も澤山ある。要するに「皇祖皇宗」も「祖宗」も全體として同じく天皇陛下の御先祖の方々を指し奉るものと解釋するのが最も妥當と考へる。そこで御先祖は何處迄遡るかといふ事になるが、之は少くとも天照大神迄遡るのがよからうと拜察する。

國ヲ肇ムルコト 「肇ムル」は單に最初の建國のみを指さず、代々の御先祖が其の後段々と國を開き成して來られたことを申されたものと拜察する。

宏遠ニ 我が國の開き成されて行く有様が實に規模宏大悠遠であるとの意。

德ヲ樹ツルコト 德とは君德のことであり、皇祖皇宗が御自ら德を御勵みになり、國民に模範を示されたことをいふ。

克ク忠ニ克ク孝ニ 我が國民道德の最高絶對の德は忠である。我が國にあつては如何なる徳目も皆忠に綜合統一されねばならぬ。此の點で孝を「百行の本」とする支那の道德とは大いに趣を異にする。而も我が國は家族制度の國であり、家に於ける道德を擴大すれば自ら國に於ける道德となるのである。而して家に於ける道德の中心は孝である。家族の各員がそれぞれ親や先祖に對する敬愛の念を深く致す時、そこに最も平和な家庭生活が營まれる。而して孝を擴大すればそのまゝ忠になるのが我が國民道德の根幹である。故に忠に加ふるに孝を擧げさせ給うたものと拜察する。

億兆心ヲ一ニシテ 億兆とは人民の意。即ち人民が皆協力一致したことをいふ。

厥ノ美ヲ濟ス 忠孝の美風を全うすること。

國體ノ精華 國體とは通俗的に云へば國柄といふ意。即ち勅語に申されてある「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠」以下「世々厥ノ美ヲ濟セルハ」迄の事柄を意味する。即ち我が國は皇室の開き給へるものであり、飽く迄も皇室中心の皇國であつて、臣民は忠の徳を全うして皇運を無窮に扶翼し奉ることこそ我が國體の最も萬邦に優れる點である。此の純粹優秀なることを精華と申されたのである。

教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス 「淵源」とは事物の本源の意である。「此ニ存ス」とは國體の精華に存すといふ意。即ち教育の根本方針は以上の國體の精華を益發揚するにあることを御示しになつたものである。近時國體明徴の聲の高い折柄、十分鄭重に取扱はれたい。

【神勅】 豐葦原千五百秋の瑞穂國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。
(日本書紀卷二 神代下)

○「豐葦原千五百秋之瑞穂國」豐は國へかゝる祝辭なり。葦にかゝるのではない。葦原は葦の生ひ繁れる原。國

へ係る。千五百秋は下の瑞穂に係た祝辭。瑞穂はみづみづしい稻穂のこと。

○「子孫」天照大神の御子孫のこと。

○「就而治焉」「しらす」とは統べ治めること。日本語で「しらす」と「うしはく」の二語がある。後世「しらす」には漢字治を、うしはくには漢字領をあてゝゐるやうに、此の二語は意味大いに異なる。神代では大國主命、近古では源賴朝・足利義滿其他の各征夷大將軍・織田・豐臣、近世では徳川家康以下の將軍は皆領いたが治さなかつた。治し給ふのは天照大神の御正統にまします天皇のみである。憲法の統治は「しらす」に當る。

○「行矣」纂疏に、行矣者送行之詞。此は其幸行す先々は、恙無く御坐せ奉給ふと爲て、壽稱へさせ玉へる御言。

神勅の訓方は一定してゐないが、本文にあるのが適當と思ふ。よく暗誦せしめて置きたい。

二、第二段

○字句の解釋

朋友相信シ 朋友間互に信義を守り、偽りなきことをい

ふ。

恭儉己レヲ持シ 慎み深くして恣にせぬこと。勝手氣儘ならぬこと。

博愛衆ニ及ホシ 博く人類を愛する精神を押及ぼすこと。即ち先づ手近かな所から順次に遠方に及ぼすこと。故に世界人類を無差別平等に愛することとは違ふ。かかることは又出来るものではないのである。

學ヲ修メ業ヲ習ヒ 學問や業務に勉め勵むこと。

智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ 智能は知識や才能の意。之を啓發するとはよく磨きのばすこと。「德器ヲ成就」とは有徳有爲の實踐的人格を完成すること。

以テ 本段には前後二箇所にある。前の「以テ」は「學ヲ修メ業ヲ習ヒ」のみを承けると解するのがよい。後の「以テ」は「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」迄の全體を承けるものと拜察する。

世務ヲ開キ 社會有用の業務を開拓して行くこと。
常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ 國憲とは大日本帝國憲法と皇室典範とを指し、國法とは法律・命令其他國家諸般の規則をいふ。

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ 緩急の緩には意味なく單

に急といふに同じ。義勇は義に叶へる勇氣。公とは皇室國家をさす。即ち一朝有事の際には勇氣を振起して皇國の爲に御奉公することをいふ。

天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼 之は第二段に於ける結末であつて、要するに國民道徳の究極は天壤無窮の皇運扶翼にあることを御示しになつたのである。我が國家は皇室あつての國家であり、皇國であるから、皇室と國家とは一である。故に天壤無窮の皇運を扶翼し奉ること即ち我が國家を磐石の安きに置く所以となるのである。

三、第三段

○字句の解釋

斯ノ道 第二段に示された國民道徳の大綱全體を指す。子孫 陛下の御子孫をさす。

古今ニ通シテ謬ラス 時の如何を問はず、何時の時代に於いても適當するといふこと。

中外ニ施シテ悖ラス 前が時間・の無制約をさすに對し、之は空間の無制約をいふ。即ち國の内外如何なる場所たるかを問はず、常に實踐し得ることを明示せられた

のである。

拳々服膺 拳々とは両手で物を捧持する貌をいふ。服は著けること、膺は胸のこと。即ち「斯ノ道」を深く肝に銘じて瞬時も怠ることなく躬行實踐することをいふ。成其徳ヲ一ニセン 此の御言葉を拜しては我等國民たるもの聖慮の有り難いことに感泣せざるを得ない。天皇御親ら我等臣民と一つ徳を御實行にならうと申されたのである。此に君民一徳の我が國體の美が表れるのである。

四、昭和の聖代

【我が國は内に外に云々】 現代は所謂非常時である。内に國體を明徴にして國民思想の統一を圖り、政治・經濟其他萬般の施設を向上刷新し、外に向つては愈々我が國際的地歩を高めて國威を擴充發展せしむべき重要な時運に際會してゐる。

中等新修身書備考卷一終り

本書の作製並に御使用について

本書作製に關する著者の趣旨は大約左の通りである。

- 一、本書は教科書の本文だけでは不十分と思はれる點を補充する趣旨で材料を蒐集したこと。
- 一、本書の材料は教授者各位に於て適宜取捨せられたきこと。
- 一、本書には特に各課の教授目的乃至は要旨の如きものを記述しない。之等の事は宜しく教授者各位の自由裁量によらねたい。
- 一、本書の解説中、見出しに【】を附せるは教科書中の本文を引用せる印であり、同じくゴチックで書き出してゐるのは本文に關聯ある材料を示すこと。

大體以上の如くではあるが、固より本備考は完全なものではないから、教授者各位の御準備を切に希望したい。勿論本書の内容については、各位の御叱正によつて將來改訂増補を圖るつもりである。

本書の作製並に御使用について

第六課 寛容……………一九

- 一、他人の過に對する二つの態度……………一九
- 二、寛容の意義……………一九
- 三、寛容と社會の平和……………二〇
- 四、寛容と忠告……………二〇
- 五、自己には嚴……………二一
- 六、偉大なる人傑……………二二
- 七、寛容の修養……………二三

第七課 同情……………二三

- 一、同情……………二三
- 二、同情と社會……………二三
- 三、博愛……………二三
- 四、依頼心を起させるな……………二三
- 五、至純の同情……………二六

第八課 我等の學級……………二七

- 一、級友の親しみ……………二七
- 二、學習上の一家……………二七
- 三、責任の重視……………二六

四、學級代表者……………二六

- 五、學級の名譽……………二六
- 六、學校と學級……………二九

第九課 健全なる常識……………三〇

- 一、常識の意義……………三〇
- 二、常識と専門的知識……………三〇
- 三、我等の常識……………三一
- 四、常識の養成法……………三一

第十課 單純生活……………三三

- 一、複雑な生活……………三三
- 二、慾望の統制……………三三
- 三、日常生活の單純化……………三四
- 四、自然に親しめ……………三四
- 五、剛健の徳……………三四

第十一課 趣味……………三五

- 一、趣味ある人……………三五
- 二、趣味と職業……………三七
- 三、高尚なる趣味……………三六

- 四、我が國民の趣味……………二六
- 五、我等の趣味……………二六

第十二課 自己の力……………二〇

- 一、自己を知れ……………二〇
- 二、自己の體力……………二〇
- 三、自己の智能……………二一
- 四、自己の性行……………二二
- 五、他人の長短……………二二
- 六、自信と成功……………二二

第十三課 自分の事は自分で……………二四

- 一、自律の精神……………二四
- 二、依頼心を去れ……………二四
- 三、自律の訓練……………二四
- 四、自律と協同……………二五
- 五、自律と放縱……………二五
- 六、自律と自治……………二五

第十四課 信用……………二七

- 一、信用の必要……………二七

二、正直……………二七

- 三、約束を守れ……………二八
- 四、信用と社會……………二八

第十五課 公德心……………三〇

- 一、公德心の意義……………三〇
- 二、公德心の必要……………三〇
- 三、日本人の公德心……………三一
- 四、公德心の養成……………三一
- 五、社會奉仕……………三一

第十六課 良き公民……………三二

- 一、自治と公民……………三二
- 二、自治の徹底……………三七
- 三、選挙の心得……………三八
- 四、自治體の事務……………三九
- 五、良き公民……………三九

第十七課 正義……………四〇

- 一、正義とは何か……………四〇
- 二、正義と社會……………四〇

三、正義と國法……………六二

四、義務を先に權利を後に……………六二

五、正義と良心……………六二

六、正義と同情……………六二

七、正義と勇氣……………六二

第十八課 向上の生活……………六三

一、精神力の成長……………六三

二、最善を盡せ……………六三

三、反省の必要……………六三

四、我等の反省……………六三

第十九課 戊申詔書(一)……………六六

第二十課 戊申詔書(二)……………六六

第二十一課……………六六

第二十二課……………六六

第二十三課……………六六

第二十四課……………六六

第二十五課……………六六

第二十六課……………六六

第二十七課……………六六

第二十八課……………六六

第二十九課……………六六

第三十課……………六六

目次(終)

中等新修身書備考

卷二

第一課 上級生と下級生

一年から二年に進んだ時は、中學五ヶ年中最もブライドを感じるものである。而して茲に初めて對下級生關係が發生する。一年時代は單に上級生に對する一方的關係であつたものが、今度は上下の二方的複雑關係に入込むのである。ともすると初めて上級生となつた嬉しさ、誇らしさから、下級生に對して高壓的態度をとる恐れがある。本課の教授に當つては特に此の點に考慮を拂はれたい。

一、同級一年

去年の新入當時、如何に不安に迫られてゐたかを回想させ、新入一年に對して十分なる同情心を喚起したい。同時に第二年目へ勇躍突入する旺盛なる氣力と、周到なる計畫とを有たせたい。

二、上級生となつて

【我等を學べ】 學校生活に於ては、下級生にとつて上級生は教師以上に威壓を感じしめることがある。随つて上級生の一舉手・一投足は悉く下級生の注目する所となり、やがて之を模倣するに至るものである。随つて校風の樹立上、上級生の態度は極めて重大な意味をもつ。故に上級生に對して此の點についての自覺を喚起し、良き模範を示させるやうに指導したい。

三、上級生に對して

【先輩として之に敬意……………】 上級・下級の親睦融和を圖ると共に、一面下級生は上級生に對して相當の敬意を拂ふことが肝要である。上下の別を正すことは、學校とい

ふ一の社會を圓滿に運営する上に缺くべからざる要件である。生徒間の敬禮問題が往々にして學校騒動の原因となることがある。固より上級生に對しては下級生より尊敬を受けるに足るだけの品位を保つやうに指導するは當然である。

四、對級感情の融和

一學年が二學級以上ある時は、對級關係は同學年間並に異學年間の二つとなる。同學年間に於てさへ時に面白からぬ對級感情の勃發を見ることがある。上級下級共にその分をよく守り、學校の平和とよき校風の樹立とに協心努力させたい。

中等新修身書備考

第二課 我が家

一、懐かしき家

【家程懐かしいものはない】米國の詩人ベーンの有名な「スウィート・ホーム」の詩は、異國に放浪する旅人が我が家を懐ふ涙ぐましい詩である。此の詩の中に、よしや金殿玉樓の歡樂を盡すとも我が家の如きよい所はないと歌ひ、終に「我が家、我が家、樂しき我が家。我が家にまざるものあらじ。」と繰返し、我が家を讚美してゐる。家の懐かしさは一度家を離れた時誰人にも痛切に感ぜられよう。

【無上の慰安所】家は一日の勞苦を忘れしめる歡樂の園生でなければならぬ。足一度家門に踏入れる時、如何なる憂苦も雲散する如き慰安所たらしめねばならぬ。家が最も自然に平和に出來てゐる時は、立派に此の慰安所としての使命を全うし得る。之に反して家の中が圓滿を欠き、常に不安に充ちてゐる時は、青年子女は家を逃避せんとし、恐るべき結果を招來するであらう。

二、家の成立

【最も自然的・人情的な社會】「家は自然の關係を本として整へられる社會であるから、其の組織は絶對の性質を帯びる。親は何處までも親、子は何處までも子、親親たり子子たることは永久且つ絶對である。かの權力や利益の關係によつて變動する強制的や契約的の社會とは違ふ。

家は人の自然の性情に本づく社會であつて、血統上自然の社會であるばかりでなく、精神上にも亦最も自然なものである。外部的の強制を要することが少くて、内部的な自發的な要求に依つて、最も自然に成立つのが家といふ社會である。」(耳理章三郎 國民道德三講)

【我が國は家族制度の國】「我が國の根本的特性は、全く皇室と國民との關係に由來する。我が國民は皇室を本宗として繁榮した一大家族である。人民があつて、然る後に君主の立つたものではない。君民は同祖で血族の親がある。國家の體制は、常に皇室を中心として、家族的に組

織せられた。他の國でも、其の組織を家族的に見たものがあるけれども、それは擬制である。我が國は皇室が擴大したもので、家其の者が國となつたのである。我が國でオホヤケといふ語は、ミカドといふ語と同じく、天皇にも皇室にも亦國家にも通ずる。もと「オホヤケ」は大家であつて、國民の本宗たる皇室をいつたものである。其の皇室の中心たる天皇もオホヤケであらせられるし、皇室を擴大した國家其の者も大家即公である。古語で君臣をキミ・ヤツコといつた。キミは上の意で、國といふ大家の上たる方の尊稱である。(耳理章三郎 國民道德三綱)

三、家の秩序と國體

凡て社會には統一の中心が必要である。家といふ社會の中心をなすものは實に家長である。家は此の家長の下に相團結親和して、始めて一家の秩序と幸福とを招來し得るのである。

家長の任務 「我國の家族制度は、夫婦關係竝に父子祖孫の血族關係を有する者から成る統一體である。その中心は家長であつて、民法に所謂戸主なるものである。家長

は特殊の權能を有して、一家統率の任に當り、少なくとも左の數個條の任務を遂行するのである。

- (一) 一家の歴史、血統及び名譽を維持し尊重すること。
- (二) 家風、家法、家憲等を尊重すること。
- (三) 祖先の祭祀を行ふこと。
- (四) 祖父母、父母、妻子等を扶養すること。
- (五) 弟妹を教養すること。
- (六) 政治上竝に法律上の權利義務を尊重すること。
- (七) 家産を保護、増殖すること。
- (八) 親族、郷黨等と交際すること。

家長が一家の中心であることは、我民法第七百三十二條に依つて規定せられ、其家族に對する權利は、第七百四十九條及び第七百五十條に依つて規定せられ、其祖先に關する權利は、第九百八十七條に依つて規定せられて居る。斯様にして、家長は内、家族を支配し、外、一家を代表するものであつて、眞に己むを得ない場合を除いては、恣に其位置を退き、其權利を抛つことを許さない。又妄りに家族を分離し、或は遺棄して、己が家族扶養の

義務を回避することも許されない。是れ一には家族制度を保護し、一には家族をして安固なる生活を遂げさせ、以て成るべく無告、浮浪の人を社會、國家に送り出さぬ爲めである。(深作安文 國民道德綱要)

四、家の經濟

今日の道德は經濟と離しては論ぜられない。家庭經濟がよく治まらなければよい家庭道德は實現され得ない。特に一家の主婦たるものには經濟觀念が必要である。主婦がよく毎月の收支を計り、周到なる豫算生活を營むことが大切である。

五、家風と家名

【家風を尊び、家名を重んず】 我が國は家族制度を以て社會生活の單位とするから、家風家名が特に重視され、その昔に於ては、家族各員の人格の獨立等いふものは殆ど意識されぬ程であつた。婦人が一度他家に嫁しても「家風に合はぬ」との理由で離縁されるのである。軍記物語に、「宇多天皇九代の後胤、近江の國の住人、佐々木三郎

義秀が四男、佐々木四郎高綱、宇治川の先陣ぞや」と名乗る記事があるが、之は武士が家名を重んじ、苟くも家名を汚さざらんとするの精神に外ならない。

【只一人でも不心得者が出ると……】 我が國は家族制度なるがため、家族各員の名譽、不名譽は直ちに以てその家全體の名譽、不名譽となるのである。故に我が國では如何なる高位高官にある者でも、一朝その子弟に不謹慎なる非道を犯す者がある時は、その責任を感じて桂冠するるのである。名家の子弟より或は大逆犯人を出し、或は思想犯人を出し、世間に汚名を曝した例が最近少くない。

【ふりにきと……の御製】 明治四十二年「家」といふ御題にて詠ませ給うたものである。

【胡馬北風に依り……】 故郷忘れ難しとの意。文選の古詩に「胡馬依北風、越鳥巢南枝」とある。北の夷(胡)國より南に来れる馬は、北の方故郷から吹來る風を戀うてその方に向いて鳴き、南方の越國から北支那本部に來てゐる鳥は故郷に近い南の枝に巢を造るとの意。

第三課 家の道德(一)

一、家は道德の源泉

【家は一切道德の源泉】 家は一の社會として、そこには種々なる生活關係が成立する。即ち父母對子女の縦の關係並に兄弟姉妹同志の横の關係を始めとして、其他複雑なる關係が存する。随つて此に於ては諸種の道德が必要となる。恰も一家は社會の縮圖たるの觀があり、社會に於ける道德は家の道德に其の一切の源泉を見出すものといふことが出来る。

【特に我が國……家の道德が根本】 「皇國日本は擴皇室の家族的國家であるから、其の國性に本づくところの道德も亦家族道德の特質を具へて居る。擬家族的な道德ではなく、家族道德其のものを國民道德にまで成長發展せしめて居る。然らば家族道德は如何なる特質を有するかと云ふと、

(一) 家族は自然の一體社會であるから、家族道德は其の一體自然の本性を根柢とし、絶對無限の本務と

して行はれる所のものである。親子兄弟は固より自然に近密なる一體關係を有するものである。夫婦は契約的な關係に始まるけれども、子女を生育することによつて、自然の一體關係を創造する。此等は切つても切れない天縁であつて、相互の自由意志に本づく契約を條件としたものでないから、其の本務も亦絶對無限である。

(二) その家族の一體性に本づくところの道德は、要するに至深至切の愛である。親の慈、子の孝、兄弟の友、夫婦の和、すべて皆至深至切の愛ならざるはない。

(三) 家族は其の一體關係の中に、自然の秩序、即ち天秩天序があつて、家族道德は此の自然の秩序に率つて、愛の組織を爲すものである。我が國民道德はまさしく此の家族道德の特質を具へたものである。明治の詔勅に「皇國一體」、「東西一家」と仰せられてあ

る通り、君民は一體、億兆は一體、縦と横に渾然として、家族的に一體たる皇國をなしてゐるのである。故に其の道德も、亦、至切至深の愛を絶對無限の本務とする所の道德である。」(耳理章三郎 國民道德論概要)

二、親の恩愛

【世の中に……】 紀貫之の歌

中江藤樹の父母の恩愛觀「まづ子の孝行といふは、人間百行の源、人倫第一の急務なる故に、聖人の五教に父子有親と第一に説き給へり。孝徳を明らかにせんと思ふにはまづ父母の恩徳を觀念すべし。胎育の始より十ヶ月の間母は懷孕の苦みを受け、十病九死の身となり、父は孕子の保全産育の安穩たるべきことを願ひ憂ひて、千辛萬苦を心に忘れず、臨産の時に至りては、母の身は切りさく程の痛をうけ父の心は煩熱の苦を抱けり。幸にして母子安穩ならば、一命再續の喜を成し母はぬれたる寢敷に臥して子をば乾ける裯に臥さしめ、子よく眠りぬれば母の身屈伸をなさず、身あかつきけがれても沐浴髪洗ふべき暇もなく、衣裳身の繕などいと取亂し、子の安穩を思ふ

よりほかは他念なし。若し少しにても病みぬれば、醫を求め神に祈り、身をもて替らんことを思ふ。乳哺三年の間父母の苦勞その數を知らず。入學の月になりぬれば師を求め、道を教へ藝を習はせ、才徳は人に勝れんことを願ひ己に有望の年に至りぬれば、仇讐を求め家業を立て、富み榮えんことをはかり願ひ、その子才徳人に勝り仕合もよく榮えぬれば、限りなく悦の眉をひらき、若し又才徳も人に劣り仕合もよろしからざれば、起臥たえずなげきをなせり。父母かくの如きの慈愛かくの如きの苦勞をつみて子の身を養ひ育てたれば人の子の一毛一筋に至るまで、父母の千辛萬苦の厚恩ならざるはなし。父母の恩徳は天よりも高く海よりも深し。あまりに廣大無類の恩なる故に、本心くらき凡夫は報いんことを忘れ、却つて恩ありとも思はしとも思はざると見えたり。人間の形あるほどの者は、如何なる愚痴不肖の賤男賤女に至るまで一飯の恩を報いんと思はざるはあるまじ。恩を報いんと思ふは、孝徳の本心ある故に、その端のすこし顯はれたるものなり。本心の孝徳あつて父母の恩を報いんことを忘れぬるは人欲の雲に蔽はれ、徳の日の光くらく心の

間に迷ふ故なり。九牛の一毛をいひ述ぶる父母の厚恩をよく體認して、一飯の恩にくらべて見れば人欲の雲はれ明德の日の光明らかにして、父母の厚恩を報いんと思ふ本心の孝心かぎりなく開發すべし。この一念を以て孝行のはじめとなし、「孝徑」の聖蹟を鑑とし、身を立て道を行ふの大孝を受用すべし。昊天罔極の厚恩を忘れ、心の闇いと昧きことを迷といふ。この迷深きは鳥獸にも劣れり。鳥は反哺の報を行ひ、手は跪乳の恩をなせり。人間の形を受けたるもの恥ぢ恐るべきことなり。(翁問答)

三、孝道

我が國の孝道の特色「苟も人倫の存する所に、其の道の存しないものはなく、又人として父母のないものはないから、世界に孝を道としてゐないものはないけれども、東西によつて其の特色の存することも、亦我等の注意すべき所である。

近代の西洋と古來の東洋との孝道を比較すると、凡そ左の如き特色がある。

(一) 西洋では孝を普通の徳目の中に列べ、特に主要

な徳としてゐないが、東洋では特に主要な徳目として立てゝゐる。

(二) 西洋では相対的な徳とし、親が其の道を盡さなければ、子も服従の義務がないといふやうに説いてゐるけれども、東洋では絶対の徳とし、親の如何に拘らず子は子たるの道を盡くすべしとする。

(三) 西洋では子が親の養育を受ける期間を主として孝道を説くが東洋では親の終生に涉り親を奉養することを重要な本務とする。

(四) 西洋では死後の親に對する孝道を説かないけれども、東洋では歿後の親に對しても、長く孝道があるとする。

(五) 西洋では直接の両親以外の孝道を説かないけれども、東洋では孝道を以て遠い祖先にまで奉仕すべきものとする。

(中略)

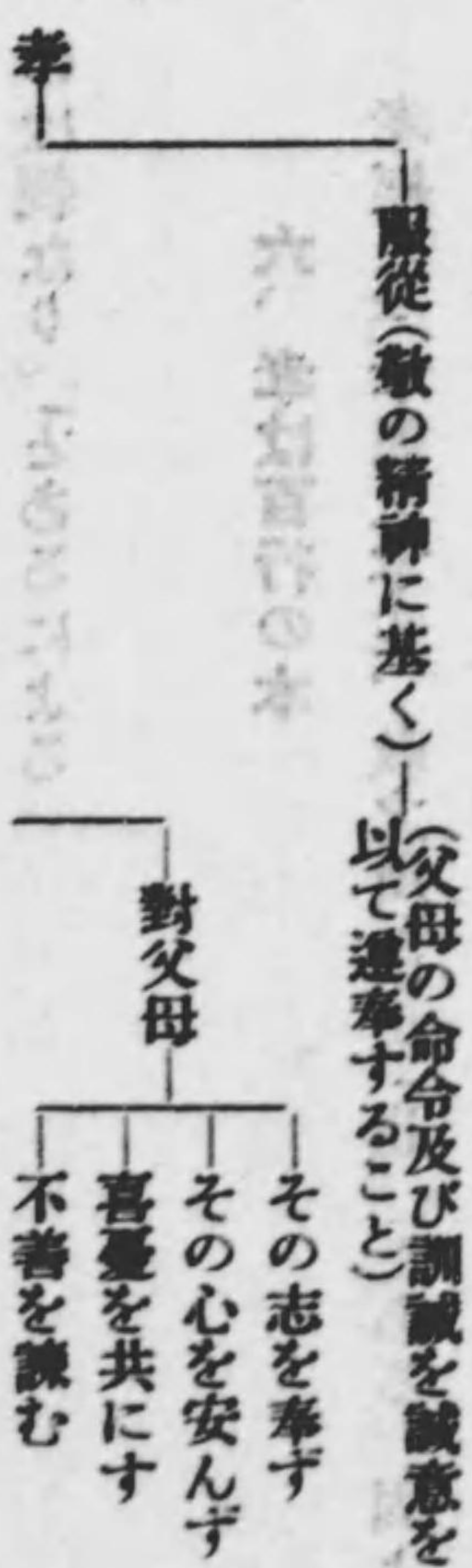
我が國では漢土と同じく孝を特に主要なる徳とし、之に關する漢土の教訓書を採用し、夙に孝經は大學・國學を始め國民一般の必修の書とし、天子・將軍の讀書始

動することを要義とする。

(五) 漢土では、親の爲にすることが重く、子の爲にすることが軽い傾向があるが、我が國では其の輕重はなく、子孫を慈育することは祖先に孝事する所以であるとする。

我が國でも多年漢土の孝の教訓が行はれて、之を模倣することを以て理想としたものもあり、和漢の差別を意識しなかつたものもあり、又父祖中心の家族制度の餘弊を生じたものゝあつたことも事實であるけれども、我が國の道德史を通観すると、漢土とは異つた我が國特有の孝道を發展してゐることは著しいことである。(互理章三郎、國民道德論概要)

「孝」の分解 吉田靜致博士は孝道の内容を解して次の如くされてゐる。



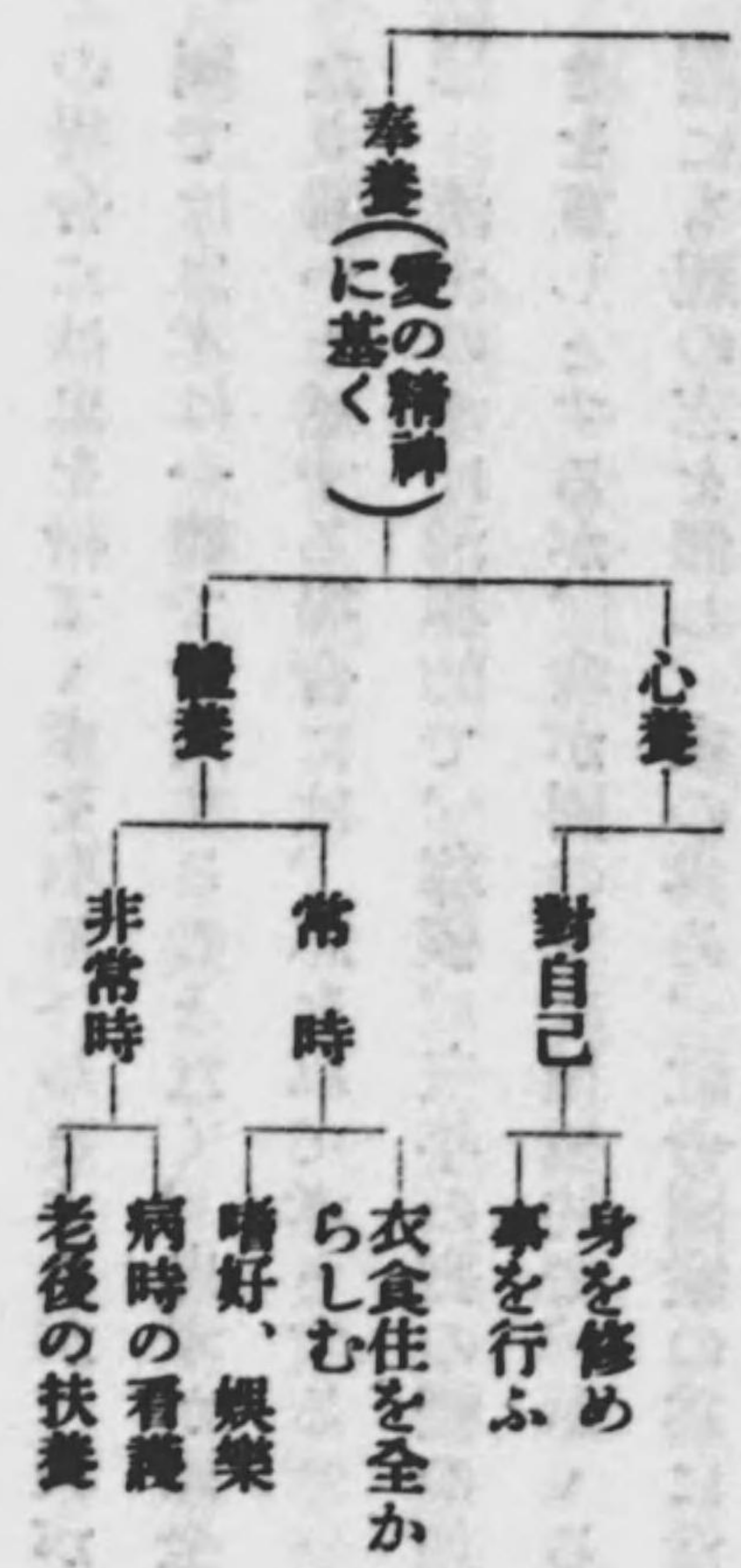
めにも用ひられたほどである。けれども和漢の國性が異なるだけに、我が國に於ては、孝が實際に特殊なる發展をなし、又其れが教訓として自覺されるに至つた。今、和漢共通の東洋の孝道と見るべきものを除いて、その特異なるものを列挙する。

(一) 漢土では孝は家族的の道德で、其れを社會國家にまで應用するものとしたけれども、我が國では孝其のものに社會的國家的意義があつて、さうでなければ孝が完全なものでないとした。

(二) 漢土では忠と孝とを二大徳目として並べても、孝の中に忠を統合したが、我が國では忠の中に孝を統合した。

(三) 漢土では忠と孝との一致しない場合が生じ、其の場合には忠を捨て、孝を取るべしとするが、我が國では忠孝は一體で矛盾することなく、忠孝が兩全なり難いと感ずる場合には、忠を以て孝とする。

(四) 漢土の孝は消極的で、葬儀、三年の喪の禮の如きを重しとするが、我が國の孝は積極的で、かゝる際にも親の志を體し、家の爲め、社會國家の爲に活



四、養 志

【親を安心させ】「揚子法言」卷十に「孝莫大於寧親、寧親莫大於寧神。」とあり。

五、養 體

【今の孝は是れ能く……】論語爲政篇にあり。「子游問、孝。子曰。今之孝者、是謂能養。至是犬馬皆能有養。不敬何以別乎。」

【風樹の嘆】父母死して孝養すること能はざるを嘆くこと。「風木の悲」ともいふ。韓詩外傳に、「夫れ樹、靜ならんと欲するも風止まず。子養はんと欲するも、親待たず。往いて返らざるものは年なり、逝いて追ふべからざるも

のは親なり。」とあるによる。

六、孝は百行の本

孝經に、「孝徳之本也、教之所由生也。」とある。固より我が國に於ては孝は忠の中に包攝されること既に前述の如くであつて、漢土の孝とは自らその内容を異にする。而も尙孝は百行の本として貴ばれる點に於ては全く同一である。

七、祖先尊崇と報本反始

祖先尊崇は人情の自然であると共に、特に我が國の如き國體にあつては國民道徳の本幹をなすのである。報本反始は只徒らに過去に執着しそこに復古停滯することではない。文化は不斷に發展し國家内外の情勢は刻々に變化してゐる。併し苟くも歴史あり統一ある國家たる以上その中心道徳、根元精神に於ては決して易るべきではない。我等が祖先の遺風を敬慕奉ずるのは、祖先の恩を感謝すると共に此の永遠不易の國民精神、民族意識に深く自覺徹底し、國家の進運に精進する爲である。之こそ

正しき報本反始の眞義といふべきである。

八、祭 祀

【祭祀】「我が國の古語では、祭祀の事をイハヒマツル又はイツキマツルといつた。イハヒもイツクも齋又は忌と同義で諸の悪しき事穢き事を忌み避けて、萬事を慎むといふ意である、即ち敬慎の意である。マツルは服事することである。即ち尊崇敬慎の心を動機として祖先に服事することを祖先の祭祀といつたのである。此のやうに、我が國上世の祖先を祭祀する風俗を視ると崇敬の至情が捧げられてあるが、之と共に愛慕の至情の藹然として濃かな者があつた。決して祖先の威靈を畏れ敬するといふばかりでない。上世皇室では皇祖の神に對して、「皇親神漏岐神漏美命」と呼びかけられるのが例になつてゐる。神漏岐は男性の皇祖、神漏美は女性の皇祖といふ意である。皇親は天皇が皇祖を親みて仰せられた言葉である、皇吾陸と疊みかけて親みの意を表されたことも屢々見え

る。(亙理章三郎 國民道徳序論)

【祭には在すが如くす】論語八佾篇に、「祭如在、祭神如

神在」とある。

【たちねの……の御製】明治四十年「孝」といふ御題にて詠じ給うたものである。

【いとまなき……の御製】明治四十五年「孝」といふ御題にて詠じ給うたものである。

【身體髮膚……】孝經にあり。身體髮膚受之父母。不敢毀傷、孝之始也。立身行道揚名於後世、以顯父母、孝之終也。

第四課 家の道徳 (二)

一、兄弟の道

【妄りに依頼しあうてはならぬ】「兄弟は他人の始め」といふことがある。若し兄弟が相互に自己の勝手を主張し、相互の道を全うせぬ時は兄弟の親睦が破れ、却て他人以上に具合の悪い関係となるものである。故に兄弟は互に他を援助しようとするのはよいが、無暗と他に頼らうとしてはならぬ。

南洲兄弟の友愛「南洲の兄弟は、慕はしい兄弟として、世に傳へらるべきものである。南洲は二十六歳の時不幸にして三箇月の間に父と母とを亡つた。この時彼に三人の弟があり、又妹もあつた。彼は両親に代はつてこれ等の弟妹を愛撫し窮乏なる家計を整理せねばならぬ責任を帯ぶることゝなつた。又實に彼は至情の人で、己の子のやうに弟妹を愛したのであつた。併し若し彼が貧生活の中に牧耕を事とし、家政を整理することに、専ら力を用ひねばならぬのであつたならば、殆ど國事に奔走するの餘

裕はなかつたであらうが、この際彼をして後顧の憂なからしめたのは、次弟の吉次郎であつた。吉次郎は友愛の徳に富み、家事の經營に長じ、農を營み馬を畜ひ、幼弟を養育し、自ら屈して煩瑣なる家事に勞し、長兄をして力を天下に伸ぶるを得しめた。それで感恩の情に篤い南洲は、深く次弟の友愛に謝する所があつた。彼は嘗て吉次郎に語つていふには、「兄弟の中で先に生れたのを兄といつて尊敬し、後に生れたのを弟といつて愛撫するのは天下の通誼で、これは兄が弟よりも勝れて、世事に通じてゐるからであると思はれる。然るに今吾が身を顧ると、兄であるけれども、性質が愚鈍で諸事汝に及ばない。」と。以て彼等兄弟の芳しい情誼を見ることが出来る。その後戊辰の役、吉次郎は監軍として北越に轉戦し流丸に當つて歿した。南洲は計に接して、痛惜哀傷、一杯の酒をも飲まず、一皿の魚をも食はず、一空に横臥して悶をやつた。當時の南洲の書中に、「愚弟吉次郎には越後路

に於て戦死いたし、残念此事に御座候。外の兩弟は皆と無難能歸仕合せの次第に候。拙者第一に戦死可致處、小弟を先立せ涕泣いたすのみに御座候。御悲察可給候」といつてゐる。彼は吉次郎の遺孤を我が子の如くに慈育した。

南洲兄弟の父母を亡ひし時、三弟慎吾はわづかに十歳末弟小兵衛は七歳であつた。慎吾は即ち後の侯爵西郷從道である。小兵衛は十年の役に南洲に従つて肥・薩の間に戦ひ、東肥の地に戦歿した。(亘理章三郎 青年鑑)

◎昭憲皇太后御歌

はらからのしたしき中のあらしひは

時のまにこそ忘れはてけれ

◎兄弟の争は欲より起る。欲を棄て、義を思はゞ何の争かこれあらん。(小早川隆景)

◎血は水よりも濃し。(西諺)

二、夫婦の和合

夫婦の和合が一旦破れる時は、家庭は直ちに暗雲に塞されてしまふ。所謂「夫婦喧嘩」の絶えない家庭は、子弟

の教養上にも極めて有害であり、到底一家の繁榮を望むことが出来ない。書中にある「夫唱婦隨」は極端に其の度を越してはならない。妻と雖も立派に一個の人格者である。従來は何れかと云へば夫の横暴は比較的認容され、妻に對しては貞操を強ひること頗る峻厳であつた。今日には妻の貞操を尊重すると同様に、夫に對してもその必要が高調されてゐる。蓋し新時代の夫婦道は、夫は多くの場合家長として一家統一の中心に立ち乍ら、而も主として家を守る妻の人格を尊重し、相互に狎れることなく、夫婦は直に一體となつて家門の榮譽を擔ふべきである。

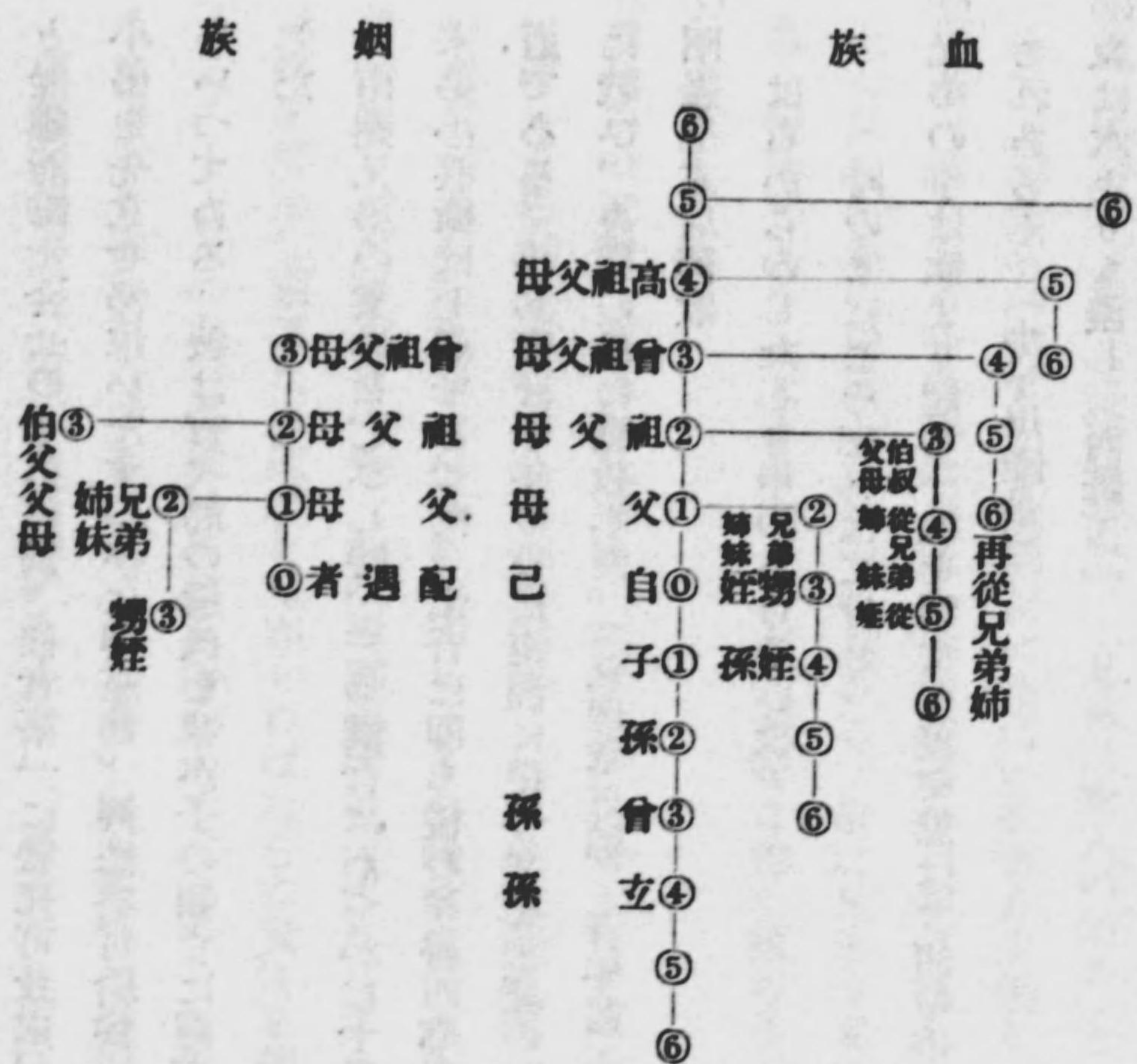
三、親族の道

【親族】親族には廣狹二義あり。狹義には血統の關係があるものについて、廣義には血統關係者の以外に婚姻や養子縁組等によつて生じた關係をも含む。民法上の親族は次の通りである。

民法第七百二十五條、左ニ掲ケタルモノハ之レヲ親族トス

一、六親等内ノ血族

二、配偶者
 三、三親等内ノ姻族
 今血族及び姻族の親等（親等とは親族系統の遠近、世代の數を定める標準である。）を示せば次の如くである。



【地位の高下や……】 近親であり乍ら身分の低いが爲に

之を遠ざけたり、社會的地位の高きが故に特に親戚付合をするといふ如きは、眞に卑劣な態度である。身分や社會的地位の如何を問はず、親戚間はその親疎によつて適當の交際をなすべきである。

四、家の道徳と國民道徳

本節は前課の第一節に於て述べた所を更に繰返して要約したものであるから、前課第一節の備考を参照されたい。
 【西洋諸國の如き個人主義國家】 何と云うても日本の家には親子兄弟の一體の觀念が強く働いてゐる。それに比較して西洋の家庭は夫婦本位であり、結局個人主義的である。個人主義には、責任を重んずるとか獨立心が強いといふやうな固より大切な道徳的觀念が強く養はれるが、祖孫一體の意識に於ては薄弱である。我が國は家の形態をそのまゝ擴大して皇室を中心とした國の形を成してゐるから、「國家日本」「皇國日本」としての一體意識が極めて強いのである。

明治以來西洋文化の流入に伴つて個人主義、自由主義の思潮も急激なる勢で入込んだ。之が國民思想に完全に

攝取融合されることは凡らく今後相當の時日を要することであらう。結局我が國に於ける個人主義、自由主義思想は全體的皇國意識の内のみ、正しき發展経路を有するのであり、又有すべきである。

【家の風……】 明治三十七年「兄弟」といふ御題にて詠ませ給うた御製である。

第五課 感恩

一、父母の恩

【義務教育】 強制教育 Compulsory Education といふに同じ。國家の發展上から考へても、將又國民の福利を増進する上から考へても、國民全體が一樣に或程度の教育を受け、或程度の道徳的修養を積むことが大切である。是に於て國家は國民の教育を父兄の自由に一任せず、之に干渉を加へ、兒童をして必ず國家の要求する最低限度の教育を受けしめるのである。之が即ち義務教育乃至は強制教育である。義務教育の制は獨逸に始り、現今に於ては苟も文明國は皆此の制を採用してゐる。

我が國に於て既に明治五年學制頒布に當つて一般の人民必ず學に従事せざるべからざることを布告してある。其後幾變遷を経て明治四十年三月に至り義務教育年限が今日の如く六箇年に延長されたのである。併し尙之を以て満足出來ずとし、義務教育年限を更に八箇年に延長せんとする輿論が相當に強い。

二、教師の恩

【小學の受持先生……】 中學入學後に小學校時代の教師の恩を思出させることが大切なことと思ふ。特に中學校の教師の口から小學校教師の努力の有様を話すことは、兒童に對して強い感激を與へることと思ふ。

三、社會・國家・君の恩

【衣食住の何一つとして……】 生徒日常の生活を反省させ、如何に衣食住の各方面に互つて社會の恩恵に與つてゐるかを考へさせたい。

【君國の恩こそは……】 我が國は皇室中心の國であり、擴皇室の國家である。故に君といふも國といふも其の根元は同一である。かゝる國家に生れた我等は特に幸福な生活を送り得ることを十分に納得させたい。それには國家の統一弱く、國內反亂常なき他の國家と比較するがよい。我が國に於ける社會の恩國家の恩も所詮は君の恩に

歸一すべきものである。

四恩 佛教にいふ四恩とは、天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩をいふ。又天地の恩を除いて三寶恩を加ふる説あり。

四、忘恩を戒めよ

【犬や馬でさへも】 古來犬や馬でその主人の恩義を忘れなかつた例が少くない。近くは東京市渋谷驛頭に銅像となつてゐる忠犬八公の話等もその適例である。

道眞君恩を懐ふ 菅原道眞が清涼殿の月夜の御宴に侍して詩を奉つた時、君御感の餘に御衣を賜つた。然るに道眞は讒言にあつて太宰府に謫された。時に同じ月を見て君恩を今更の如く有難く感じて次の詩を詠んだ。

去年今夜侍、清涼。秋思詩篇獨斷腸。

恩賜御衣今在此。捧持毎日拜餘香。

◎恩は借金なり、返却せざるべからず。(西諺) "Favour is a debt, you must repay it."

◎與へた恩は忘れよ、受けた恩は忘れるな。(ホッパー) "Forget the favour you bestowed on others, but don't

forget the favour bestowed on you."

五、感謝の生活

◎「我の今日無事安樂にして、暖に衣、飽くまで食ふことのできるのは、抑も誰の御蔭であらう。決して我自ら働いて衣食して居るのではない。之は一には父母の恩、二には祖父母の恩、三には君の恩である。今此の一杯の飯の中にも此の三つの恩が宿つて居る。我は暫くも之を忘れてはならない。」(中江藤樹)

◎「われは世より我れを救ひ出だし給へと祈らじ、世に勝つ信を與へ給へと祈らむ。かくして神より得たる自力の信念を以て世にある限りを戦かはむ。戦うて若し破れんか、ますくわが力の弱きを知りて神を仰ぎ頼むべし。戦うて若し勝たんか。われをして勝たしめたる神に感謝して、倍々其の大悲恩寵の力に打すがるべし。敗るゝも感謝なり、勝つも亦感謝也。これわれが調べ高き恩恵生活の一ふしにはあらずや。」(綱島梁川集)

六、報恩の道

【今日我等は學生として……】 學校を卒業してからでなければ父母、教師の恩、更に社會、君國の恩に報いられぬと思ふのは誤りである。學生時代に於て最も善良なる學生として生活することが畢竟報恩の道であることを徹底させたい。

二宮報德教

1 報德訓

父母根元在天地命令。身體根元在父母生育。子孫相續在夫婦丹精。父母富貴在祖先勤功。吾身富貴在父母積善。子孫富貴在自已勤勞。身命長養在衣食住。衣食住三在田畑山林。田畑山林在人民勤耕。今年衣食在昨年産業。來年衣食在今年艱難。年年歲々不可忘報德。

2 報德の道は根元に報ゆるにあり。

翁曰汝輩能々思考せよ、恩を受けて報いざる事多かるべし、徳を受けて報ぜざる事、少からざるべし、徳を報ゆる事知らざる者は、後來の榮のみを願ひて、本を捨つるが故に、自然に幸福を失ふ、能徳を報う者は、後來

の榮えを後にして、前の丹精を思ふが故に、自然幸福

を受けて富貴其身を放れず、夫報德は百行の長、萬善の先と云ふべし、能其根元を押極めて見よ、身體の根元は父母の生育にあり、父母の根元は祖父母の丹精にあり、祖父母の根元は其父母の丹精にあり、斯の如く極る時は天地の命令に歸す、されば天地は大父母なり、故に元の父母と云へり、予が歌に「きのふより知らぬあしたのなつかしや元の父母ましませばこそ」夫れ我れも人も、一日も命長かれと願ふ心、惜しいほしいの念天下皆同じ、何となれば明日も明後日も、日輪出玉ひて萬世替らじと思へばなり、若明日より日輪出ずと定まらば、如何にするや、此時は一切の私心執着、惜しいほしいも有るべからず、されば天恩の有難き事は、誠に顯然なるべし、能思考せよ。(二宮翁夜話)

第六課 寛容

一、他人の過に對する二つの態度

【一層自己の爲したことに責任を感じる】 物心がつくやうになると、自分の犯した過失に對しては縱令叱られずとも自責の念に迫られるものである。特に中學生位なれば餘程自覺が進むから尙更さうである。自覺せるものは、當然他人から咎めらるべき過失を寛大に恕される時は、咎め立てられた以上に心苦しく責任を痛感するものである。

◎「人を議すること勿れ。恐くは兩曹もまた議せられん。

兩曹が人を議するが如く己も議せらるべし。兩曹が人を量る如く己も量らるべし。なんじ兄弟の目にある物屑を視て己が目にある梁木を知らざるは何ぞや。己の目に梁木のあるに如何で兄弟にむかひて兩が目にある物屑を我に取らせよと曰ふことを得んや。偽善者よ先づおのれの目より梁木をとれ。然らば兄弟の目より物屑を取り得るやう明かに見ゆべし。(聖書マタイ傳第七章)

二、寛容の意義

寛容の實例

1 高倉天皇「帝(高倉)の幼時、紅樹を獻する者あり。帝極めて之を愛し、藤原信成に命じて守らしむ。一日仕丁信成の不在に乗じて、枝をきつて薪と爲し、以て酒を煖む。信成歸り見て大に驚き仕丁を縛す。たま／＼帝信成をして其の樹を上らしむ。信成具に其の狀を奏し、叩頭して罪を請ふ。帝從容として曰く、唐詩に云ふ、林間酒を煖めて紅葉を焼くと。誰か仕丁をして此の風流を作さしめたと。復問ふ所なし。(大日本史)

2 加藤嘉明「加藤嘉明南京の陶器を好み秘藏せり。一日客を饗應せし時、爵皿十人前、揃ひてありしを、近習の士過ちて一つ取落し、是を割れり。依て右の者遠慮せし由を嘉明聞きて早々呼出し、苦しからざることなり、遠慮に及ばざるぞ。何人たりとも相はあるべきことなり、割れ残りの爵皿持來れとて取寄せ、悉く碎き捨

て「器物を愛する心より士を驕忽の名に汚したり。是の皿十の數ある物の中、何の年何某こそ損じつれと、器物の出るたび毎に其の者を出さんこと吾が本心にあらず。毛頭怒つてするにあらず、吾が非を改むるなり。」と言ひて、其の後は器物を愛することをせず。」(名將言行錄)

3 乃木大將 日露戦役の際族順で戦死した日露の軍人の爲に族順の白玉山に表忠碑が建立され、その建碑式兼弔魂祭を催すといふので當時の軍司令官乃木大將が臨場することになった。之が爲に大將は三越呉服店から大袍を一個買ったが、三越では袍の表にローマ字で「Z」と書いて赤坂の大將邸に届けた。其の袍を靜子夫人が受取り、このローマ字を見るや、「主人は乃木マレスケ(希典)ですから、これでは違つてゐるやうです。」といつた。店員は恐縮して袍を持ち歸らうとすると、大將が奥から出て来て、「なに書直すには及ばない。死んだカツスケ(勝典)の袍を持つて行くのだと思へば私には却つて嬉しい。」といつた。店員は大將の寛大な言葉に益益恐縮したがひたすらに詫入り、その袍を持歸

り更に「Z」と書直して送り届けたといふことである。

三、寛容と社會の平和

【人間の社會性】 人間は社會的動物 social animal といはれる如く、必ず社會の中に於て生活するものであり、その本性に於て社會的なのである。社會から切離して考へた個人は單に抽象的のものであつて、かゝる個人は決して實存するものではない。

【十人十色】 貝原益軒がその著「大和俗訓」に於て、「人心の同じからざること其の面のごとし。わが心にかなはずるを、うらむべからず。」というてゐる如く、人間の心持は兄弟の間に於てさへ非常なる相違があるのである。だから他人が自分の思ふやうに動かないのは當然過ぎたことである。心理學上個性といひ、個人差といふは即ち是である。

【寛容の徳に缺けてゐるものは……】 他人を眞に理解するには他人の心に自分になりきつて見なければならぬ。それが爲には縦令他人の心が自分の心にあふあはぬに頓着

なく、所謂追體驗 nacherleben せねばならぬ。それには如何なる他人の心情をも包容し得る所の寛大さが必要である。

【あさみどり……】 明治三十七年に「天」といふ御題にて詠ませ給うた御製である。

四、寛容と忠告

本文にある如く、寛容とは決して無關心ではない。無關心とは他人が何をなさうとも我關せずの態度である。否、寛容とは全く之と正反對であつて、他人の心情に最も強い關心をもつことである。關心を有しつゝ而も清濁併せ呑むといふ廣い襟度である。故に若し萬一友人にして誤れる行動をとる者あるを見た時には、徐ろにその非を諫め、善に遷らしめねばならぬ。此の際には力めて言葉と和らげ、相手の反感を刺戟せぬやうに注意せねばならぬ。眞に相手の爲にする熱意があるならば、何時かは必ず聽入れて呉れるものである。

五、自己には嚴

【己を責めること嚴であつてこそ……】 自責の念が強ければ自然他人を責めた時にその他人が如何に苦しむかをよく想像することが出来るであらう。随つてかゝる人は他人の苦衷に同情し、些細な事を咎め立てしなくなり、寛容の美德も養はれるやうになるのである。

◎「心氣和平にして人をとがめず、わが身にかへり求め、己をせむれば、身をさまりて樂しみ多し。此の工夫甚だ益あり。常にこれを以てわが心をさむべし。もし此の工夫を忘れれば、必ず道をうしなひ、樂しみをうしなふ。古語に曰く、君子は己にもとむ、小人は人に求むといへり。」(大和俗訓)

六、偉大なる人傑

織田信長が短氣であつたといふことはよく知られてゐる。部下の將明智光秀の爲に本能寺に討たれたのも、信長の光秀に對して加へた侮辱に對する報復手段だつたといはれてゐる。之に反して家康は極めて悠然たるところがあつたやうに云はれてゐる。悪く云へば老翁といふ方であらう。よく信長、秀吉、家康三將の性格を次の句に

よつて表現するといはれてゐる。
信長 鳴かざれば殺してしまへほととぎす
秀吉 鳴かざれば鳴かせて見ようほととぎす
家康 鳴かざれば鳴くまで待たうほととぎす

七、寛容の修養

【青年時代は假初のことにも……】 青年は理想主義の時代であるから卑屈なる妥協を好まない。飽くまでも自己の所信に邁進しようとする。随つて青年はよく人と衝突するものである。之は一面青年の純真なよい美點ではあるが併し他面から考へると大なる缺點である。社會はさう簡單に自分の思ふ通りに行くものではない。且つ又青年は未だ社會の經驗を積むことが少いから、青年の考へることが果して妥當であるか否か疑はしい場合も随分多い。故に青年の純情は成るべく維持し乍ら、而も他人の意見を包容し、靜かに落付いて判斷する態度を練磨することが大切な修養となる。

【寛ナレバ……】 論語陽貨篇にあり。寛則得_レ衆_一

【子曰ク、其レ恕カ】 論語衛靈公篇にあり。子曰。其恕。己所_レ不欲_レ勿_レ施_ニ於人_一

第七課 同情

一、同情

【同情】 同情とは他人の喜憂を共に感ずる心であるが、普通には特に他人の苦衷に思を寄せ之を憐む氣持に多く用ひられる。孟子の公孫丑章上に、「人皆有_レ不忍_レ人_レ之心」と云ひ、又「所以謂_レ人皆有_レ不忍_レ人_レ之心者、今人乍見_ニ孺子將_ニ入_ニ於井_ニ、皆有_レ怵_レ惻隱之心。」というてゐるのは、何れも此の切々たる憐憫の情を指したものである。(孺子——をさなご。怵惻隱——怵惕とはあはて驚く意。惻隱とは不憚に思ふ心。)此の同情の起るのは感情移入 Einführung によるものである。即ち自己の感情が他人の心に移入され、更に自己の心に轉入して他人の喜憂を自己の心内に導き、之を感ずる時に他の喜憂を自己も共に感ずるのである。同情の反對を反情といふ。即ち Sympathy に對して Antipathy である。之は他人の喜を見て妬み、他人の悲を見て快哉を叫ぶ不徳漢の心情である。

リンカーンと豚 「大統領リンカーンが田舎を馬で散歩してゐると一疋の豚が沼に陥つてもがいてゐた。直ちに彼れは馬から下りて豚を引上げてやつた。それが爲に彼れは泥まみれになつた。この事が世間に擴まると、一國の大統領ともあらうものがそんな事をしてとがめる者があつた。彼れはこの非難に答へて「私は豚の爲ばかりにしたのではない。私自らの爲にもしたのである。」と言つた。生物の苦しむのを見るに忍びぬ心、この心が大統領をして衣服をよごしてまで一頭の豚を泥沼から引上げさせたのである。孟子の謂はゆる「忍びざるの心」がさせたのである。リンカーンの此の忍びざる心が彼れをして世界の偉人たらしめたのであつた。」(田中寛一 昭和中華修身書)

二、同情と社會

【同情心は社會生活の楔】 社會は共存共榮の上に發達する

ものである。故に人々相互の間に緊密なる感情の交通融合がなければならぬ。而してかゝる感情の融和は一に同情によらねばならぬ。随つて同情は社會生活には不可欠なる楔となる。實に同情なき社會は暗黒である。

同情の發達 エヴェレット Walter Goodnow Everett はその著「道德價值」Moral Values 1918 の二二二頁より二二二頁に亙つて次の如く述べてゐる。

「若しも吾人が人間性の中に社會的關係の依據する心理學的基礎を求めらば、吾人は人間の中に一の人間同類に對する本能的感情を見出すのである。此の本能的要素は恐らくは同情といふ語によつて最もよく表現される。此の社會的本能は各時代の思想家の共に認める所ではあるが、特に進化論者によつて最も顯著に叙述されてゐる。社會的な他人を顧慮する衝動 social, other-regarding impulses は一切の群居動物の生活に於て重要な役割を演ずる。例へば母がその子の生命を防衛せんが爲に自己の生命を犠牲にせんとする時の如く、明らかな本能的犠牲心を生ずるのである。同情は初め夫婦又は親子感情の本能的形式として顯れ、動物體の發達に應じて漸次

増大したといはれてゐる。即ち魚類や爬蟲類の如き下等動物に於ては最も少く、鳥類や哺乳類の如き高等動物に於ては非常に増大すといはれてゐる。之と全く同様の事が人間進化の各段階にも適用されることが示された。下等な野蕃人 lower savages に於ては、同情は常に當該部族に限られる。それ以外のものは悉く斬殺すべき仇敵である。一般に又部族はその發達に應じてその大さを變化する。種族に於ける員數の増加するに隨ひ、同情の影響する範圍は擴大し、一方同時に情操の表現もその強度竝に複雑性の二つに於て増大する傾向となる。"With every increase of numbers in the tribe the circle in which sympathy operates becomes larger, while at the same time the manifestations of the sentiment tend to increase both in intensity and complexity." ブッシュマンやアングマン島人の如き最下等の野蕃人に於ては、部族の數は平均四十人位である。タスマニア人、フューギア人、ホットントット人等の所謂中級野蕃人の部族は凡そ百五十人位であり、更に高等野蕃人に至れば數百人が共同して生活する。その各場合に於て、部族員數の増大

は同情擴大の標徴と見られる。野蕃人から所謂未開人 barbarous peoples に進むと部族の員數は數千に増加し、同情も随つてそれに應じて廣く働くやうになる。近代的文明國民に於ては數百萬の人間が共同の政治生活の下に置かれると共に文化的利害關係に繋がれてゐる。併し尙一層注目すべきは同情が民族や國民の境界を超越し、全地球を蓋ふ道程である。"But a still more striking fact is the way in which sympathy transcends all barriers of race and nation, and encircles the globe." 如何なる個人と雖も社會から隔離して限定されざる如く、如何なる國民と雖も各國民の結合から獨立して考へられないのである。一切の生物を親切にいたはらうとする動物界へ迄の同情の擴張は、近代文明の興味ある一面である。文明の發達するに伴つて社會的協同は外延的にも内包的にも生長するであらう。

三、博愛

教育勅語にも「博愛兼ニ及ホシ」と仰せられてある。博愛も結局は同情心の擴大に他ならない。人間の生活圏が

擴大するに隨つて同情し合ふ領域も増大して行くのである。今日は世界的に此の博愛慈善の美德が行はれてゐる。關東大震災の時には米國を始め世界諸國から莫大な物質的助力を得たことは周知の事である。げに同情は今日エヴェレットの云ふが如くに「地球を蓋うてゐる」のである。只一つ注意すべきは、博愛には順序がある。近きより漸次遠きに及ぼさねばならぬ。無差別の愛ではない。是即ち勅語に「兼ニ及ホシ」と仰せられてある所以と拜察する。

四、依頼心を起させるな

同情をし過ぎた爲に却つて對手の同情に依頼する精神を強めるやうなことがあつてはそれこそ大變である。同情をすることが却つてその人を殺すことになつてしまふのである。之は世の所謂社會政策上最も警戒すべきことである。貧困者を同情し之を救済することは固より人間自然の美德であり且つ又國家として人類としての當然の義務ではあるが、之が方法を誤ると益々貧困者の貪慾、怠惰をあふる結果となるのである。現に東北の凶作地方に

對して義捐金を多額に給する結果、彼地の農民をして好ましからざる依頼心を増長させる傾向なきにしもあらずとの風評を耳にするのである。同情は飽く迄貴い美德ではあるが、その實行の方法に關しては時に十分なる慎重を要するのである。

五、單純の同情

【同情心を見せびらかさうとする…】世間には往々賣名的な似而非の同情行爲を敢てするものがある。我等は之を唾棄する。同情は全く清い人間性の奥底から湧出るのでなければならぬ。

【しぐれして…】明治三十七年「をりにふれて」といふ御題で詠ませ給うた御製である。

◎明治天皇御製（明治三十七年「農家」）

しづがすむわらやのさまを見てぞ思ふ

雨風あらし時はいかにと

◎朝顔につるべとられてもらひ水。（加賀千代）

第八課 我等の學級

一、級友の親しみ

【友情の一團】學級はその初め機械的に編成されたものであるから、その關聯も單に外的であるが、一年も経過する中には相互の感情が交流し、內的關聯が生ずるに至る。即ち元來利益社會（Gesellschaft）的なる學級に、協同社會（Gemeinschaft）的要素が附加つて來るのである。學級全員が單に外的機械的に結合する以上に、更に內的、人情的に結合して來るのである。

二、學習上の一家

【學級擔任の先生を親と戴き】學校生活に於て生徒の最も頼りにするのは擔任の教師である。生徒が若し擔任教師に何事もよく打明けて指導を乞ふやうならば、それは健全な學級であり、隨つて教育の効果も徹底する。然るに世間には往々擔任教師に對して不滿を有したり、甚だしきは之を排斥するに至ることがある。遺憾な事である。

縱令往時の寺小屋當時とは時代が異るとは云へ、師弟の情愛をもつと正道に復活したいものである。

吉田松陰がその愛弟子品川彌二郎の長く缺席したる時與へた出席勸誘狀には、よくその眞情が溢れてゐる。曰く、「彌二之才不易得矣、年雖穉、學雖幼、吾之相待、則不異于長者也、何如契濶乃爾、時勢切迫、豈有內自惧者邪、抑已自立、於吾之論、有不與邪、逸遊戲戲、荒廢學業、則彌二之才、決不然也、有說則已、無說即來、過三日不來、彌二非吾友也、去者不追、吾志決矣、九月念七、」（吉田松陰全集第四卷）

【成績の良いものは悪いものに…】學級内の生徒の學習は點取主義、個人主義を捨て、なるべく相互に教へ合ふ互助の精神を尊重したい。それには學級内の生徒が十分融和してゐねばならない。教師の指導如何によつては、相當迄かゝる目的を達し得ることと思ふ。

三、責任の重視

【各自の責任を全うすべき】 學級は一個の統一的單位であり、學級人格とも稱すべきものを有してゐる。故に學級の各成員は此の人格的統一體の要素として、夫々重要な役割を演ずるものである。故に各生徒は十分に各自の責任を自覺し、之を全うするの熱意を有せねばならぬ。學級は學校生活の基本的單位として、自治的に活動すべきものである。而して自治の根本條件は各自に責任の遂行である。

【學級が自發的に決定した實踐事項】 學校によつては學級自治會の如きものが組織されてゐるが、その名の如何を問はず、學級が自治的、自發的に實踐事項を考へ、擔任教師指導の下に之を實行することは極めて好ましいことである。生徒自身の自發的決意なしには、如何に教師が高壓的に實行を強いても、それは生徒に對して何等の反響を與へず、寧ろ時には反抗心をそゝる惡結果を見るであらう。

四、學級代表者

【學級の各員は我等のために働いてくれる代表者を…】 級長の如き一級の代表となるものは、中々人知れぬ苦心をするものである。往々にして級長は同級生の嫉妬の的となり、又は反感を買ふことがある。級長そのもの、人格的缺陷によることもあらうが、生徒全體の忌はしき不心得に原因することも亦多い。故に本節に於て級長の責任の如何に重大なるかを悟らしめて級長自身の獻身的熱意を刺戟すると共に、一般の學級生徒の級長に對する同情心を促し、又級長を輔佐し之に聽従することの倫理的意義を十分に自覺させたいと思ふ。

五、學級の名譽

既述の如く學級は一の人格的統一體である。故に學級成員の一舉一動は直ちに全學級に有機的に影響する。一人の不心得者が犯した不行跡は忽ちにして學級全體の面目を失ふこととなる。生徒をして飽く迄學級の一員たるの資格と責任と名譽とを悟らせたい。

六、學校と學級

一校の盛衰はその一校を組成する各學級の如何に懸つてゐる。學級經營がよく學校の教育方針を體して實現してゐるならば、學校は自らに向上するであらう。生徒に平素よく學校の教育信條を徹底せしめ置き、全校一致協力して學校の隆運を企圖すべきである。

第九課 健全なる常識

一、常識の意義

【常識】常識とは英語の common sense である。獨逸人は之を譯して gesunde urteilskraft 即ち「健全なる判断力」というてゐる。要するに健全な分別ある人間としての知識乃至は判断力をいふのである。一切の知識は判断の形式をとるから、知識といふも判断といふも結構同じことになる。

【葬式に参加するときの心得】告別式や葬儀に参列した時に、相當の社會的地位ある者が不行儀をするのをよく見ることがある。本教科書卷一作法教授要項第四章「服装」竝に卷二同第十章「祝賀・告送別・慰問・弔問等の心得」を参照し乍ら、適當に指導して置きたい。

二、常識と専門的知識

【今日の如く社會が複雑となり…】社會の進歩は社會の多方的分化を意味する。分化は随つて複雑化を招來す

る。而も健全な社會の發達は分化と共に統一を必要とする。單なる分化は分散となり、却て社會生活の退歩を來すであらう。故に社會が進歩すればする程深い程度専門的知識を必要とすると共に、一面に又益々廣い一般的知識即ち常識を必要とするに至ること、本節末尾に述ぶるが如くである。

【常識に缺けてゐては、如何に深い専門的知識と雖も…】立派な専門的知識でも、常識の地盤の上に立たないならば十分な力を發揮出來ない。寧ろ時には危険をさへ生ずるであらう。恰かも愚人や狂人に正宗の名刀を持たしめるやうなものである。ブッシング・ツー・ゼ・フロントに次の如くある。

「現代に於ては才能は氣轉（著者曰く、この氣轉とは大體常識を指す。原著者は屢々かゝる意味に用ひてゐる。）に及ばない。吾人は才能の至る處失敗するを見る。氣轉は一の才能を操縦し、一生涯に於て十の才能が氣轉

なくして成遂げるよりも多くを成遂げる。……才能

は爲すべきことを知り、氣轉は爲す方法を知る。」

“Talent in this age is no match for tact. We see its failure everywhere. Tact will manipulate one talent so as to get more out of it in a lifetime than ten talents will accomplish without tact………
…Talent knows what to do, tact knows how to do it.”

三、我等の常識

中學生と云はず、凡て今日の學生には非常識の者が随分多い。否學生のみではない。大學を卒業した立派な紳士ですら田夫にも劣る非常識を取てするではないか。今日の學校教育に於ては單に教科書勉強にのみ終始せず、もつと人間的な一般陶冶をして、常識豊かな人間教育を行ひたいと思ふ。

【學校の先生の氏名は正しく覚えて】中學生の中には授業を受ける教師の姓名のみを知つてゐて本名を知らぬ者が往々にしてある。かゝる風は改めねばならぬ。

四、常識の養成法

田中寛一博士は常識修養の要訣として次の六つを擧げてゐる。

- 一、事物に對して常に精細に、且つ正確にこれを觀察すること。
- 二、綿密・周到な注意を以て事物に接すること。
- 三、物の輕重を考へ、また事の原因と結果とを究めること。
- 四、審思・熟考する習慣を養ふこと。
- 五、何事にもまづその大體を看取して、要領を得るに努めること。
- 六、人情を重じ世態を顧みること。
(昭和修身教科書)

【人生ノ大競争ニ於テ…】原文は次の如くである。

“In the great race of life, common sense has the right of way.”
尙引續いて次の如くに言つてある。

「機智ト常識トガナクテハ富モ卒業證書モ家柄モ将タ才能モ天才モ碌ナコトハ出来ナイ」

“Wealth, a diploma, a pedigree, talent, genius, without tact and common sense, cut but a small figure.”

（以下は非常に薄い文字で印刷された英文の断片が見える）

（以下は非常に薄い文字で印刷された英文の断片が見える）

第十課 單純生活

一、複雑な生活

社會の進歩は分化を複雑化することは前課で述べた如くである。随つて各種産業も分化して所謂分業となり、一本の針を作るにも幾多の人々の手を経過するのである。科學・藝術・宗教・法律・經濟・政治等一切の社會現象は今日國際的に複合關聯してゐるから、單に一國、一縣、一町村、一家内について考へる時でも、廣く世界を眼中に入れて考慮せねばならなくなつてゐる。

二、慾望の統制

【生活が進歩するに従つて慾望も増加】人間の慾望には限りがない。一家の生活について考へて見ても、若しも家族の希望を無制限に満足させてゐたならば、生活費は段段と嵩む一方である。それは家族の間に次から次へと新たな生活慾望が生ずるからである。一切の動物中間程多種多様の慾望を有するものはない。生活が進歩すれば

又新しい慾望が生ずるのである。

【社會は人類の高尙なる慾望によつて次第に向上發展】社會生活が進歩すると共に人類の慾望が漸次増加すると共に、又反面には人間にかゝる無限なる慾望があればこそそれが動力となつて社會生活の向上發展を促進することにもなるのである。併し凡ゆる慾望が皆人類の進歩發展を導くとは限らない。慾望には自ら高尙なるものと下等なものがある。科學研究・藝術製作・道德實踐・慾等は前者に屬し、暴飲暴食や他人の所有物を濫りに獲んと欲するが如き慾望は後者に屬する。云ふ迄もなく人類生活の向上は一に前者の力に俟たねばならないのである。

【慾望に取捨選擇を加へて統制し】統制とは英語の Control であり、物事に秩序を與へて全體的に統一することである。即ち慾望の統制とは、雜多に生ずる慾望の間に上下緩急の序階を附し、その下等なものを制御して高等なものを選択的に満足させることである。之が爲には良心

作用が鋭くなければならぬ。

三、日常生活の單純化

【單純生活】生活を自然の儘に放任すれば益々複雑化する一方である。然してそこには自ら精力の浪費が起り、時間の空費を將來する。且又自然放任の生活は漸次に贅澤化し、身心の柔弱を招く傾向がある。故に現代人は力めて生活の簡易化を圖り、單純化を心掛くべきである。勿論單純生活とは單なる原始生活ではなく、況して野養生活でもない。十分正善なる意味の文化生活を營みつゝ、而も生活の無駄を省き、生活の簡略を圖ることではなければならぬ。

四、自然に觀しめ

【大自然の單純に觸れて浩然の靈氣を養ふ】孟子公孫丑章句上に「我善養吾浩然之氣」とあり。續いて「敢問。何謂浩然之氣。曰、難言也。其爲氣也、至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間」と言うてある。浩然とは盛大流行の貌である。即ち浩然の靈氣とは天地間に

流行充滿せる一種神祕的な清淨なる景團氣である。人工を加へざる自然は單純そのものである。而もその大自然に觸れる時、吾人は一種表現すべからざる異様な靈氣に打たれる。而して世俗的な雜念邪見が一掃され、極めて清々しい氣分となる。

【本當に正しい自己本來の姿を眺め】我々が煩瑣な日常生活に追はれてゐる時には、兎角良心が淺薄な慾念に蓋はれて癡痺してゐたり、徒らに末梢的な事柄に奔走することが多い。閑寂悠大な自然の懷に抱かれて靜かに默想すれば、そこには自ら自己本來の偽らざる姿が顯れ、自己の進むべき正しい道が示されて來るものである。生活に喘ぐ現代人は、宜しく時折かゝる機會をもつべきである。

五、剛健の徳

【武士道の本義は……】古來の武士が質素儉約を重んじた事については色々の記録に見えてゐる。軍人勅諭にも次の如く仰せられてある。

「一 軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれば文

弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貧汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明かなり」と。

又武士道に於て尙武の精神を尊んだことは今更いふ迄もないことである。同じく軍人勅諭には、

「一 軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所ならば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべき」と。

尙武士道については第四卷「武士道」に於て述べてあるから、それを参照されたい。

【疏食ヲ飯ヒ……】論語述而篇に「飯疏食、飲水、曲肱而枕之。樂亦在其中矣。不義而富且貴、於我如浮雲」とある。

【良寛】曹洞宗。越後の人。俗姓を山本、幼名榮藏、のち

に文孝といひ字は曲。寶曆八年同國出雲崎に生る。十八歳尼瀬町（今の出雲崎の一部）曹洞宗光照寺玄乘の許に投じ出家して自ら良寛といひ大愚と號す。安永七年備中國玉島園通寺の國仙和尚が巡錫せるに遇ひ隨ひて備中に赴き寛政七年三十八歳の時歸國し、長岡國上山に五合庵を結びて起臥し、五十九歳の時山麓乙子祠畔の小庵に移り、文政九年島崎村木村某の勤めにより同家の小舎に移じ、天保二年正月寂す。年七十四。生來恬淡奇行頗る多く、又和歌を善し書も亦珍重せらる。（佛教辭典）

第十一課 趣 味

一、趣味ある人

【趣味】Taste, Geschmack, 「美的對象を觀賞し或は評價する能力、心理學的に見れば先天的素質による方面と、經驗を重ねた結果發達する方面とから成立する。趣味は個人的に甚だ相異なるから、哲學的美學にては趣味對象に普遍妥當的な根據を與へることが重要な任務である。」(岩波・哲學小辭典)

【趣味は實に利害を超越して……】趣味は利害の打算を超越する。現代の如く經濟活動が社會活動の重要基礎をなす時代に於ては、人々は多く利害に左右されて行動することが多い。かゝる際に利害を超越して高尚な趣味生活に耽る人を見ると、何となくその人に豊富な人間味をうかゞふことが出来る。かゝる人こそ人生を有意義に過す人である。

【月明の夜司令塔上よりおちくる一曲の吹音】風流將軍として人口に膾炙せる海軍大將男爵八代六郎氏の逸話。將

軍は勇猛無雙の武人なれど一方風流雅趣の一面を有し殊に尺八に巧であつた。日露戰役中、宮古八嶋の艦長として征戰に従事し殊勳をたてたが、その東航西馳征戰倥偬の間にありて綽々の餘裕を示し、假泊艦上、月明の夜、その愛笛をとりいで、一曲の吹音、將士の征情を慰め士氣を落ちつけたりと傳へられる。將軍は愛知縣人、明治十八年に海軍少尉に任官以來大正三年海軍大將に親任せられた。その間或は公使館附武官として、露獨に駐まり或は各艦隊司令官として又日獨戰役の際は海軍大佐として活躍された。

【昔道灌に山吹の一枝を渡した農家の小娘】「太田左衛門大夫持資は、上杉宣政の長臣なり。鷹狩に出でて雨に逢ひ、或る小屋に入りて、蓑を借らんと言ふに、若き女の、何とも物を言はずして、山吹の花一枝折りて出しければ、花を求むるに非ず、とて怒りて歸りしに、是を聞きし人は、それは

七重八重花は咲けども山吹の

みの一つだに無きぞ悲しき

といふ古歌の意なるべしといふ。持資驚きて、其より歌に志を寄けり。宣政下總の鷹南に軍を出す時、山涯の海邊を通るに、山上より鶯を射懸けられんや、又潮満ちたらんや、計り難し、とて危みける。折ふし夜半の事なり。持資、いざ我見來らんとて、馬を馳出し歸りて、潮は干たりといふ。如何にして知りたるや、と問ふに、遠くなり近くなるみの濱千鳥

鳴く音に潮の満干をぞ知る

と詠る歌あり。千鳥の聲遠く聞えつ、と言ひけり。又何れの時にや、軍を返す時、是も夜の事なりしに、利根川を渡らんとするに、暗さは暗し、淺瀬も知らず。持資又底ひなき淵やはさわぐ山川の

淺き瀬にこそあだ波はたて

といふ歌有り。荒波荒き所を渡せ、と言ひて事無く渡しけり。持資後に道灌と稱す。(常山紀談)

又此の道灌は、曾て武藏の風景の御下問を受けた時に、我が庵はまつ原つゞき海近く

富士の高根を軒端にぞ見る

と奉答して、叡感にあづかつたといふことである。昔の武人の感懐如何にも奥床しいではないか。

カヌー又の語 希臘の笛の名人にカヌーといふ人があつた。彼は笛を吹くのが大變上手で澤山の報酬を受けてゐたが、常に次の如く云つてゐた。音楽といふものが本來聽く人達よりも音楽家自身をどんなに多く喜ばすものであるかといふことを、一般の人達は知らないのである。聽く人達が報酬を出すどころか、寧ろ彼等の方で報酬を要求するのが本當だ」と。

二、趣味と職業

【單に職業にのみ没頭して趣味を解せぬときは……】職業にも色々あつて、自ら高尚な趣味を養ひ得るやうなものも然らざるものがある。一般に藝術家はそのとる職業はその人の趣味と合致すべき譯である。併し趣味に始めた事でも一旦職業となると、利害的な職業意識が働いて、其の職業をそのまゝ趣味として感じなくなる事が多い。況んや高尚な趣味と縁遠い職業に従事する者は、力

めて心掛けねば優雅な趣味を味ふ機会が恵まれず、随つて味氣ない人生に終始することとなる。

三、高尚なる趣味

【鄙猥な歌謡や俗悪な演劇・映畫】近時随分いかゞはしい音楽や演劇映畫が流行してゐる。之を観る少青年には自ら俗悪な影響を興へることになる。故に之等に對しては十分な警戒を必要とする。

ゲーテの語 エツケルマン著「ゲーテとの對話」中に次の語がある。

「趣味は凡庸の作品ではなく、たゞ最高の傑作に接することによつてのみ養成される。」

四、我が國民の趣味

【吹く風を勿來の關の散る櫻に胸をとゞめし源の義家】「義家英略世を蓋ひ、機智神の如く、雄捷絶倫なり、又和歌を善くす、其陸奥に赴くの時、勿來關を過ぎて「吹く風をなこそその關とおもへども道もせに散る山櫻花」と詠じ、或は衣川橋に阿部貞任を逐ひ、衣の館はほころびにけり」

と詠みかけたるに、貞任「年をへし絲のみだれのくるしさに」と續けたるが如きは、頗る人口に膾炙せる所なり。(國史大辭典)

【秋月のもと戈を横へて心をやつた戰國の勇將謙信の詩境】上杉謙信は勇略並びなき名將であつたが、彼は又同時に非常に詩情に富んだ人であつた。能州を征めた時偶々九月十三夜の名月に遭ひ、部下の將士を周圍に集めて宴を催した時、次の有名な詩を賦したことは人のよく知る所である。

霜、滿、軍、營、秋、氣、清、數、行、過、雁、月、三、更。

越、山、井、得、能、州、景、遮、莫、家、鄉、憶、遠、征。

【日本畫・日本音楽の眞價は……】明治以來盛んに外國の藝術が輸入され、西洋音楽、西洋畫は今日到る處に普及されてゐる。併しよくよく考へて見るに、我が國にも亦昔作らの藝術があつたのである。殊に藝術を嗜むことの強い日本人の間には他に見ることの出来ない特殊の藝術が發達してゐる。最近に來つて日本畫・日本音楽の再吟味が試みられ、大いに關心がもたれるやうになつたことは喜ばしい現象である。

宣長の「あはれ」本居宣長は次の如くに云つてゐる。

「まづすべてあはれといふは、もと、見るもの、聞く物、ふるゝ事に心の感じて出る歎息の聲にて、今の俗言にも、あゝといひ、はれといふ是なり。例へば月花を見て感じ、あゝ見事な花じや、はれよい月かななどいふ。あはれといふは、このあゝとはれとの重なりたる物にて、漢文に嗚呼などある文字を、あゝとよむも是なり。必ずあゝはれと感すべき事にありては、其の感すべきころばへを辨へ知りて感ずるを、あはれを知るといふなり。」(玉のをぐし)

五、我等の趣味

趣味の高下は人の品性に大なる影響をもつ。殊に少青年の若い心に染込む趣味の如何は、やがてその人間の將來の運命をさへ決定するに至る。少青年時代の趣味としてはなるべく高尚雄大なものがよい。音楽でも悲哀の曲の如きに偏するのはよくない。趣味の指導は從來教育上餘り考へられてはなかつたが、而も極めて重要な問題である。

第十二課 自己の力

一、自己を知れ

【汝自身を知れ】「吾等が知れることは多くは個々の場合のみ、又真に知れりと思へる事の不確かなる、よくく吟味する時は皆知らざるを知れりとなせる事のみ。されば吾等は先づかゝる偽知を追ひ摺ひ、わが無知を承認せずては真知に向ふ能はざる也。真に知るの始めは先づ自らを知るに在り。故にソークラテースは常にデルフォイの神殿に掲げある「汝自身を知れ」(γνῶθι σεαυτόν) (Know yourself) と云語を以て自ら戒め又他人を戒めたりき。蓋し是點に於て彼とソフィストとの學風の相異は最も顯著なりといふべし。ソフィストは自ら「物知り」となしわが知れる所を人に授けむとする者也。ソークラテースは之に反して自ら知らずとなし、他人をしても同様無知を悟らしめむとする者也。ソークラテース學徒(殊にプラトーン)に於て哲學者(希臘語にては愛智者の義)といふ語がソフィストといふ語と對立せらるゝに至りし

は決して偶然に非る也。彼以爲らく。ソフィスト輩は自ら智者と稱する者なり。吾等は決して智者に非ずむしる愛智者なり。吾等は智を有せざるを知ればこそ智を愛しもすれ哲學を研究しもすれ。げに吾等は何事も知らず而もなほソフィスト輩よりは多く知れる也。彼等は何も知らずして皆知れりと思ふ。吾等も同様何も知らずされど知らずといふ丈は知りざる也と。」(波多野精一、西洋哲學史要)

二、自己の體力

外見丈夫さうで而も實際は弱い者があり、之に反して一見頗る弱々しくあるが比較的丈夫な者もある。中學生の中には身體の弱い爲に途中で學業を廢するに至る者が少くない。同じく中學二年生といつても身長、體重、胸圍を始め、内臟諸器官の大小強弱の差が極めて著しい。毎年春季に行はれる校醫の身體検査票等を利用するがよい。

個人差 身體的、精神的の各方面に於て、人々は皆相違を有する。かゝる個人間の差異を個人差と名づける。個人差について田中寛一博士は次の如くいつてゐる。

「個人差の原因は二つある。その一は遺傳的傾向であり、他は生後の環境の影響である。遺傳的傾向の殆んど等しいものでも、生後の環境を異にすることによつて、智能、品性、行動に於て著しく異なるものを生じ、又等しい環境の中に生育する個人も、その遺傳的傾向の差異によつて、著しい個人差を生ずる。遺傳的傾向は、個人が如何なるものになり得るかの可能性を示し、環境の影響はその可能の範圍に於て、或は發達を助け或は之を妨げるのである。即ち遺傳的傾向は個人の相對的價值を定め、環境の影響はその絶對的價值を定めるのである。」(人間工學)

三、自己の智能

一般智能 general intelligence とは智的素質 intellectual endowment であつて、生得的に有する素質の中特に智的方面を示す語である。然らば一般智能の本質は何であるかといふことに關しては、今日の心理學者

間には未だ定説がない。左に猶崎淺太郎博士の語を引いて見よう。

「然らば智的素質の性質の本質は何であるか。之の問題に對し現代の心理學説は未だ其の一致を見るに至らない。一九二一年米國に於ける教育心理學雜誌に十四人の斯道の權威者が一般智能の本質につき意見を發表したことがある。之を見ると、現代の心理學者が之の問題に對して如何なる意見を有するかを察することができ。この中のあるものは心理學の今日の知識を以てしては、一般智能を充分に定義し又は記述することは全然できないものと考へて居るものすらある。又他の學者は一般智能に極めて廣き定義を與へて、眞理又は事實に對する優良なる反應力なりとして居る。又ある學者は一般智能の本質的なるものとして合理的要素を高潮し、抽象的思惟力を以て一般智能の本質となして居る。又ある者は學習力を以てその主要なるものと論定して居る。(中略)

ヴントは想像と悟性との結合を以て、天才の特徴となして居るが、このヴントの見解を發展して、更に情意的要素を加へ、以て智的素質の心理學的要素を稍明白にし

たのは、モイマンである。私は現在に於ては氏の意見を以て最も優れたものと考へ、この意見に基いて検査法を考案して居る。(中略)

私は智的素質検査の指導原理として、次ぎの精神力を以て智的素質の諸相と假定する。

- 一、注意力
- 二、記憶力或は學習力
- 三、悟性力
- イ、綜合力
- ロ、分析力
- 四、想像力
- 五、感情力
- 六、意志力

就中最重要なるは、三、四、五、六である。(教育的心理學綱要)

【人の知識技能は千差萬別】知識・技能の種類は今日實に無限であり、而して同一の知識・技能についても人々皆その程度を異にする。所謂智能測定 the Measurement of Intelligence 又は智能検査 Intelligence Test は前述

の一般智能を測定するものである。測定の結果を點數に表して見ると随分色々の段階に分れる。斯道の權威者ターマン (Lewis M. Terman) の示せるものに多少修正を加へて、猶崎博士は次の如くに分類して居る。

智能率	智能程度の名稱
一四〇以上	准天才又は天才
一二〇—一四〇	最上智又は秀才
一一〇—一二〇	上智又は優良智
九〇—一一〇	正常又は普通智
八〇—九〇	遲鈍
七〇—八〇	愚鈍又は境界線級缺陷
五〇—七〇	モロソ
二〇—五〇	痴愚 劣等又は精神薄弱
二〇—二五	白痴
以下	以下

(因に白痴とは成人に達するも智能が三歳以下の者である。)

四、自己の性行

【而も性行は人の最後の價值を決定】如何に強力の身體や豊富な智識・技能を有してゐても、その人の實踐的行爲が倫理的でないならば、人間としての價值はない。否かかる者は、無智の者以上に劣等な人間ともいはれるであらう。故に人の性行は、人全體としての最後の價值を決定するものである。

五、他人の長短

【他人の劣つた點に氣がついたら…】兎角人には他人の長所を見ては之を妬み、短所を見ては冷笑する悪い風がある。道徳的に云ふならば、全く之と反對でなければならぬ。特に自己の短所には一向に氣付かぬ者でも、他人の短所を容易に見るものである。此の場合には直ちに自己に振返つて反省するやうにせねばならぬ。

六、自信と成功

【正しい自信】自信は自負や自惚とは違ふ。自負や自惚は

自己を過評價することである。正しい自信は自己の實力を正當に評價し、而も不斷の修養によつて之を擴大強化し、自ら頼り得る自我を作る時に始めて生ずるものである。故に徒に自己を不當に過評價し、低次の自己に満足してゐたのでは、自我は一向に進歩せず却つて低下するであらう。かゝる自己に頼ること程危険なことではない。

【銅ヲ以テ鑑ト爲セバ…】通鑑にあり。「唐太宗曰、以銅爲鑑、可正衣冠、以古爲鑑、可知興廢、以人爲鑑、可知得失、今魏徵死、一鑑亡矣」

第十三課 自分の事は自分で

一、自律の精神

【自律】 Autonomy, Autonomie. 「もとは政治的自主獨立の意味、十七八世紀頃には宗教的良心の自由の意味に用ひられ、カントに至つてその倫理學の中心概念となる。自律の反對が他律。(1)最も廣くは外的の強迫、拘束よりの獨立自由の義。(2)カントの用語では實踐理性即ち意志が自己の與へたる法則に従ふことを意味する。理性の法則は客觀的即ち普遍妥當的であり、之に従ふことは人が人たる所以の法則に従ふこと即ち道德法に従ふことである。理性者が理性の與へたる法則なるが故を以て道德法に従ふは自己の本質の命する所に従ふことであり、法則を與へるものと法則に従ふものとは共に自己に外ならない。この理性の自己立法の故に道德法が普遍的拘束力を有する事實は道德的意志の自律性を意味する。かゝる意志は自己の與へたる法則に従ふのであるから自由である。自然的欲望(感性、傾向性)に動かされる意志は自己

以外の法則に拘束されるものなるが故に他律的であり、傾向性の奴隷である。故にカントは之を意志の自律に對して「氣隨の他律」Heteronomie der Willkür と呼んでゐる。カントの純粹意志、純粹實踐理性、善き意志等は斯る自律的意志を意味する。然し實際に於て人は有限の理性者であり、その意志は感性によつて支配せられるものなるが故に、純粹意志即ち自律的意志は理念であり、永遠に實現の途上にあるべき課題である。」(岩波哲學小辭典)

二、依頼心を去れ

日本人は外國人に比較して一般に獨立不羈の精神弱く、依頼心が強いといはれてゐる。尤も此の評は明治年間によくいはれたことであり、其後國運の著しい發展と共に國民精神も昂揚して來たから勿論現在は昔日と異つてゐると思ふ。併し今日と雖も、積極的に日本人が西洋人よ

りも以上に獨立心、自律の精神が強いとは云ひ兼ねるであらう。

三、自律の訓練

既に述べた如く「習慣は第二の天性」であるから、少しでも早くから自律の習慣を作ることが大切である。それには家庭生活に於て此の訓練をせねばならぬ。日本の家庭は親子・兄弟の親しみが西洋各國に比して一層強いと云はれることの反面に、ともすると相互に獨立心を鈍らせることがあるまいかと思はれる。特に此の點について注意したい。

四、自律と協同

【自律と協同とは決して相容れぬものでなく……】 自律は他に依頼せず、自分で自分を律することである。然るに協同は相互に力を協せて事をなすことであるから、生徒にとつて一見矛盾する如くに考へられるかも知れぬ。併し協同とは本來決して他の力を求めようとする卑劣な態度ではなく、寧ろ相互に自己の有する力を貸し合はう

とする積極的性質のものでなければならぬ。故に協同せんとする者は先づ以て自己に獨立し得る自律的人格の存することを根本豫想とせねばならぬ。即ち自律あつてこそ協同も可能となるのである。

五、自律と放縱

【自律は之等のきまりを自己のものとし】 校規・校則を單なる外部的壓迫と感じ、之に強制されて従ふのは他律である。併し之等の規則も、一旦自己内心の承認によつて自己の命するところの規則として之に従ふならば、最早それは自律となるのである。自覺せる憲法の精神とは實に此の如きものをいふのである。

六、自律と自治

【自治の生活が立派に出来るか否かは……】 公民生活の根本は自治にある。自治の精神が確立せぬ時は、決して社會生活、公民生活は圓滑に行はれるものではない。學校には色々の自治組織がある。級長、校友會役員の選舉や、學校・學級の自治會等は皆之に屬する。之等の自治訓練

の機会を有効に利用し、自治公民の基礎を訓練する必要がある。

第十四課 信用

一、信用の必要

人間個々の間に信ずる心がなければ、一日と雖も社会生活を営むことは出来ない。最も狭隘な社会である家に於てさへも、夫婦、親子、兄弟の間に信ずる心が通へばこそ、家庭生活が平和に圓滑に営まれるのである。況して今日の如き複雑な社会生活に於ては、信用の必要は云ふ迄もなし。

【人にして信無きは……】 論語爲政篇にあり。「子曰。人而無信、不知其可也。大車無輗、小車無軌、其何以行之哉。」

二、正直

【正直は我が國民性の一として最も尊ばれた道徳であつて、所謂明き直き心】 「天武天皇の十四年に定められた冠位の名稱に明、淨、正、直、勤、務、追、進といふ八種がある。之は我が上代日本に於ける生活の規範であつ

て、日本民族の道徳律であつた。それを簡単に明淨正直即ち明く淨く正しく直き心といひ、或は明き正しき誠とも、明く淨き心ともいひ、更に約めて明き心とばかりも云うてゐる。それが即ち日本人の眞心であり、誠であり、日常生活の指導原理なのである。

明き心といふのは、明るく廣々とした晴れやかな氣分で所謂天空海濶な氣持ちである。淨き心といふのは、清らかな、濁り穢れ若しくは賤しい俗な心持のない、清しい心の状態である。正しき心といふのは裏表、欺詐の無いところの、所謂公明正大な心である。直き心といふのは、眞直な片寄らない、又へんな辯のないスラットした心である。

かういふ明く淨く正しく直き心が即ち日本民族のまごころ（眞心）であり、まこと（至誠）であつて、明るく生々とした廣い心である。換言すれば所謂爽やかな心なのである。従つて此のまごころは、自らその力が發して

活動となり勤勞となつて行くのである。そこに當然、勤務追進即ち勤しみ務め追ひ進むところの生活が之に伴つて生ずるのである。」(河野省三、國民道德本義)

三、約束を守れ

廣瀬中佐の話 尋常小學修身書卷二教師用に左の文あり。

廣瀬中佐を偲ぶ

川上前貿易 川上 ときは子
事務官夫人

廣瀬様の約諾を重んじ給ふことに付き、一つの佳話の御座候。

一昨年露都を發してイルクーツク市に御到着の時、これより先けシペリヤの原野幾千里氷と雪と歩み破りて、獨り旅せねばならぬ身の途上、如何なる災の降り來ぬとも測り難し、生きて日本に着くや否、甚だ危く念はれ候て、イルクーツク市出立の前夜、終宵机に憑りて様々の書狀認められ候由に候。その中の一通は、實に日本の一小兒に宛たらしきものに候。これは兼て御歸朝の日には、ロシアの郵便切手數多土産に得せんとのお約束なされし

子供なるよしにて、武夫様の仰せられ候に、「私が若し途中で死んだなら折角切手を待つて居る子供がどんなに失望するか知れませんが。氣の毒ですから、切手を封じ込んで手紙を書いて、私が若し途中で亡くなつた曉に、その子に届けてくれと云ふことを、兄に頼んでやりました。約束を果さなかつたと思ふと、死んでも氣特が悪いですから、少しも心残りのない丈に、種々な手紙や書き付をしました。先づ無事にこゝまで着きました。(註、浦潮斯徳の川上氏宅のこと)」との事に候ひき。あゝ今の世にかくまで心掛よき人幾人かあるとぞんじ候。武藝は萬人に秀で候も、一點粗野の御舉動なく、女子も及ばぬ優情はありながら、一點女々しき厭味のなきもの、中佐の如きは稀に候。中佐とお交際致し、その清く直く温かく然かも力あり氣概ある御性質を味ひ得て、活ける修身書を讀む心地致し、愈々世の輕薄才子の如何ばかり賤しむべきかを解し申候。

四、信用と社會

【信用經濟】 一片の書面や電話を以て何千何萬といふ多額

の商取引をするのである。之は人格に基く信用を假定するのでなければ絶対に理解し得ざることである。

【林子平】名は友直。六無齋と稱す。仙臺の人。夙に大志ありて時事に奔走し、國防に關して慷慨の餘り、海國兵談、三國通覽の著あり。然るに之が爲に幕府の忌憚に觸れて絶版を命ぜられ、且つ仙臺に禁錮さる。寛政五年歿す。

【福澤諭吉】明治の教育家。豊前中津の藩士。天保五年大阪に生まる。安政五年廿五歳にして江戸に出で、鐵砲洲に塾舎を設けて子弟を教授す。是即ち慶應義塾大學の起原なり。一生を育英の事業に委ね自ら新文明の開拓を以て任す。明治三十四年六十八歳にして病歿す。多くの著書中、「西洋事情」「窮理圖解」「福翁百話」「新女大學」最も廣く行はる。

第十五課 公德心

一、公德心の意義

公德とは英語 "Public Virtue" の譯である。公とは「一般」とか「公衆」とかの意であつて、社會の人々が協同して生活する上に一般に守り行ふべき道徳が即ち公德である。尤もかくいふと公德の概念が極めて廣汎になるが、日常謂ふ所の公德とは特にその中公共のものを大切にし、他人に迷惑を及ぼさず、人々相互の幸福を増進する如き方面を指すのである。

二、公德心の必要

本文には色々具體的の例を擧げてあるから、よく之を敷衍して理解を徹底せしめたい。

警察犯處罰令中公徳に関するもの

- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
- 十一、公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横

臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者

- 十二、公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ馬車舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 十三、公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者
- 十四、劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者
- 十五、雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者
- 二十二、人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三、河川、溝渠又ハ下水道ノ疏通ヲ妨ケヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 二十八、濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他

ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者

- 三十五、一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者

三十六、不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

- 三、街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 九、炮煮、洗滌、剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者
- 十、濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者

三、日本人の公德心

日本人の公德上の缺點 西村茂樹氏は日本人の公德上缺點とすべきものを左の如く擧げてゐる。

- 一、時間の定めを守らざること。
- 二、會合の節無断に缺席すること。
- 三、公園の花木を折り、又出入禁制の場所に踏入ること。

と。

四、土藏、板塀その他神社、佛閣の外圍に落書すること。

五、役所、旅館その他共同の便所を汚すこと。

六、汽車、汽船その他乗合馬車にて獨り便利を占領し他人の迷惑を顧ざること。

七、汽車、汽船、渡船の乗降その他すべての混雜の場所にて人を押しつけ獨り出づること。

八、己の物を大切に他人の物を粗末にすること。

九、書籍その他他人のものを借り、損壞したるまま返却すること。

十、借金返済の期限を怠ること、殊に恩借金に甚だしとす。

十一、甚だしき重荷を挽きて通路を破壊すること。

十二、田畑、屋敷等他人との境界につきて利をなすこと。

十三、共同水利につき獨り便利を占めんとすること。

十四、人家の果物を盗み又他人の山林を盜伐すること。

十五、器物等の外見の美にして内實の粗悪なるものを造ること。

十六、織物等の如き染美色なるが如くして、褪色し易きもの、又は口元の一二尺は叮嚀にして奥の方は粗末なる品物を作ること。

十七、悪品を以て良品なりと稱し、又は辯舌を以て人を欺きて不當の價を食ること。

十八、己一個の大利を得んが爲衆人を苦しむること。以上を擧げて次の如く云つてゐる。「右はその大略なり。この外尙許多あるべけれど、他は推してこれを知るべし。この十八條全く改善せば、國民の風俗は大いに善美となるべし。」と。

英國人の公徳心 市川源三氏は「ロンドン見物」に於て次の如く云つてゐる。「これから私は英京ロンドン市を見物する。先づ地下鐵道に乗る爲に切符の賣口に行く。其處には買手がもう正しく列を作つて順々に買つてゐる。私も其の列中に加はる。代金を出すと、切符賣は「Thank you」と云つて切符を出す。私も亦「サンキュ」と言つて受取り、地下へ降りる爲のリフト(エレベーターのこと)

に乗る。改札人が入口で切符を改める。見せると「サンキュ」と言つて返す。こちらでも同じく「サンキュ」を言ふ。乗客が多くて一度に乗れない時は、「どうぞ次に」といつてリフトの戸を閉ぢるが、誰も強ひて乗らうとしない。無論怒鳴るものなど一人もない。リフトに乗つた客は順次入口から奥へ奥へと進む。順におつめ下さい。」などと言ふ者はないが、入口に立ふさがつて次の客の入るのを妨げるものは一人もない。リフトから出る。我勝に他人を押退けて出る人は無い。おとなしく順次に出る。電車に乗る。車中の有様は全くリフト中の様子と變りがない。

市中を歩くに成るべく他人に觸れぬやうに用心する。萬一觸れれば「失禮しました」「I am sorry」と言ひ、言はれた方でも同じく「失禮」言ひ返す。少しでも他人に迷惑をかけたのは濟まないといふのであらう。商店に入つて物を買はうとする。日本の店と違つて開店時間が日中六時間位だから、自然人がつめかけて何處の店でも客が相當多い。多ければ矢張り列をなして待つてゐる。此間店員が客に話をしかけることは全くない。客

は「何を下さう」とさつさと言ふ。必要品を買ふとさつさと出て行く。何を買はうと物品は彼是と見て居るものなどありはしない。それから又店員と雑談などしてゐる者が無い。店員に商品の良否を尋ねれば、ありのままに一等品だ、二等品だ、本物だ、模造品だ、金着せだ、純金だなど、細々と偽りなく言つて聞かせる。安心なことに夥しい。(中略)

ホテルへ行つてもランチへ行つても静かである。客が三十人五十人ゐても決して騒々しくない。話をするには前の者或は左右のものとする。その外の者とは決してしない。従つて他人に聞えるやうな大聲で話さない。又間を隔てた人を大聲で呼んだり、他人の方をキョロ／＼見たりするものはない。殊に後を振り返つて見ることは最も失禮としてゐる。食堂で煙草を喫ふものがない。」

四、公徳心の養成

中學生になると兎角生意氣となり、時に亂暴の行爲をなし、校具類を故意に破損したりするやうなことがある。然らざるも、借用の圖書物品等を損することが多い。よ

く之等の事について日常生活を反省させたい。

五、社會奉仕

社會奉仕とは英語の Social service である。我等は他人に迷惑をかけぬといふ消極的の道徳を以て満足することは出来ない。更に進んで大いに社會の爲、人の爲になる務を全うせねばならぬ。之が社會奉仕である。近時種々の修養團體や宗教團體が色々の奉仕的勤勞をするのを見聞する。中學生の身分としては勿論大きな事は望まれないが、彼等の生活程度に應じた奉仕生活を工夫させたい。

【よの中は……の御製】明治三十七年に「述懐」の御題で詠み給うた御製である。

第十六課 良き公民

一、自治と公民

自治及び地方自治「自治と云ふ言葉は廣狹二つの意義に用ひられてゐる。廣義に於ける自治は國家の作用の各方面に通して存在し得るものであるが、普通に自治と謂ふのは狹義に於ける自治即ち地方的行政に關する自治のみを指すのである、狹義の自治は或は自治行政と謂ひ或は地方自治又は團體自治と呼ぶが皆同一義である。」（公民教育講座）

「行政は統治權の作用の一であつて統治權は本來國家に固有なる權利であるから行政は固と國家の行ふべきものである、併し乍ら行政の範圍は頗る廣汎にしてその事務は極めて多端である、國家全體に影響を及ぼすものは固より國家の手に統一し國家が自ら之を行ふ事を要するが行政の事務中にはその直接關係する處は一地方の利害に止り國家全體に取つては間接の影響を及ぼすに過ぎぬものが多い、此の種の行政を國家が自ら行ふ時は政府は策

雜に堪えざるのみならず地方の事情に適應した效果を擧げる事は極めて困難である、故に地方的利益に關する行政は國家が自ら之を行ふ事なく直接利害關係を有する人民の處理する處に委任し國家は之を監督するに止めた方が國民參政の要求を満す所以でもあり又行政の事蹟から云ふも適切なる結果を望み得るに近い、此の理由に依つて地方自治の制度は認められたのである、地方自治は狹義に於ける自治である、地方自治に於ては地方人民は常に共同的團體を形成し國家の監督の下に團體自身の機關に依り團體の費用を以て團體自身の事務として公共事務を處理してゐる。此の團體を自治團體又は公共團體と云ひ之を中心として斯の如き團體の行ふ行政を自治行政又は團體自治と謂ふのである、要するに此の意味に於ける自治は人民の團體が或る程度に於て國家に對し獨立して自ら行政の主體となると云ふ點に重きを置くものである。」（公民教育講座）

【立憲治下】

立憲政治下の意。即ち憲法によつて國家の政治を行ふこと。併し實は單に憲法ある政治では未だ不十分である。金森徳次郎氏は次の如く言つてゐる。「立憲政治と云ふのは單に憲法ある政治と云ふ意味ではない。憲法は其の廣義に於ては國家の組織を定むる根本法を意味するものであるから國あれば必らず憲法が存する譯である。然しながら一切の國が立憲國であると云ふことを得ない。立憲政治たるの要件としては第一には三權分立と云ふ言葉に依つて通常説明せられて居る所の權力分立の思想に基き少くとも政府と裁判所と民選議員を包含する議會とを有し此等の三機關は或程度に於て獨立を有することを必要とする。而して第二には立憲政治に於ては人民の公權の保障が制度として認められることを必要とする。従つて立憲政體は立憲主義の憲法乃ち狹義の憲法を有する政治形式であると云ふことが出来る。」（公民教育講座）

【公民】

公民の意義については種々難多な解釋があるが、左に文部省主催第一回公民教育講習會に於て當時の普通學務局長なりし篠原英太郎氏の述べた意見を參考迄に記

載する。

「大體私は斯様に考へて居るのであります。國民參政制度の下に於ける國民其の者が即ち公民である」斯様に簡單に考へて居ります。其の譯を申しますと、相當文化の程度の進んだ國家組織に於きましては、其の國家を組織する人民と申しませうか、國民と申しませうか、それ悉く國家を形成する要素であります。政治組織であるとか、或は經濟組織であるとか社會組織と云ふもの、一員として政治關係に於て經濟關係に於て、其他社會關係に於て一つの大きな國家組織と云ふものが、漸次發達して來る傾向があるのであります。是は社會の文化が進む當然の道行でありますので、一口に申せば公であります。其の公生活に参加すると云ふか、發言權を持つと云ふか、要するに之に参加する、加はると云ふ事柄の意識が段々發達して參りますが、此の關係を參與關係と申しませうか此の參與關係と云ふものが國家の制度の上に何等か一つの形に於て認められて來る、社會生活の狀況が漸次發達して參りますと各個人と公の生活と云ふもの、關係が段々密着の程度を増して來るのであります。（中略）此の

參與關係が國家と一般國民との間に存在するやうな状態になつた時には其の國民は即ち公民である。斯う言ふて宜からうと思ふのであります、言ひ換へれば公民とは國家生活の要素である政治經濟、社會と云ふやうな關係に參與する方面から觀察しての國民であると云ふべきである、私は先程來社會とか經濟とか或は社會生活とか、經濟生活と云ふものを政治若くは政治生活と云ふことゝ並んで申したのであります、政治參與が社會生活、經濟生活の基礎となるものと先づ觀察して宜からうと思ひます。斯様に觀察を致しますると更に公民と云ふ事柄の意義を斯う云ふ具合に言ふことは政治に參與する方面より觀察したる國民である、斯様に公民と云ふことを考へて見たならば如何かと私は考へて居ります。(文部省、最新公民科資料精説)

次に市制及び町村制に於ける最狹義の公民とは如何なるものであらうか。左にその法文を掲げる。市制、町村制ともに規定の内容は同一であるから、市制の分のみを記する。但しそれと等しい條文の町村制に於て示されてある箇條を市制箇條の下に括弧内に示した。

市制

- 第九條(第七條)帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來市住民タル者ハ其ノ市公民トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 一 禁治産者及準禁治産者
 - 二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者
 - 三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者
 - 四 一定ノ住居ヲ有セサル者
 - 五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 六 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス
 - 七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラ

レ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

市ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第一項二年ノ期間ハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラルコトナシ

第十條(第八條)市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セラル、權利ヲ有シ市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ

左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ市ハ一年以上四年以下其ノ市公民權ヲ停止スルコトヲ得

- 一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者
- 二 業務ノ爲常ニ市内ニ居ルコトヲ得サル者
- 三 年齢六十年以上ノ者
- 四 官公職ノ爲市ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者
- 五 四年以上名譽職市吏員、名譽職參事會員、市會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者

六 其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者 以下省略

第十四條(第十二條)市公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條(第十五條)選舉權ヲ有スル市公民ハ被選舉權ヲ有ス

在職ノ檢事、警察官吏及收稅官吏ハ被選舉權ヲ有セス選舉事務ニ關係アル官吏及市ノ有給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

市ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ市ノ市會議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

二、自治の徹底

【自治の精神は自律の精神から...】自治は前述の如く、一定の範圍内に於ける自主的政治であるから、結局は自己の自律的精神に基礎を置かねばならない。勿論自治行政には種々の守るべき成文があるから、それをよく心得單に外的に盲従したり、いや／＼乍ら引張られるといふ

のではなく、よく自覺的に遵ふのである。自己が自覺して自己の内心の命令として遵ふ時は、たとひ法文に遵ふこともやはり自律的行爲となるのである。

【若し公民にして自治の責務を忽せにするときは……】地方自治の紊亂といふことを屢々耳にすることは、立憲國として誠に辱かしい次第である。選挙の不正、公金費消等々その醜聞は枚擧に暇がない。かゝる結果は自治團體自身の破滅を將來するの他ない。之が改善救済の道は公民教育の徹底普及に俟たねばならぬ。

三、選挙の心得

選挙と公正「選挙を離れては現在の輿論政治の運用は之を考へることが出来ませぬ。立憲主義と自治主義とは、今の世界を風靡せる政治思潮の二大特色であつて、中央に在りては立憲の政を布き、地方に在りては自治の制を進めるのであります。而して此の兩者は一體不離、同一のものを方面を異にして觀察したるに過ぎませぬ。二者其の形を異にして其の精神を異にせず。多数民衆の終局的合理性を信する基礎の上に國政の運行を圖れば即ち國

家立憲の政治となり、同一の基礎の上に地方の政治組織を建立すれば即ち地方自治の制度と爲るのであります。又上述の如く普通の國家又は地方公共團體に於けるが如く、總ての團體構成員の直接参政が不可能なる現代に於て、政治過程に於ける選挙の重要性が、顯然として養はれて來るのであります。實際問題として選挙を離れて輿論政治を語ることは不可能である。かく斷言して決して過言でない。従つて立憲政治の圓滿なる發達を圖り又自治政治の穩健なる進歩を望むが爲めには、必ずや選挙に關する法制の完備することを必要とし、之に依りて選挙の公正に執行せらるゝことを期待しなければなりません。選挙の公正に執行せらるゝことは立憲政治又は自治制度の生命である。輿論政治又は代議政治の運用の核心を爲す所の選挙にして、若し其の執行が腐敗し不公正なるに至らば、そのことは直に輿論政治又は間接代議政治の死滅を意味するものであります。」（公民教育講座、坂千秋氏述）

【普通選挙】普通選挙といふのは制限選挙に對する言葉である。即ち財産の有無に拘らず選挙權を認めることであ

る。併し普通選挙と云つても決して絶對的無制限ではなく、多くは婦人有資格者より除外し、又弱年者、精神異狀者、公民權の剥夺者又は停止者、破産の被宣告者等を除外するのを通例とする。

四、自治體の事務

【吏員たるもの……】自治體の吏員は國の官吏ではないが、併し公共の事務を取扱ふ點から見ればその實質は何等官吏と異なる所がない。近年綱紀肅正といふ聲を頻りに聞くが、之はその反面に綱紀の弛緩せることを意味する。吏員たるものは中正無私よく自治體の向上發展の爲に盡瘁すべきである。

五、眞き公民

公民も結局は國民であり忠良なる臣民である。「忠良なる臣民」については卷三に於て更に述べてある。本課に於ては市町村公民として國家に盡す道を知らしめ、將來地方自治行政の中堅として働くべき素地を養つて置きたる。

第十七課 正義

一、正義とは何か

【正義】 Justice, Gerechtigkeits. 「公正ともいふ。道徳法によつて、各人をしてその當に享くべきもの、負ふべきもの（権利、義務、褒賞、刑罰）を享けしめ、負はしめて誤たざること。社会的協同的生活に於て道徳的權利、義務を擁護徹底實現せしめる原理。」（岩波、哲學小辭典）

【プラトンは之を徳の最高……】 プラトンは人の靈魂を高等なるものと劣等なるものとに分け、前者を理性とし、後者を更に上下二つに分ち、上なるは氣概で下なるを物欲とした。然して彼は此の靈魂部分論を基礎として徳論を説いてゐる。即ち靈魂の各部分は各特殊の圓滿を有する。是を即ち徳とした。その中理性に該當するのが智の徳であり、氣概に相當するのが勇の徳、物欲には節制の徳なりとした。然して彼は靈魂全體の圓滿は各部分がその本分を守り、理性の指揮に従つて互によく秩序を保つ

にありとした。此の圓滿に調和せる徳を彼は正義又は公正と名づけたのである。プラトンの四大徳とは之であり、就中正義は三つの徳の上に立つものと考へられた最も重要な徳である。

二、正義と社會

社會的正義 Social Justice 「正義の内には人間の本質の平等観がある。それは現實の個人の價値を無差別に見ることではなく、各個人に於ける人間の本质を平等にそれ自身のために尊重することである。而して人間の本质の完成状態は即ち人格性の理念であり、現實の個人の價値の高下は之を標準として決定される。又人格性の實現は、個人が協同的社會の一成員となつて初めて可能。以上の諸點に基いて、社會に於て個人が可能的人格性として、協同的社會の一成員として、又彼の有する現實的個性的價値に相應するやうに、待遇せられることを社會的正義

といふ。」（岩波 哲學小辭典）

三、正義と國法

獨語のレヒト Recht は「正」と共に「法」とか「權利」とかの意味をも有することは中々意義のあることである。國法は畢竟社會正義國家正義の實現の爲に存するとも云へる。

四、義務を先に權利を後に

普通には「權利義務」といひ、兎角權利の主張は強いが義務が一向之に伴はぬことが多い。權利義務は決して一方的であつてはならない。親はその子を養育することが義務であると同時に貴い權利でもあるのである。權利と義務は一物の表裏をなせるものとも云へる。人はともすると自分勝手の權利を要求し誤れる正義を主張する點から見て、吾人は先づ義務を果すことに専念することが大切だと思ふ。かゝる人にして初めて正當なる正義の主張をなし得るのである。

六、正義と同情

社會の事象を盡く權利義務の法的關係のみで見るとは、人間社會は何となく無趣味な味氣ないものになるであらう。やはりそこには情味豊かな同情心のあることを必要とする。併し又同情心のみ偏する時は所謂情實に捉はれたりして正義に反した行動をとることがある。兩者相俟つて全きを期することが出来やう。

七、正義と勇氣

【義を見てせざるは勇なきなり。】 論語爲政篇にあり。「見義不爲、無勇也。」
【自ら省みて縮くんば……】 孟子公孫丑章句上にあり。「自反而縮、雖千萬人吾往矣。」

第十八課 向上の生活

一、精神力の成長

【身體の成長には時期があり】「兒童身體の發達狀況は年齢により人により同じからず、一樣に論ずべからざるも、概して之を言へば、其の割合は生後一年最も大にして、以下次第に其の度を減じ、青春期に入るや再び急速の發達をなし、女子は大凡十二歳、男子は大凡十四歳にして頂點に達す。以上再び速度を減じ、女子は大凡十七歳、男子は大凡二十歳に於て、其の骨格は殆ど完成す。されど筋力は尙數年間増加し、神経系統は更に長く發達す。」(篠原、教育辭典)

此の他身長や體重の増加も年齢に於て其の速度を異にする。而して青春期以後成年期を過ぎて老年期に入ると身體諸機能漸次衰弱し、終に死に至るのである。

【精神の成長には時期がない】精神の發達も身體の發達に應じて次第に生長するものである、本文に「時期がない」と云つたのはその生長の各段階的時期を指すのではな

く、寧ろ終期といふ意味である。勿論精神力に於ても身體の衰弱するに伴つて或は記憶力が衰へるとか推理力が鈍るとかするが、併し所謂「精神修養」といふ方面は一生を通じて行はるべきものであり、何處迄も向上進歩する可能性を有するのである。

二、最善を盡せ

英語でも「Do your best!」といふ。吾人が若し常に最善の生活を營むならば何時死んでも後悔ない筈である。かゝる生活を充實した人生といへるであらう。

三、反省の必要

【廣瀬淡窓】「日本教育資料」に左の如く見える。
「廣瀬求馬幼年學ニ志シ家ヲ其弟某ニ譲リ筑後隱士松下某ニ從學シ十七歳筑前ノ龜井道載父子ニ從ヒ一年ニシテ歸郷獨學二十四瓊林壯學舎ヲ市東ニ開キ童兒ヲ教フ生徒

日ニ集ル乃遷テ堀田村ニ居リ塾ヲ開ク名ヲ咸宜園ト云フ生徒年ヲ逐テ益進ス毎年新ニ門ニ入ルモノ百人内外トス年老ルニ至ツテ無子、門人矢野範治ヲシテ家性ヲ承シメ扶テ門人ヲ教育ス生來多病ナルヲ以テ足郷ヲ出テス(中略)其學敬天ヲ本トシ處義制數ヲ用トス經ヲ解ク新古ニ拘泥セス唯本文ニ折衷ス書ヲ讀ム古今和漢内外ヲ問ハス唯其適用ヲ取ル人ヲ教ル偏固狹隘ニ陥ラス務メテ其材ヲ達スルヲ主トス年七十五ニシテ歿ス。」

【萬善簿】「今日に至るまで廣瀬家には『萬善簿』と題する一冊子が残つてゐる。此の冊子は、淡窓先生が天保六年の閏七月九日、年五十四歳にして筆を起し、翌々天保八年五十六歳の六月まで、滿二年の間に爲した一切の善事(功)、及び惡事(過)、を採點したものである。先生は、日々爲したる善惡を記號でしるし、月末にはそれを差引勘定して、自己の行爲を反省する材料としたのである。今茲に其三四の月を、代表にとつて、簡単な表に作れば次の如くである。

計算年月	初めた時より の經過年月	功數	過數	差引功數	功數累計
天保六年 十二月分	六ヶ月目の月	二六	二	二四	三四八
天保七年 六月の分	全一ヶ年目の 月	一一八一〇	一〇八八六二		

(天保七年同八年の例は省略す)

淡窓先生が、一萬善を積む計畫を立てられた事は、上に記した「萬善簿」の在る事でも明かであるが、然しながら、果して此計畫を最後まで成し遂げられたかどうかは、從來全く不明になつてゐたのである。然るに伊東氏(福岡縣立圖書館長)が、親しく廣瀬氏の宅を尋ねて、遍く藏書記録類を探られた結果、其の表紙には「萬善簿」とも何とも書いてないが、前記の「萬善簿」と同性質のものゝ、他に澤山あることが分り、淡窓先生が單に上記の二ヶ年に止らず、尙久しく此努力を繼續された事がだんだん分つて來たのである。之によつて今其積善概數を示せば實に次の如くである。

年	月	年齢	初めてより の經過年月	功數累計
天保九年六月		五七	三年	三八一九
〃	十年六月	五八	四年	五〇七〇

" 十一年六月	五九	五年	五二二二
" 十二年六月	六〇	六年	五六八八
" 十三年六月	六一	七年	六七四三
" 十四年六月	六二	八年	七一〇三
弘化元年六月	六三	九年	八〇一九
" 二年十二月	六四	十年半	八五九八
" 三年十二月	六五	十一年半	九三三四
" 四年十二月	六六	十二年半	九九〇三
嘉永元年正月	六七	十二年七ヶ月	一〇四三三

即ち之によつて見れば、天保六年の閏七月、先生が五十四の年から、一萬善を積み始めて、嘉永元年の正月、先生が六十七歳に至るまで、年を経ること實に十二年七ヶ月にして、遂に最初の目的たる、一萬善を積み上げられたのである。而して、此後淡窓先生は、老のその身に迫れるにもかゝらず、更に嘉永元年の二月から、再修して之を繼續されたやうである。

上記の功過の差引に於て、淡窓先生が如何なる事を「善」に數へ、又如何なることを「惡」に數へたかといふに、

- (一) 財を捨て、人を利す (二) 人に勤むるに善を以てす
 - (三) 人に分つに食を以てす (四) 人の事を周旋す
 - (五) 意を用ひて人を救ふ (六) 骨肉の間恩を思ふ
 - (七) 念善 (八) 乞ふ者に施す
 - (九) 交際情を盡す (十) 生物を憐む
- の如きを善行に數へ、又
- (一) 過食 (二) 疾病 (三) 怒心 (四) 怒言
 - (五) 殺生 (六) 慳財 (七) 猫を打つ (八) 螢を捕ふ
 - (九) 蛤を煮る (十) 卵を潰す
- の類を「惡」行に數へられてゐるのである。過食、貪食、間食などを惡に數へられてゐる所より察すれば、先生は胃腸の弱い方であつたのかと思はれる。又怒り易い性癖があつたものと見えて、怒を抑へることは、多大の努力を拂つて居られた様である。怒にも大小あつて、戒忿怒は惡の二點、或ものは惡の三點、甚だしきは惡の五點に數へられたる怒もある。(山下信義、一事貫行眞髓略)

四、我等の反省

中學生時代には餘程自覚が深まつて來るから、反省力も可成り出來てゐる筈である。併し反省も機會を得なければ出來ない。故に生徒の日常生活に於て、自己を反省する機會を工夫させることが大切である。各自家庭に於て就寝前適當な時間を之に使ふことは固よりよいが、其他に於ても或は教室内で反省會を開き、各自相互に反省し合ふ如きことも其の方法さへよければ有效だと思ふ。

【おほぞらに……】 明治三十七年「峯」といふ御題で詠ませ給うた御製である。

第十九課 戊申詔書(一)

本課に於ては詔書下賜の由來を明かにせんとしたものである。本文中には格別説明する程のこともないと思ふから、左に参考として吉田熊次氏著「教育勅語釋義」中の戊申詔書の釋義より引用しよう。左記各項の括弧中は右の書にある部分を示す。

戊申詔書發布當時の國情「教育勅語に示されたる道徳は實に我が國民道徳の大綱であつて、國民たるものはこれを遵奉するだけで忠良なる臣民となるに十分なのである。然るに明治四十一年十月十三日に更に戊申詔書を下し賜へるは如何なる事情に依るのであらうか。

當時、我が國は明治三十七八年戰役を経て、一躍世界列強の内は加つた。従つて列強の注目を集めることも一層其の度を加へたと共に、列強の中には未だ我國の眞情を十分に知らぬのもあつた。我國には先に明治二十七八年の戰役があり、後には日露戰爭があつたので、列強の中には我國を目して好戰國と誤認したのもあつたか

も知れない。我が國內にも亦、軍國主義を打破せよなどの叫びもあつて、我が國民を惑はす心配もあつた。然るに他の一方に於ては戰爭には勝つたけれども償金は一錢も取れず、却つて軍費十五億餘圓は負債となつて残つた譯である。それにも拘らず、一般國民は戰勝の景氣に酔うて、驕奢に耽り贅澤に流れる有様であつた。露國は之に反して一意専心、我國に向つて復讐戰の準備をして居るといふことであつた。思ふに明治天皇には斯る國情を御軫念遊ばされて此の戊申詔書を御下しになつたものと拜察されるのである。」

教育勅語との關係「斯る事情より推察するに、戊申詔書は教育勅語の中に含まれて居る我が國民道徳の一部を特に細説明せられたものと了解すべきである。即ち教育勅語は國民道徳の全般であり、戊申詔書は其の一部分である。而して戊申詔書に示されたる部分は、當時の國情に鑑み、特に急務とする所のものであつたのである。故に

戊申詔書に示されたる道徳のみに拘泥して、教育勅語に示されたる道徳を忘れてならぬことは言を俟たぬ所である。けれども戊申詔書に示されたる教訓は、我が國情よりすれば永久に急務に屬することを忘れてはならぬ。

我國は土地の面積の割合には人口が多いのであるから、生活は何うしても困難である。其の上に我が國民は歐洲諸國の如き國難の經驗を経て居らぬ爲に、合理的生活の念が乏しい。吾人は吾が民族が過去に於いて安樂なる生活を送り得たりし幸福を感謝すると共に、將來に於ける安樂なる生活を思ふ時に、是非、戊申詔書の御精神を永久に遵奉せねばならぬと思ふ。」

教育勅語との形式上の差異「教育勅語には大臣の副署がない。従つて「明治二十三年十月三十日」までが勅語となる譯である。然るに戊申詔書には「御名御璽」の後に「明治四十一年十月十三日」とあり、次に内閣總理大臣の副署がある。此の月日は副署をした大臣が記入したのであるから、詔書其物の外にある譯になる。傳へ聞く所に依ると、教育勅語を奉受する際にも、時の内閣に於て評議があつた結果、勅語は絶対のものとして、何人も永久に手

を入れることの出來ぬものたらしめる爲に特に副署をせぬ事に決議したものであるといふことである。併し戊申詔書の御下し遊された頃には既に公式令といふものが出て居たためにそれに依られたのである。左に公式令の全文を載録する。なほ其の中にある「宣語」とは偏く布告せられる義である。」

公式令(明治四十年一月三十一日、勅令第六號)

第一條 皇室ノ大事ヲ宣語シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣語スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス

詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第二條 文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣語セサルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス
勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ事務ニ關ス

ルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス其ノ
國務大臣ノ職務ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月
日ヲ記入シ之ニ副署ス

【ともすれば……】明治四十一年「慶」といふ御題にて
跡ませ給うた御製である。

（以下は非常に小さい文字で書かれた本文の複製と思われる）

（以下は非常に小さい文字で書かれた本文の複製と思われる）

第二十課 戊申詔書 (二)

本課に於ては戊申詔書の御精神を拜察し、之を體得實行
せしめようとするものである。各段の語句の解釋は大體
教科書本文に示して置いたが、尙参考として同語の用ひ
られてある古典を引用した。固より之を全部生徒に知ら
しめる必要はないが、教授上適宜に利用されたい。

第一段

【方今】魏志齊王傳に「方今百姓不足」とあり。

【人文】易に「文明以止人文」とあり。又「觀于人文、以
化成天下」ともあり。

【日ニ就り月ニ將ミ】詩經に「日就月將、學有緝熙于光
明。」禮記にも「無體之禮、日就月將」とある。

第二段

【惟レ信惟レ義】「惟レ」は本文にある通り強く指示する意
味。尙書に次の句がある。「惟德惟義時乃大訓。」と。

【醇厚】詩疏に「上皇之世、人性醇厚」とある。
【自彊息マサルヘシ】易に「天行健、君子以自彊不息。」
とある。

第三段

【淬礪ノ誠ヲ諭サハ】奮勵努力誠を盡すこと。新論に「越
劍性利、非淬礪而不結」とある。

【對揚】尙書に「敢對揚天子之休命」とあり。

戊申詔書の分解 本書に於ては詔書を三段に分解して拜察
したが、第三段は更に之を前後兩段に分けることも出來
る。即ち前段は「國運發展ノ本近ク斯ニ在リ」まで、後
段はそれ以後である。吉田熊次博士は此の如く四段に分
けて、各段を理解に便利のやうに纏めてゐる。参考迄に
引用して置く。

◎第一段

朕惟フニ

- (イ)方今人文日ニ就リ月ニ將ミ……
 - (ロ)東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス……
- (世界の大勢)

朕ハ

- (イ)爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ
 - (ロ)列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス……
- (我が國際的國是)

◎第二段

願ミルニ

- (イ)日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル……
 - (ロ)固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ……
 - (ハ)戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス……
- (國運發展の要)
- 宜ク上下心ヲ一ニシ
- (イ)忠實業ニ服シ……

(ロ)勤儉産ヲ治メ……

(ハ)惟レ信惟レ義……

(ニ)醇厚俗ヲ成シ……

(ホ)華ヲ去リ實ニ就キ……

(ヘ)荒怠相誠メ……

自彊息マサルヘシ

(國運發展の道)

◎第三段

- (イ)抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト
 - (ロ)我カ光輝アル國史ノ成跡トハ
- 炳トシテ日星ノ如シ
- (イ)寔ニ克ク恪守シ……
 - (ロ)淬礪ノ誠ヲ輸サハ……
- 國運ノ本近クスニ在リ
- (國運發展の本)

◎第四段

- 朕ハ方今ノ世局ニ處シ
- (イ)我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ……

- (ロ)維新ノ皇猷ヲ恢弘シ……
 - (ハ)祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ
- 庶幾フ……
- 爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ
- (威徳の對揚)

中等新修身書備考卷二終リ

中等新修身書備考

卷三

第一課 自重

一、中堅學年

中學三年は丁度中學全課程の中間學年に當る。三年位になると生理的にも心理的にも段々大人らしくなつてくる。競技の選手を初め、學友會の行事等にも關係するところが多くなるであらう。本課は生徒をして稚心を去り、ともすると中學過去二年間の生活に慣れた餘り心に弛みの生ぜんとするのを戒め、中學生として公的にも私的にも中堅學年たるの自覺の下に愈々自重することの必要な所以を知らしめんとするのである。

二、自重せよ

【自重】 自重とは社會道徳中自己の名譽に關する道徳である。即ち自己の名譽に對してとるべき正しき態度の一である。自重とは自己の價値を認め、自己の品位を害せぬ

やうその言行を慎むことである。随つて自重する者は常に自己の内心に注意を拂ひ、自制力も強く、苟くも自己の名譽を墮さざらんと努めるのである。而して自己の有する價値に對して卑屈な過小評價をしない。プッシング・ツィ・ゼ・フロントに次の一節がある。

弱き者、人に依頼する者、獨立の出來ざる者、心動き易き者、決斷なき者は

自重する者の心中に輝ける氣高き誇を知らず且又永久に知ることは出來ない。

自重心ある人の悦びは月桂冠を得たことにあらずして

月桂冠を得る力が自己の力であるといふことである。

The weak, the learning, the dependent, the

vacillating, the undecided, —

"Know not, nor ever can, the generous pride.

That glows in him who on himself relies.

His joy is not that he has got the crown
But that the power to win the crown is his"

【物は少しく慣れたときが危険】 自轉車練習の例はよくこゝに當はまると思ふ。初心者が自轉車練習中に大怪俄をしたといふことは聞かぬが、相當達者になつてから思はぬ大失策をすることが往々あるのである。中學生活も一年二年の中は未だ下級であり、教師の命にも従順であるが、三年位になると段々と緊張の態度が崩れかゝる傾がある。特に學級擔任教師と連絡して善導したいものである。

三、今年の計畫

既に述べた如く、三年位になると大分氣持が大人らしくなるから、從て自己の計畫等も相當自主的に工夫出来る

やうになる。一年二年時代の成績を反省して見て、徐ろに將來自己の進むべき方向をも見定めねばならぬ。その將來の方針に従つて、今年一年の勉強の態度も自ら決定するであらう。學年の始に當り、生徒各自をして十分に考へさせた。

四、名を重んぜよ

【自尊心あるものは自ら名を重んじ、苟くも人に後指……】 自尊心あるものは人の見る見ないに係らず常に自己の行動を慎み、假初にも自己の品位を穢し名を辱かしめる如きことはしない。次の句は参考となるであらう。

○夫人必自侮而後人侮之。家必自毀而後人毀之。國必自伐而後人伐之。(孟子離婁章句上)

○青年は自己を卑劣より超越せしめ、人の輕侮を受くることなからしむる所の彼の自尊心を有せざるべからず。(フリンダ・ツー・ゼ・フロント)

A youth should have that self-respect which lifts him above meanness, and makes him independant of slights and snubs.

【殊に名を重んずるは我が國古來の美風であり、武士の最も

尊重した道德】 我が國は家族制度の國であり、隨て家名を

重んずることは既に教授した所であるが、名譽は特に武士道の主要道德として貴ばれたのである。軍紀物語に、

「宇多天皇九代の後胤、近江の國の佳人、佐々木三郎義秀が四男、佐々木四郎高綱、宇治川の先陣ぞや」と名乗つてある如きは、家名を辱しめざらんとするの氣持をよく表してゐる。又乃木將軍の詠じた

武士は玉も黄金もなにかせん

玉黄金より名こそをしけれ

とは、身命を犠牲にして名を重んずる武士道精神をよく云表したものである。

五、自重と自負

【目前の毀譽・褒貶に心を動かすことなく】 佐藤一齋は次の如く言うてゐる。

○聞三人之毀譽人、大抵聞其半可也。劉向謂、譽人不可增其義、則聞者不快於心。毀人不可益其惡、則聽者不減其於耳。此言可謂盡人情矣。(劉向は前漢の學者なり)

○徒譽我者不喜。徒毀我者不怒。譽而當者我

友也。宜易以求其實。毀而當者我師也。宜敬以從其訓。

六、他人をも重んぜよ

【他人の人格を尊重することは、やがて又自己を重んずる所である。隨て自己の人格を重んじ、自己の品位を保たんとするものは當然他人の人格、他人の品位をも同等に尊重せねばならぬ。他人の人格を無視する者は、人格一般を無視することになり、結局自己の人格をも無視する者である。故に自己の品位を自ら卑下する者は固より、自らは高慢の風を装はんとして他人の人格を蔑視する者も、共に自尊心を害するものといはねばならぬ。

ナポレオンの自尊心 英傑ナポレオンは極めて自願心強く、自重、自尊の念が高かつた。「西國立志編」に次の如く書いてある。

「ナポレオンは『不可能と云ふことは愚人の辭書にあるばかりである』と云つた。ナポレオンの最も好んだ他の格言の一は『眞實の知慧は斷乎たる決心である』と云ふ

一語であつた。彼の生涯は何人にも優して『強い断乎たる意志が、如何に大なる効果を擧ぐるものであるか』といふ最も顯著な實例である。彼は其の心身の全力を直接に其の事業の上に投げ懸けた。懦弱な君主や國民は相次いで、彼の前に靡き伏した。アルプス山が軍隊の行手を遮つてゐると云ふことを告げられた時、——彼は『アルプスなどは在るべき筈のものではない』と言放つて險阻で近付き難いと稱せられたシムプロンの峯を横ぎつて軍道を作らせた。不可能と云ふことは愚人の辭書にあるばかりであるとは彼の好んで誦した語である。彼は恐しい程勞働した人で、四人の秘書官を一度でへと／＼に弱らせて了つたことが何度あるか知らぬ。彼は何人でもこき使ひ、自分自身さへこき使つた。彼の勢力は他人を激勵し、彼等に新しい生命を吹き込んだ。彼曰く『乃公は泥土から幾人も大將を造つた』と』

第二課 我が郷土

一、郷土愛

【嬉しきも故郷なり。……】明治時代の偉大なる俳人、正岡子規の感想雜文の句である。

郷土の意義 郷土とは何かといふと、普通の用語としての郷土とは、或個人が特殊の因縁を有する或地域を意味するのである。而してその因縁とは何かといふと、普通の用語としての郷土とは、或個人が特殊の因縁を有する或地域を意味するのである。而してその因縁としては、その土地に生誕したとか、その土地に住居したとかいふことである。シュワルツの教育辭書に郷土の概念を三様に規して居る。

(イ)最も狭き郷土とは先づ出生地 (Heimatort) 即ち出生の村又は町を意味する。

(ロ)稍狭き郷土とは出生地の周圍即ち汽車などの便を借りずに半日旅行の出来る限度の地域を意味する。

(ハ)廣き意味の郷土とは汽車等を利用して一日旅行で往復の出来る地域を指すものである。

としてゐる。私は郷土そのものゝ概念としては大體これにて十分であると思ふ。(吉田熊次・郷土教育論、教育思潮研究第六卷第一輯)

二、郷土偉人

【郷土の先輩偉人を敬慕】各地方に、その地方開發者の記念碑とか、銅像の如きものが澤山にある。其の他其の地方から輩出した偉大な篤行家、學者、軍人、政治家、藝術家、實業家等に關しては平素よくその事蹟を知らしめ、後輩として夫等先人に感謝し、之を尊敬し、且その足跡を追進むやうに教養すべきである。近時郷土偉人祭等の行事を行ふ所があるが、結構なことである。

三、郷土の開發

【郷土研究】郷土を熱愛するだけでは郷土の開發は望まれない。よく冷靜に郷土を認識し、確實な調査の基礎に立つて愛郷の實を全うせねばならぬ。近時特に地の師範學

校等が中心となつて郷土研究の盛んになつた事は喜ばしい現象である。併し研究は飽く迄も郷土愛の熱情より逆るものであり、研究の結果は必ず郷土の開發、向上の爲になさるべきものである。中學生は中學生相應の郷土研究が出来よう。よく郷土研究の眞精神を知らしめて置きたし。

四、郷土の長短

郷土愛とか愛郷心とかいふと、ともすれば郷土を盲目的に愛し、郷土のものとさへいへば何でも彼でも自慢するものゝ如くに考へてはならぬ。郷人には今日の郷土に迄建設し來つた固有の貴い郷土精神があるから、之は飽く迄助長せねばならぬ。併し他面に於て、郷土にもやはり道徳的に見て面白からぬ風習とか傳統とかいふものがある。之等のものは郷人一致協力して美化せねばならぬ。然らざれば折角の郷土も夫等惡風の爲に將來の發展が阻止され、却て郷土の崩壊を招くことにならう。

五、郷土へ還れ

【徒らに都會にあこがれ……】今日の文明は確かに都會集

中的といはれよう。随つて山村の部落は逐年衰微に傾く厭ふべき現状にある。是れ近年農村問題のやかましく論議される理由である。併し國家全體の上から見て、農村は極めて重要な位置を占め、職能を果してゐるのである。固より國家として今後農村に對する根本的研究對策を講ずることが必要であり、又實際に施設を着々實行してゐるのであるが、一方又農漁村民にも彼等の天職を安んじて果すやうな魂を作ること努力したい。

二宮尊徳鐵錄の辭「夫庶人は農をなすより大なる事はなし、農業をなすに鐵錄くわいさより先なるはなし、然れば鐵錄は農を經營の重寶、民を救ひ國を安ずるの元、一日もなくて叶はず、抑々古を考ふるに、吾朝神代のむかし豊葦原を安國と平げ賜ひしより、今日只今に至るまで國を治め家を齊へ人命を養ふ、是より尊きはなし、能ちか々力を盡せば天地の感應目前に顯れ、米麥雜穀湧出し、金銀財寶功德を照す、故に喰ふも呑も着るも安樂自在なり、此鐵錄を以て農をなす事片時もゆるがせにすべからず、此功德によらずして外に富貴を願ふべからず。

天津日の、恵み積みおく、無盡藏、鐵ではり出せ、錄でかりとれ」(報徳叢書に據る)

六、愛郷と愛國

道は近きより始めなければならぬ。愛郷心なき者が愛國心を説くのは、恰も愛國心なくして人類愛を唱ふる者と等しく、全く空虚であり抽象的である。中學生時代の生活圏は主として市町村の自治區域である。かゝる郷土に對する思慕を媒介としてのみ祖國愛、皇國愛の情熱が醸成されるのである。

第三課 誘惑に克て

一、誘惑の事實

【誘惑は常に笑顔を以て我等に迫る】 誘惑は内外兩方から我等に迫ってくる。勉學中不圖嫌氣がさし、そのまゝ本を放置して遊びに出る如きは内部の誘惑、即ち自己の心の誘惑に負けたものであり、友達から悪事をすすめられ、それを振り兼ねて知りつゝも悪事を共に行ふ如きは外部の誘惑に屈服したものである。兎角誘惑の對象は被誘惑者にとつて一種の魅力をもつてあり、一般に人間の弱點に突込んで非道德的なる快感満足と與へるものである。随つて未だ道德的修養の出來てゐないものは、ともすると笑顔を以て迫る誘惑にする／＼つり込まれてしまふのである。

【竊かに服装を素り……】 中學三年位になるとそろ／＼略裝や異裝を故意に得々としてやりたがるものである。殊に田舎の生徒には尙此の傾向が強いやうである。生徒をして制服に對する眞の意義を知らしめ、苟くも校規に違反することなく、正規の服装を嚴守させるやうにしたい。

二、酒と煙草

未成年者喫煙禁止法(明治三十三年三月七日法律第三十三號)

第一條 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二條 前條ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ處分ヲ以テ喫煙ノ爲ニ所持スル煙草及器具ヲ沒收ス

第三條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知りテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ一圓以下ノ科料ニ處ス

親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ處斷ス

第四條 未成年者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販賣シタル者八十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

未成年者飲酒禁止法(大正十一年三月三十日法律第二十號)

第一條 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキハ之ヲ制止スヘシ

營業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販賣又ハ供與スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販賣又ハ供與スルコトヲ得ス

第二條 未成年者ガ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收シ又ハ廢棄其ノ他ノ必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得

第三條 第一條第二項、第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第四條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

【一たび酒や煙草を用ひつけると……】 酒や煙草を最初から好きでのむものは極めて稀であらう。大抵は人に勧められたり、面白半分ではんの惡戯的にうまくもないのを我慢してのみ始めるのである。それが段々回数を重ねるに従ひ、のみ回数や一度の分量が増し、すつかり習慣的になつて、終には到底やめ得ないやうになるのである。病氣をして醫師に禁ぜられ、仕方なく年賀狀や名刺に迄「禁酒」「禁煙」と刷込んだりするものである。それ迄しても意志が餘程堅固でないと、つい又のみ出したがるものである。

三、誘惑に打克つには

【休暇で歸省してゐても……】 生徒の素行上に關する事故は多く休暇中に起るものである。故に休暇中に起り得る誘惑に對する心得は、平素より特に力を入れて教へて置かねばならぬ。